

# 第2次名護市環境基本計画 (素案)

令和8年1月  
名護市

## 目 次

第1章	第2次名護市環境基本計画について	1
1-1	第2次名護市環境基本計画とは	2
1-2	本計画の基本的事項	2
1-3	本計画の構成	3
1-4	持続可能な開発目標（SDGs）との一体的な推進	4
第2章	本市の環境を取り巻く状況と課題	5
2-1	本市の概要	6
2-2	市民の環境に対する意識	24
第3章	みんなで目指す10年後のまちの姿	37
3-1	みんなで目指す10年後のまちの姿	38
3-2	みんなで目指すまちの姿に向けた行動	39
3-3	施策の体系	40
3-4	施策の方向性	47
第4章	推進体制と進捗管理	59
4-1	推進体制	60
4-2	進捗管理	60
第5章	名護市一般廃棄物処理基本計画	61
5-1	基本的事項	62
5-2	ごみ処理基本計画	65
5-3	生活排水処理基本計画	115
第6章	第2次名護市地球温暖化対策実行計画	124
6-1	背景	125
6-2	基本的事項	130
6-3	名護市の特性	133
6-4	温室効果ガス排出量の削減目標	138
6-5	削減目標の達成に向けた施策	142
6-6	気候変動への適応策	157

はじめに

市長挨拶（改定時に挿入）

# 第1章 第2次名護市環境基本計画について

## 1-1 第2次名護市環境基本計画とは

第2次名護市環境基本計画（以下、「本計画」という。）は、現在及び将来の市民が美しい自然と共存しながら健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを実現するために定められた名護市環境基本条例及び、2014（平成26）年策定の「名護市環境基本計画」に基づき、名護市（以下、「本市」という。）の自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るための計画です。

## 1-2 本計画の基本的事項

### （1）本計画の位置づけ

本計画は、本市の環境行政において最も基本となる計画です。本市のまちづくりの基本となる「第5次名護市総合計画」に沿ったものであり、「第2次名護市都市計画マスタープラン」、「名護市地域防災計画」、「第2次名護市みどりの基本計画」などの関連計画との整合を図ります。

また、国や沖縄県等の法令や条例、環境基本計画との関連性に配慮し、名護市環境基本条例に掲げる基本理念を具体化したものであり、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すとともに、市の環境行政において施策を立案・実施する際の指針となるものです。

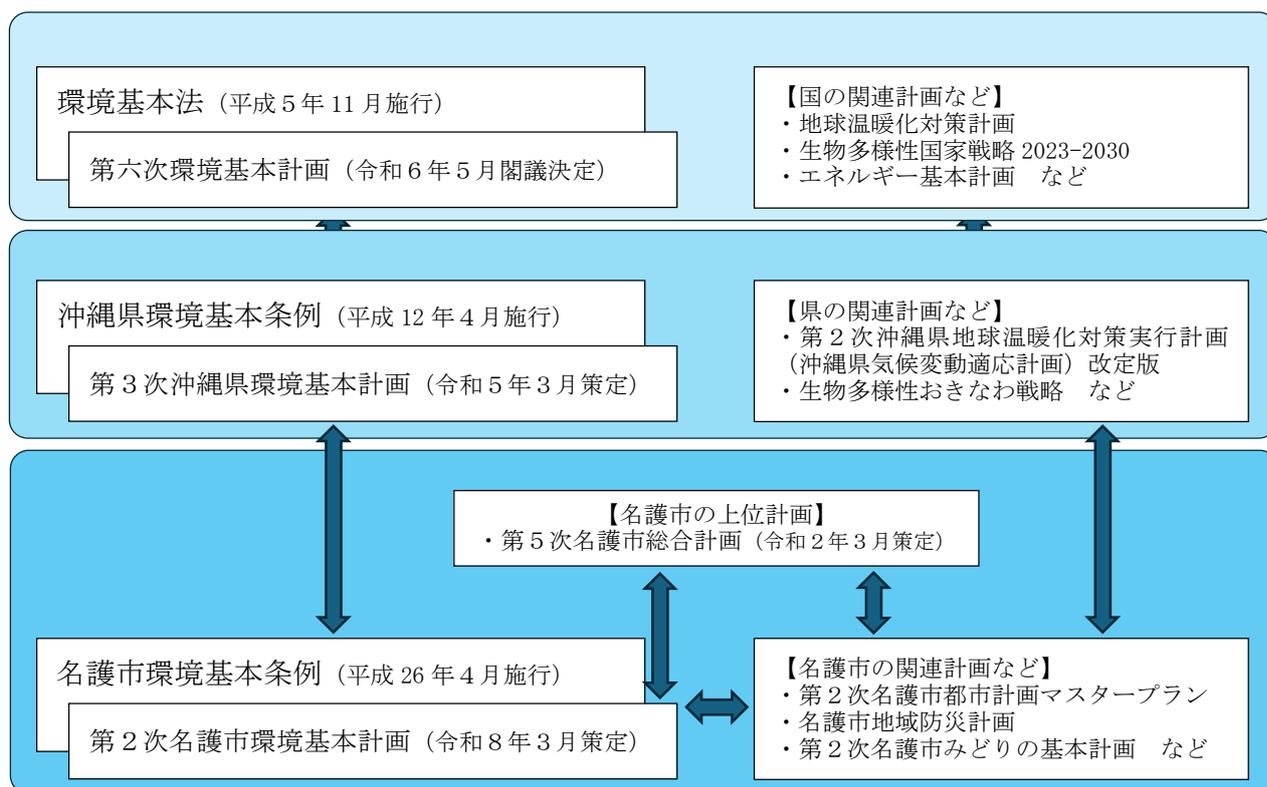


図 1.1 計画の位置づけ

### （2）本計画の期間

計画期間は、2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間とします。

なお、本市を取り巻く状況や社会情勢等を踏まえた上で、2030（令和12）年度に、必要に応じて中間見直しを行います。

### (3) 本計画の対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

なお、自然環境の保全及び生活環境の創造のための広域的な取組を必要とする施策においては、国、県、他の地方公共団体、その他の関係団体と協力して積極的に推進します。

#### 1-3 本計画の構成

本計画は、本章を含む、全6章と参考資料で構成されています。

第2章では、本市の環境を取り巻く状況をまとめるとともに、課題を整理します。

第3章では、市、市民及び事業者が環境保全に取り組むための共通認識として、みんなで目指すまちの姿を示すとともに、実現に向けた行動や取組を示します。

第4章では、計画の実効性を確保するために、市、市民及び事業者が協働して計画を推進していくための体制や進捗管理の仕組みなどを整理します。

また、第5章では、「名護市一般廃棄物処理基本計画」の統合版を、第6章では、「第2次名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の統合版をそれぞれ示します。

#### ■本計画の構成

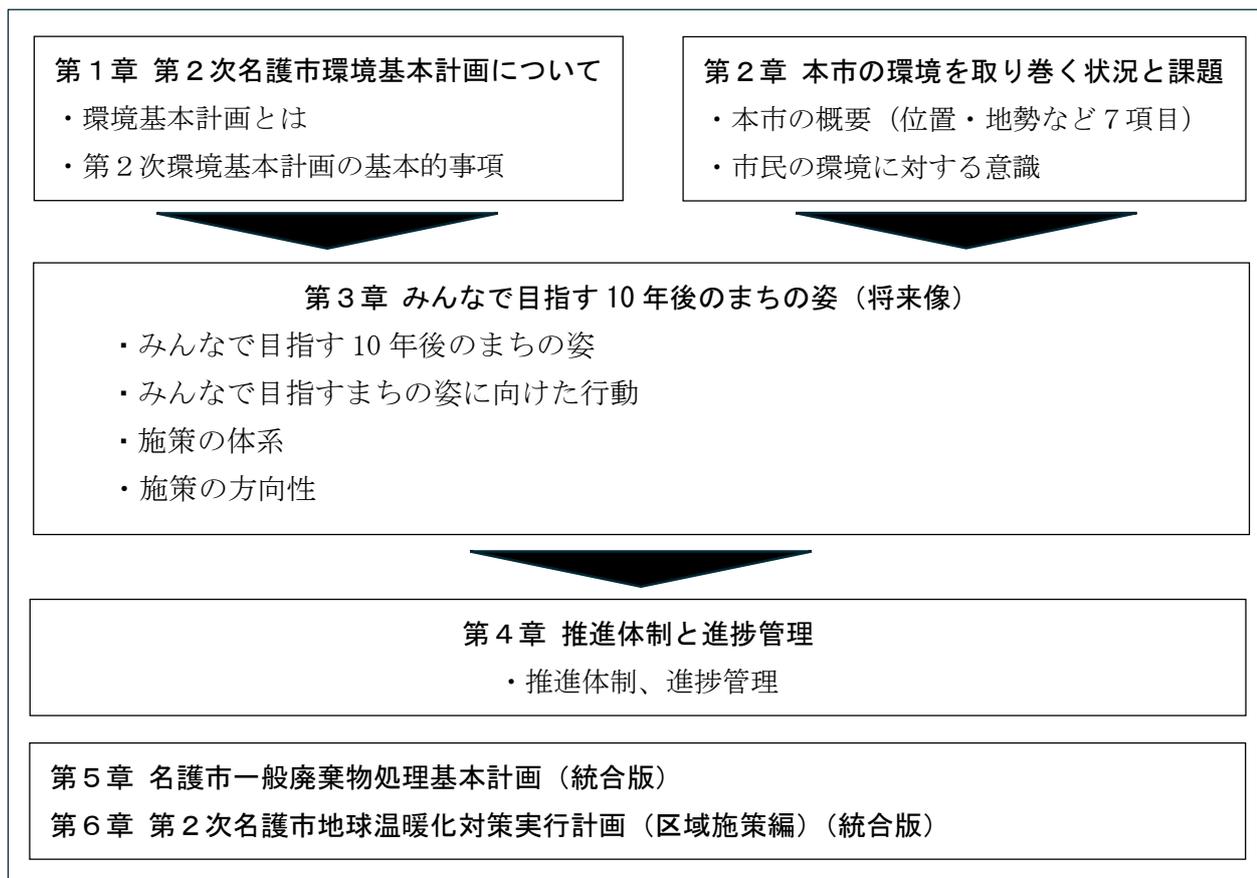


図 1.2 本計画の構成

## 1-4 持続可能な開発目標（SDGs）との一体的な推進

「SDGs（持続可能な開発目標）」は、2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGsの根幹の根幹にある「持続可能な開発」とは、「将来世代のニーズを損なわずに、現代世代のニーズを満たす開発」のことをいいます。SDGsにはあらゆる分野における社会の課題と長期的な視点でのニーズが詰まっており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものとして、行政・企業・個人を問わず取り組むことが求められていることから、日本でも積極的に取り組まれています。

SDGsの理念は、本計画の各施策を進めていく上でも重要な視点であることから、本市においてもSDGsの理念を踏まえながら各取組を推進し、「持続可能なまちづくり」と「地域活性化」の実現を目指します。



図 1.3 SDGs（持続可能な開発目標）の17のゴール

## 第2章 本市の環境を取り巻く状況と課題

## 2-1 本市の概要

本市は1970（昭和45）年8月に名護町・屋部村・羽地村・屋我地村・久志村の5町村の合併によって誕生し、55の区を有しております。

沖縄本島北部圏域の玄関口として、交通・産業等の中核を担ってまいりました。

以下に、本市の概要を示します。

### （1）位置・地勢

沖縄本島の北部、やんばると称される地域に位置し、東側が太平洋、西側が東シナ海に面しており、北西側が本部町・今帰仁村、北東側が大宜味村・東村、南側が恩納村・宜野座村に接しています。

総面積は210.80平方キロメートル（東西に25km、南北に20km）で、沖縄県の総面積の約9%を占め、竹富町、石垣市に次いで広大な面積を有しています。

県都那覇市から51kmの距離にあり、国道58号、国道329号、沖縄自動車道によって結ばれています。また、那覇空港からは、沖縄自動車道を使い、車で約1時間の距離にあります。（数値参照：「沖縄県市町村概要（2025（令和7）年3月）」発行：（公財）沖縄県市町村振興協会）

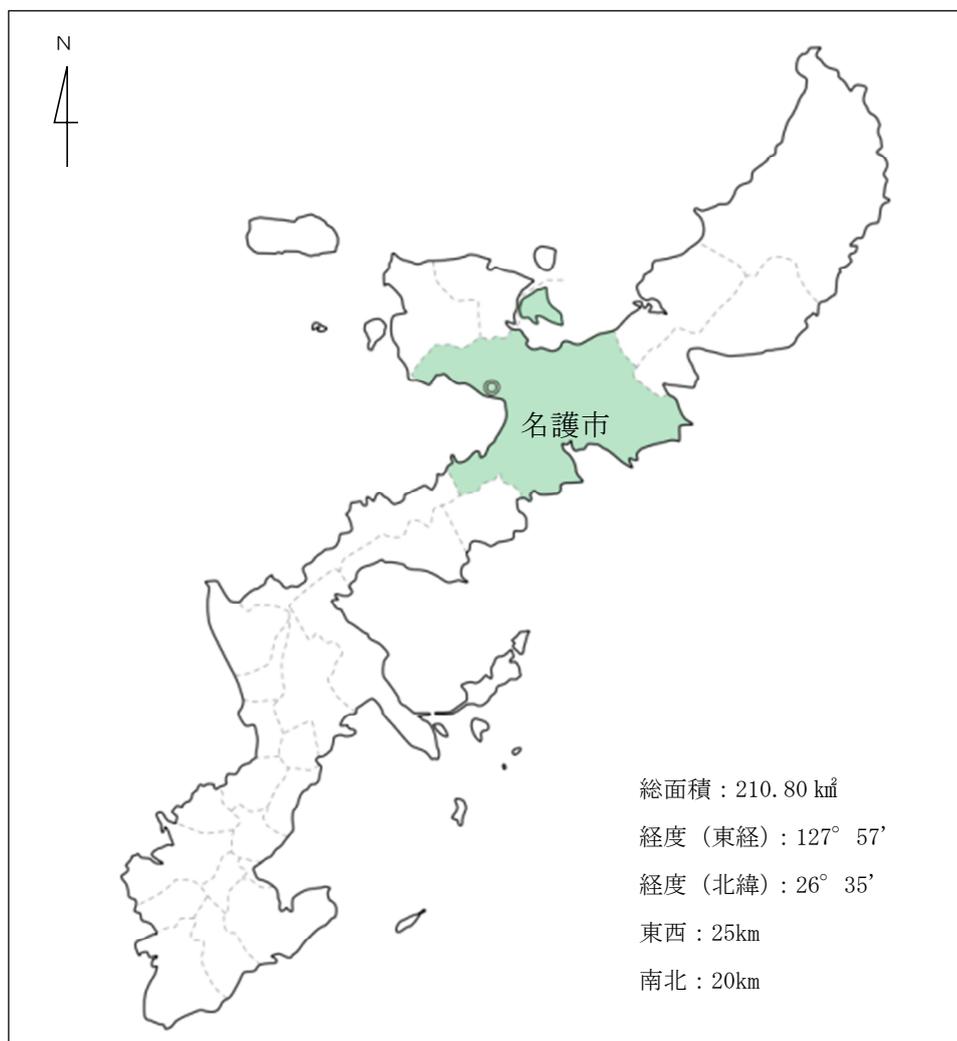


図 2.1 本市の位置

## (2) 気候

### ①年平均気温

沖縄気象台が名護特別地域気象観測所を設置した1966（昭和41）年から、10年あたり0.22℃の上昇傾向にあり、熱中症の増加や農林水産業への影響なども懸念されております。

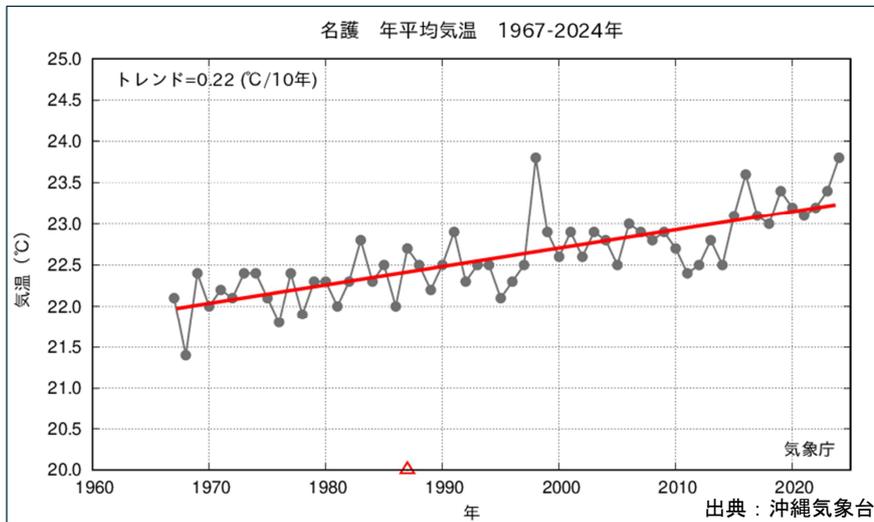


図 2.2 本市における年平均気温の推移（名護特別地域気象観測所）

### ②年降水量

本市は年降水量が多く、1年を通して温暖な気候であることから亜熱帯海洋性気候に属しています。月ごとの降水量は、梅雨期の5月～6月と、台風が多く襲来する8月～9月が多く、年降水量としては、増加傾向はみられないものの、1時間あたりの降水量が50mmを超える集中豪雨の発生回数については、1966（昭和41）年以降では直近10年が最多となっております。

全国的に大雨などによる水害や土砂災害などのニュースが多く見受けられるようになり、本市においても同様の被害が近年増加しております。

先述した年平均気温の上昇や集中豪雨の発生回数増加など、気候変動による自然災害の防止や減災のための調査・インフラ整備等が課題となっております。

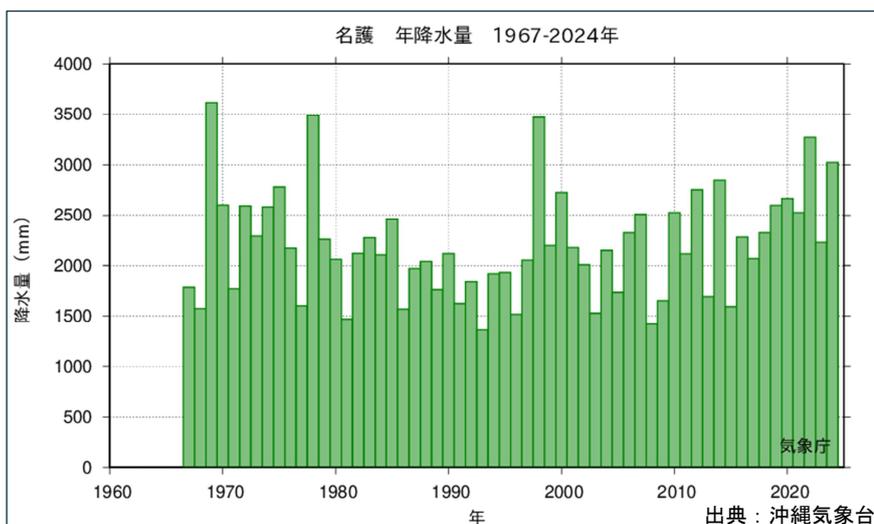


図 2.3 本市における年降水量の推移（名護特別地域気象観測所）

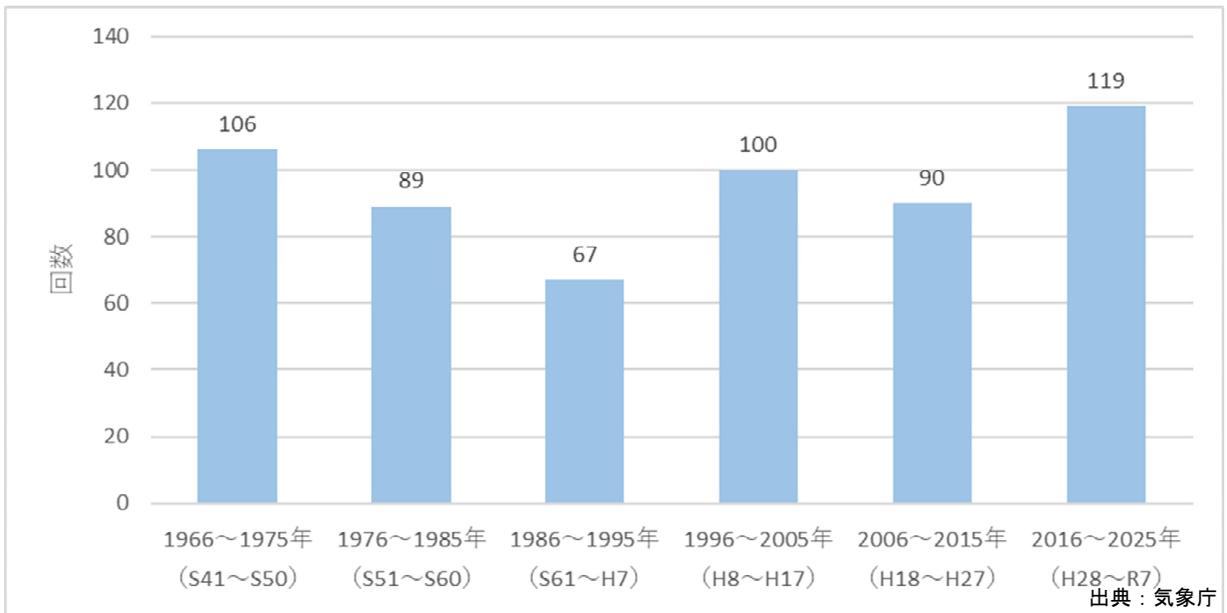


図 2.4 本市における降水量が 50mm/h 以上の発生回数（10 年ごとの合計値）

注）2025（令和 7）年は 2025 年 10 月現在

### （3）人口・世帯数

#### ①人口および世帯数の推移

屋部地区、名護地区、羽地地区では、人口および世帯数ともに増加傾向にあります。一方、屋我地地区、久志地区においては、人口および世帯数ともに減少傾向にあります。

人口は、屋部地区が最も増加しており、2015（平成 27）年度～2024（令和 6）年度の 10 年間で約 24.5 ポイント増加しています。

世帯数においても屋部地区が最も増加しており、2015（平成 27）年度～2024（令和 6）年度の 10 年間で約 35.9 ポイント、次いで、名護地区で約 16.5 ポイント、羽地地区で約 12.6 ポイント増加しています。

本市全体では、人口・世帯数ともに増加しており、それに伴いごみの排出量も増加していくことが予想され、1 人あたりのごみ排出量減量が課題となっております。

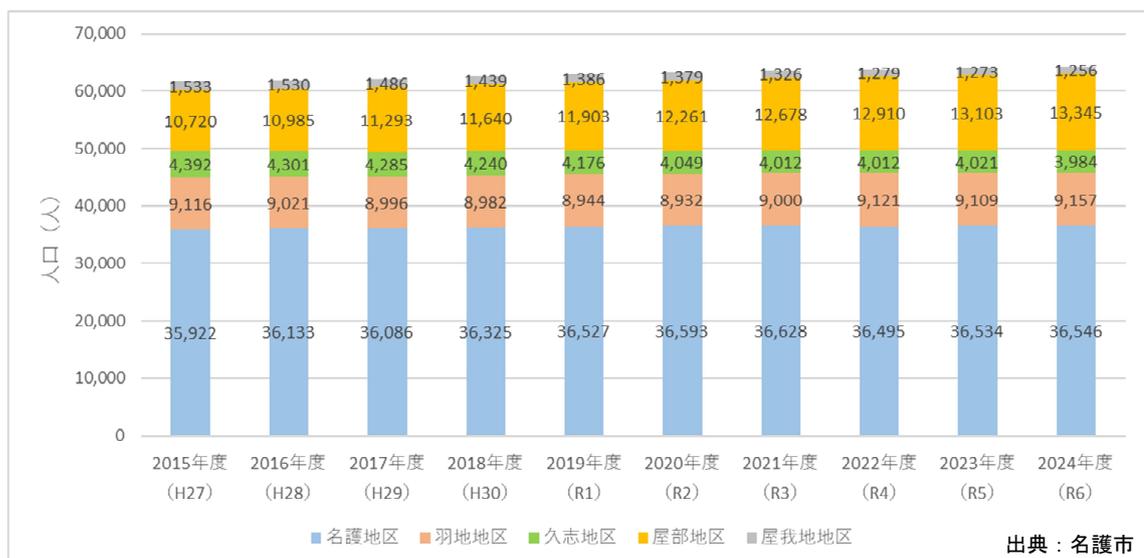


図 2.5 本市における人口推移

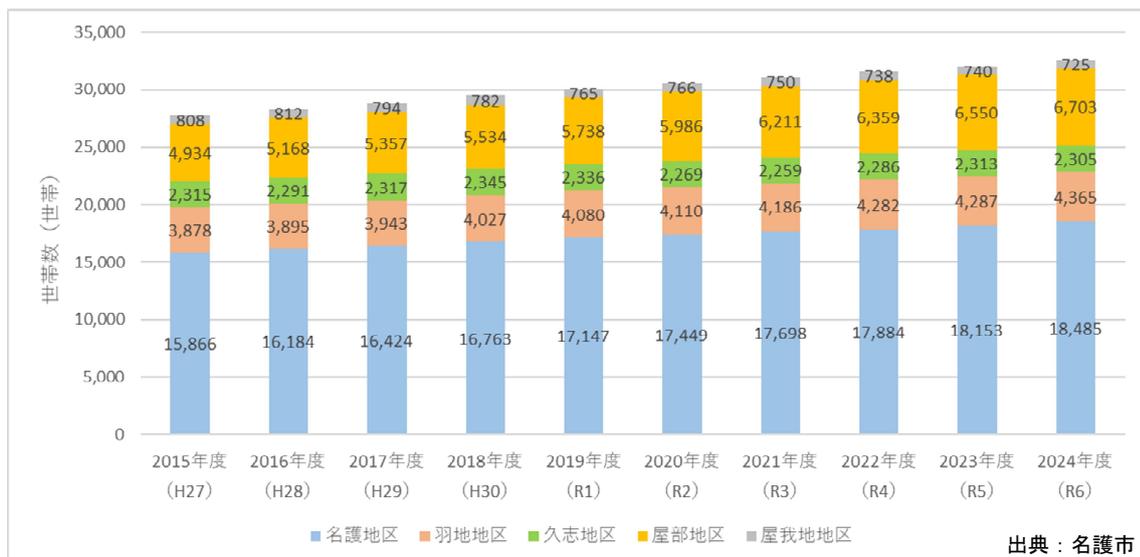


図 2.6 本市における世帯数推移

## ②外国人人口の推移

外国人人口は、久志地区が最も増加しており、2015（平成 27）年度～2024（令和 6）年度の 10 年間で約 4.7 倍、名護地区で約 3.2 倍、羽地地区で約 3.4 倍、屋部地区で約 3.7 倍となっており、いずれも 3 倍以上となっております。名護市全体では約 3.4 倍となり、2024（令和 6）年度時点で 1,040 人となっております。

市民の国籍や文化、言語が多様化していく中で、誰もが環境情報を取得でき、豊かに生活できるようにする必要があります。

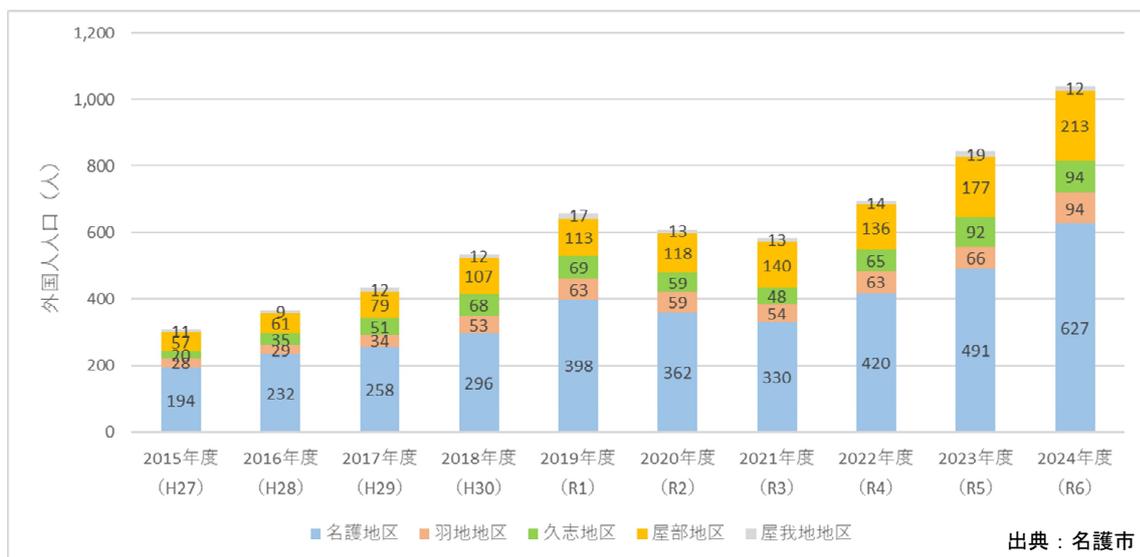


図 2.7 本市における外国人人口推移

### ③区加入率

2021（令和3）年度から2025（令和7）年度の区加入率の推移は、全体的に約3ポイントの減少となっており、地区別で見ると、名護地区、羽地地区、屋部地区で減少し、久志地区、屋我地地区で増加となっております。

人口および世帯数が最も増加していた屋部地区の区加入率は、約4.5ポイントの減少となっており、最も減少した地区となりました。

価値観やライフスタイルが多様化する中で、人口と世帯数が増加しているにもかかわらず、区加入率が低下しているということは、住民同士のつながりが希薄になり、地域を支える人材が不足し、地域コミュニティの機能が弱まることが懸念され、地域防災や地域防犯機能の低下、地域文化の衰退、地域産業の衰退などが考えられます。

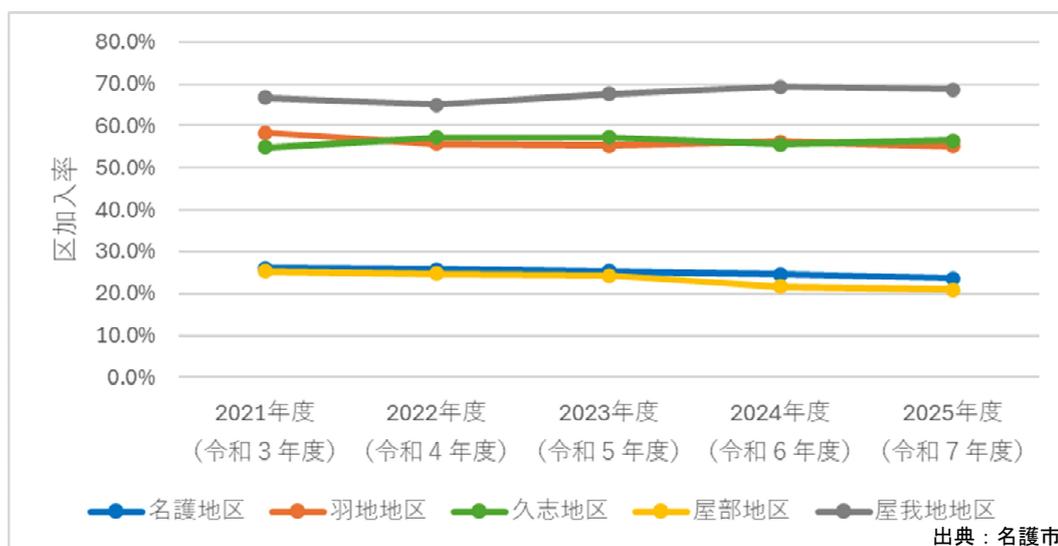


図 2.8 本市における区加入率の推移（地区別）

#### (4) 土地利用

##### ①地目別土地面積割合

名護市の地目別土地面積割合は、2021（令和3）年時点では山林が約32.8%と最も多く、次いで原野が21.6%、農地（田・畑）が20.9%を占めており、2001（平成13）年と比べると、山林と農地は減少しております。

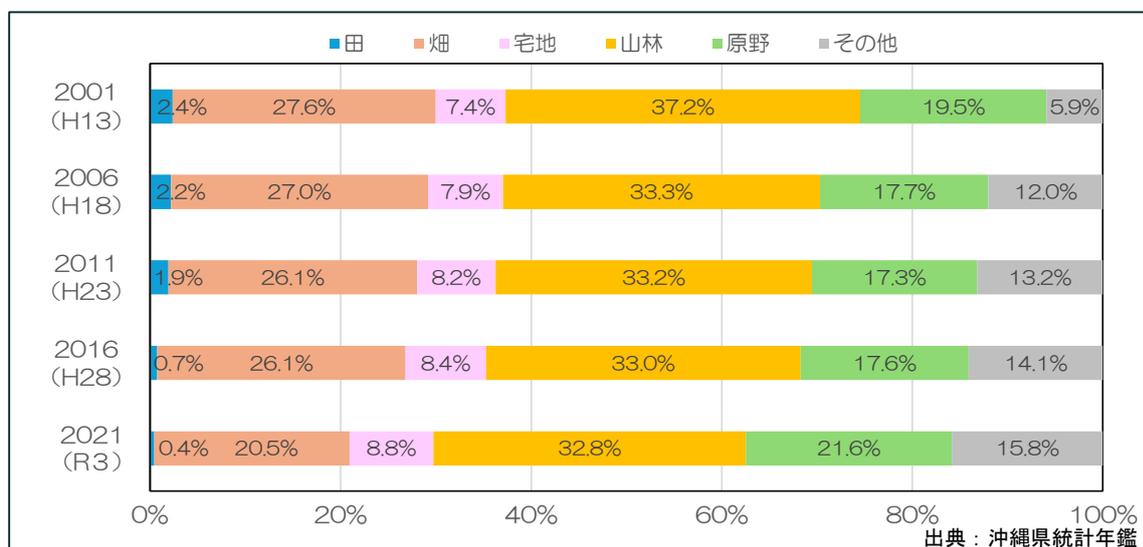


図 2.9 本市における地目別土地面積割合の推移

##### ②空家等の状況

本市の空家等の状況について、2017(平成29)年度と2022(令和4)年度の調査結果を比較すると、本市全体では世帯数に占める空家等の割合は0.45ポイント増加しています。

地区別にみても、すべての地区で空家等の割合は増加しており、特に屋我地地区では2.02ポイントと大幅な増加となりました。

管理が行き届かず放置されている空家については、隣接地への草木のはみ出しやごみの放置など、近隣住民への影響が懸念されます。また、外壁や窓等の破損により敷地および建物内への侵入が可能な空家もあり、ごみが放置されるなどの衛生面や、防犯面においても問題を抱えている建物もみられます。

なお、改修により居住可能な建物もあり、有効活用が期待できるものもみられます。

表 2.1 本市における空家等の状況

地域	2017（平成29）年度			2022（令和4）年度			増加	
	A	B	C (B/A)	D	E	F (E/D)	E-B	F-C
	世帯数 (世帯)	空家等 (件)	割合 (%)	世帯数 (世帯)	空家等 (件)	割合 (%)	増加件数 (件)	増加 (%)
名護地区	16,510	124	0.75ポイント	17,930	201	1.12ポイント	77	0.37ポイント
屋部地区	5,343	26	0.49ポイント	6,365	52	0.82ポイント	26	0.33ポイント
屋我地地区	804	35	4.35ポイント	753	48	6.37ポイント	13	2.02ポイント
羽地地区	3,910	99	2.53ポイント	4,241	147	3.47ポイント	48	0.93ポイント
久志地区	2,452	131	5.34ポイント	2,358	146	6.19ポイント	15	0.85ポイント
合計	29,019	415	1.43ポイント	31,647	594	1.88ポイント	179	0.45ポイント

出典：名護市空家等実態把握調査報告書（2023（令和5）年）

### ③指定避難所等

本市における指定避難所1箇所に対する人口は、5,844人となっており、指定緊急避難場所については、637人となっております。

地区別における指定避難所1箇所に対する人口は、久志地区が1,992人と最も少なく、屋部地区が13,345人と最も多くなっております。

屋我地地区においては、令和5年3月時点では指定避難所の設定はありませんが、指定緊急避難場所は10箇所あり、1箇所あたりの人口が最も少なくなっております。

表 2.2 本市における指定避難所及び指定緊急避難場所

	指定避難所			指定緊急避難場所		
	箇所数	人口 (人)	人口/箇所数 (人)	箇所数	人口 (人)	人口/箇所数 (人)
名護地区	5	36,546	7,309	36	36,546	1,015
羽地地区	3	9,157	3,052	17	9,157	539
屋部地区	1	13,345	13,345	13	13,345	1,027
久志地区	2	3,984	1,992	25	3,984	159
屋我地地区	0	1,256	-	10	1,256	126
合計	11	64,288	5,844	101	64,288	637

※人口は令和6年度時点  
出典：名護市地域防災計画（令和5年3月）

(5) 産業

①産業構造

本市の事業所数は2,782件であり、従業員数は29,318人となっています。産業大分類別の従業者数割合は、第三次産業が25,973人と全体の約89%を占め、従業員数の割合では、「医療、福祉」が6,590人（約22%）と最も多く、次いで「卸売業、小売業」が4,852人（約17%）、「宿泊業、飲食サービス業」が4,451人（約15%）となっています。

表 2.3 本市の産業大分類別（事業所及び従業者数）

産業大分類		事業所数 (件)		構成比 (%)		従業員数 (人)		構成比 (%)		
総数		2,782		100.00%		29,318		100.00%		
第一次産業	農林漁業	34	34	1.22%	1.22%	232	232	0.79%	0.79%	
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	276	2	9.92%	5.97%	3,113	15	10.62%	5.83%	
	建設業		166				1,709			
	製造業		108				1,389			
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	2,472	6	88.86%	3.95%	25,973	122	88.59%	0.42%	
	情報通信業		25				387			1.32%
	運輸業、郵便業		41				748			2.55%
	卸売業、小売業		653				4,852			16.55%
	金融業、保険業		38				396			1.35%
	不動産業、物品賃貸業		154				561			1.91%
	学術研究、専門・技術サービス業		110				1,012			3.45%
	宿泊業、飲食サービス業		489				4,451			15.18%
	生活関連サービス業、娯楽業		274				1,131			3.86%
	教育、学習支援業		144				2,237			7.63%
	医療、福祉		277				6,590			22.48%
	複合サービス事業		15				292			1.00%
	サービス業（他に分類されないもの）		206				2,031			6.93%
	公務（他に分類されるものを除く）		40				1,163			3.97%

出典：2021（令和3）年経済センサス活動調査

## ②年間観光客入込状況

本市における年間観光客入込状況は、2018（平成30）年が最も多い年となり、合計6,661,350人（うち、外国人入込客数1,287,615人）でした。

なお、外国人入込観光客数は、東アジア、東南アジアを中心に増加傾向がみられ、最も多かったのは、2019（令和元）年の1,524,256人でした。

2020（令和2）年～2021（令和3）年はコロナ禍の影響のため、大幅に減少していますが、2022（令和4）年以降回復傾向がみられ、2024（令和6）年の年間観光客入込数は、ピーク時（2018（平成30）年）の80%程度まで回復しています。

また、2025（令和7）年7月にはジャングリア沖縄（今帰仁村）がオープンし、美ら海水族館（本部町）や古宇利島（今帰仁村）など既存の人気観光スポットへのアクセスも良いことから、今後、観光客の増加が予想されます。

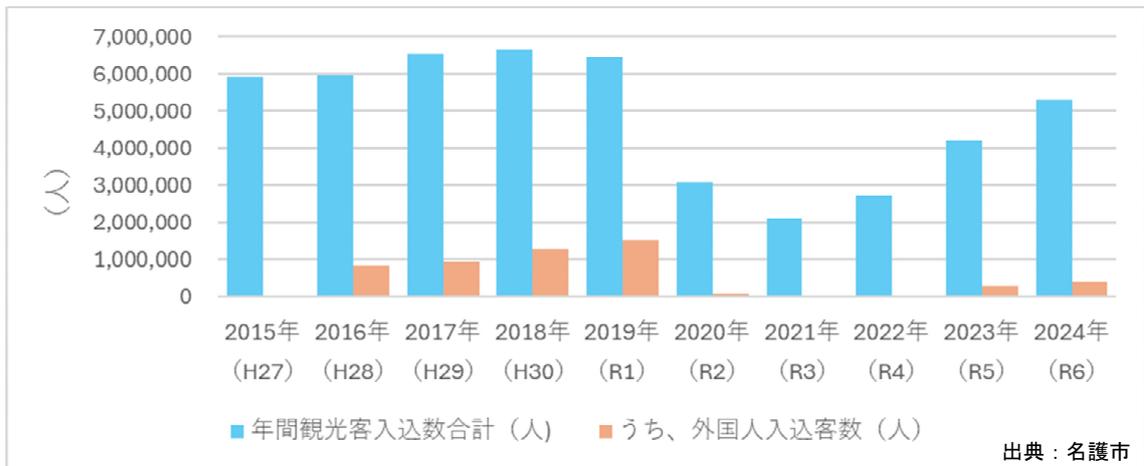


図 2.10 本市における年間観光客入込状況

## ③修学旅行入込状況

本市における修学旅行入込状況（学校数）は、2014（平成26）年が最も多い年となり、合計423校（県全体の約8.6%）でした。

2020（令和2）年～2021（令和3）年はコロナ禍の影響のため、大幅に減少していますが、2022（令和4）年以降回復傾向がみられ、2023（令和5）年の修学旅行入込状況（学校数）は、ピーク時（2014（平成26）年）の85%程度まで回復しています。

また、県全体に占める割合は増加傾向がみられ、修学旅行入込状況（学校数）としては、毎年上位4市町村に入っています。



図 2.11 本市における修学旅行入込状況（学校数）

(6) 交通

①自動車保有台数

本市における自動車保有台数は、全車種で増加傾向にあり、全保有台数は、2022（令和4）年に51,709台となっています。車種別に見ると、特に貨物用車の保有台数に増加傾向がみられます。

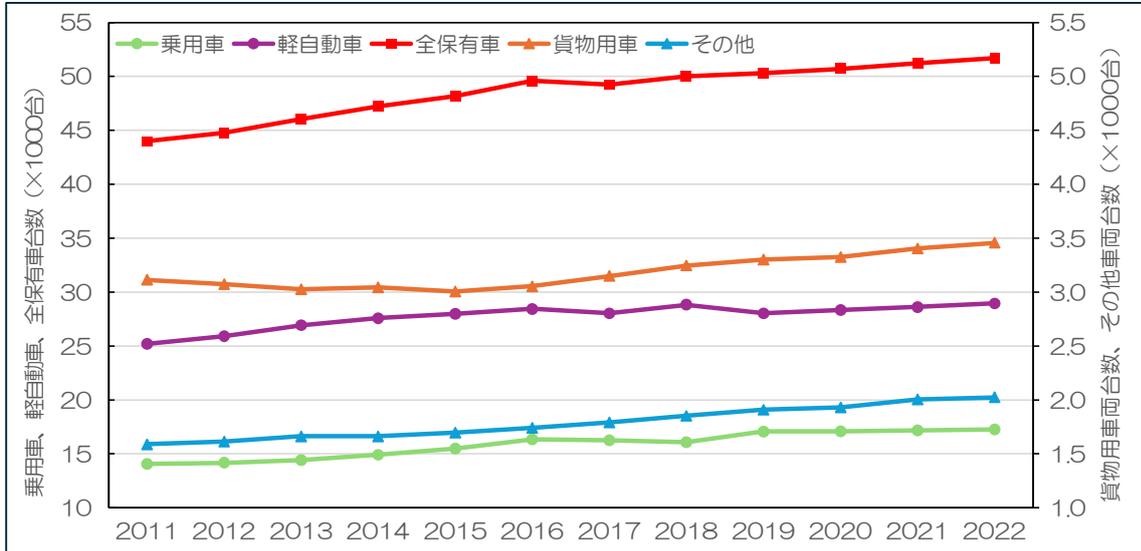


図 2.12 本市における自動車保有台数

出典：沖縄県統計年鑑

②名護市コミュニティバス利用者数

本市におけるコミュニティバス「なご丸」の累積利用者数は、運行開始の2023（令和5）年9月から2025（令和7）年6月までの1年10ヶ月で111,280人となっており、2025（令和7）年6月の利用者数は7,520人となっております。

循環線、二見以北線および羽地・屋我地線とも利用者が増加傾向にあり、市民や観光客の交通手段として今後も利用者の増加が期待されます。

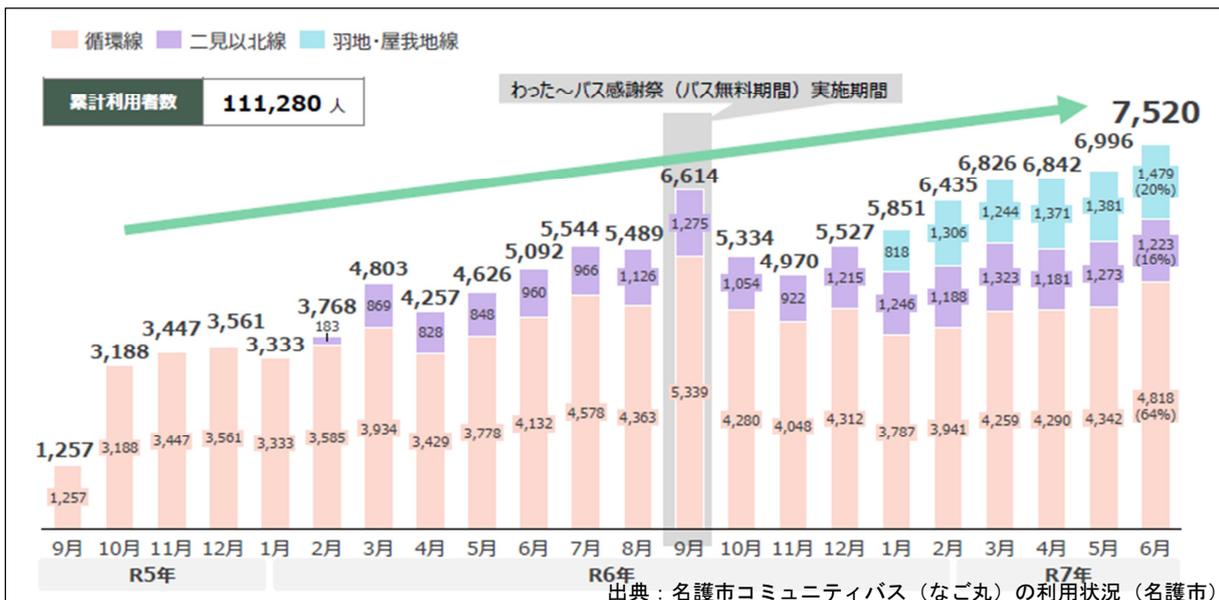


図 2.13 名護市コミュニティバス利用者数の推移

## (7) 環境

### ①本市の生態系

本市には南北に貫く脊梁山系と、八重岳、安和岳、嘉津宇岳からなる山系の2つの山系があります。また、本市の約80%が自然的土地利用となっており、その内、山林が約半分を占めています。

本市の植生は、基盤となる土壌が東側と西側で大きく異なっているため、国頭マージ※<sup>1</sup>で構成されている東側は主にシイ林からなる森林景観、島尻マージ※<sup>2</sup>で構成されている西側は主にヤブニッケイ林からなる森林景観となっています。

本市の河川は、嘉津宇岳・八重岳の山系と名護岳・多野岳や久志岳・辺野古岳等の脊梁山系を源に発達しており、太平洋及び東シナ海へ注いでいます。本市を代表する大きな河川は、源河川と羽地大川が挙げられ、河川勾配が比較的ゆるやかで、川を中心とする生態系が豊富に形成されています。

本市の海域は、沖縄県でも唯一、太平洋、東シナ海、羽地内海の3つの海に囲まれており、長く変化に富んだ海岸地形があります。沿岸域ではサンゴ礁が発達し、陸地を取り囲むようにヒシ・イノーや干潟等が形成されています。市の東側では特にサンゴ礁が発達し、ヒシやイノーが形成されています。また、羽地内海では干潟が形成され、屋我地島の羽地内海側の沿岸部は、希少なマングローブの分布地として、渡り鳥の集団渡来地となっています。

本市の動物相の特徴としては鳥類の多さが挙げられ、羽地内海や屋我地島一帯が渡り鳥の集団渡来地として「屋我地鳥獣保護区(国指定)」に指定されています。その他、「嘉津宇岳・安和岳・八重岳自然環境保全地域(県指定)」、「沖縄海岸国定公園」、「名護岳鳥獣保護区(県指定)」や風致地区※<sup>3</sup>、保安林が指定されており、生物多様性の保全が図られています。

しかしながら、本市では多くの外来種の侵入・定着が確認されており、特定外来生物など一部の外来種は、地域特有の生態系、人々の生活圏などへの影響が懸念されるため、市民、事業者および市が協働して外来種防除に取り組む必要があります。

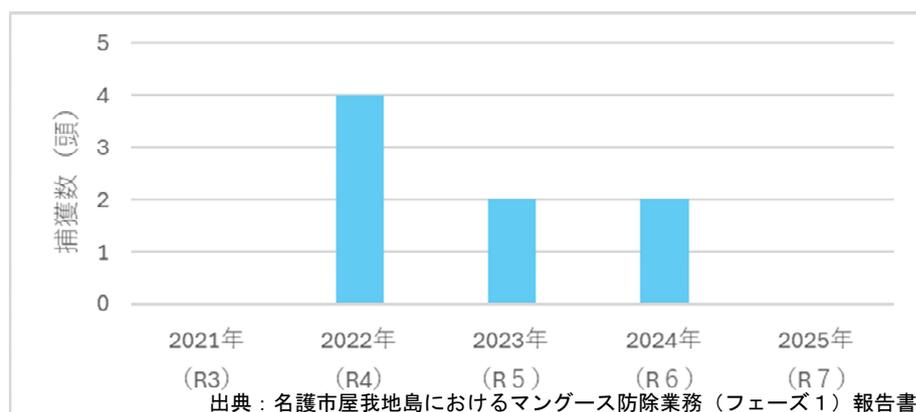


図 2.14 マングース捕獲数（屋我地地区）

※1：国頭マージとは、主に沖縄島、久米島、石垣島に分布する土壌で古生層粘板岩や石灰岩および洪積層等に由来する赤黄色土のことです。

※2：島尻マージとは、主に沖縄島南部、宮古島に分布しサンゴ石灰岩を母材とする暗赤色土のことです。

※3：風致地区とは、都市の風致を維持するために定められる地区。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めています。

# ■コラム①：生物多様性の保全と特定外来生物

私たちの地球には、目に見えない細菌からゾウのような大きなものまで、3,000万種類もの生き物がいるといわれています。すべての生き物は長い歴史の中、異なる環境下で自分たちの居場所を見つけながら、共に進化してきました。

アリもハトも、ライオンもヒトも、タンポポも柿の木も、バクテリアも、それぞれの個性を認め合い、お互いにつながり、直接的・間接的に支え合ってきたからこそ、私たちはいま存在しているのです。このことを生物多様性と呼びます。

近年、日本では生物多様性が危ないと言われていています。

原因は、大きく分けて、「開発や乱獲で種が減ったり絶滅の危機が迫ったりしていること」、「里地里山などの手入れが不足して自然の質が低下していること」、「外来種などの持ち込みにより生態系が乱れていること」、「気候変動など地球環境が変化していること」の4つです。そのせいで、日本の野生動植物の約3割が絶滅しようとしているのです。

出典：「もっと先の未来を考えるエコ・マガジン ecojin 連載 自然共生サイトってなんだろう？」  
(環境省 大臣官房総務課広報室 2023 (令和5) 年7月19日)

その外来種の中なかでも、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものを特定外来生物といいます。特定外来生物に指定された生物については、輸入、放出、飼養等、譲渡し等の禁止など、厳しく規制されます。また、特定外来生物は、生きているものに限られますが、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。

本市でも、さまざまな特定外来生物が確認されており、生物多様性が脅かされています。

生物多様性を保全する取組の推進には、行政だけではなく、市民、事業者および市の各主体が連携・協働して地域全体で取り組んでいくことが重要です。

### マンガースってどんな動物？



#### ファイリマンガース

*Mongoose erpinnator*

特定外来生物による生物多様性への被害の防止に関する法律(外来生物法)に基づく**特定外来生物**に指定されており、飼育・保管・運搬・販売・輸入などが原則として禁止されています。

**特定外来生物の禁止事項**

- 飼育
- 保管
- 運搬
- 販売
- 輸入

体長10cm〜14cm  
尾長10〜15cm  
全長15〜20cm

#### 分布

もともとアフリカから南アジアにかけての広い地域に分布しています。近年では輸入による被害を防止するため、1990年代後半にハワイ諸島、フィジー、西インド諸島など地理的に熱心にT0などの島々に持ちこまれました。

#### 生態

- 耕作地、灌漑の下や水たまりの周辺にある雑草で暮らします。
- 繁殖力が非常に高いです。
- アフリカに生息する同種と比べ、尾の毛が短く、アフリカよりも暑がりなことがありますが、暑さにはあまり気にしません。
- 寿命は、沖縄島では不詳ですが、他の地域では1〜3年、長くても5年程度とされています。

#### 生活史

マンガースは、生後100日(半年程度)で性成熟(繁殖できる状態)します。土壌は、年に1〜2回で、産卵期間は約9日、1回につき2〜3個が生まれます。

#### 食性

主に昆虫類と雑草を食べますが、哺乳類、鳥類(特に鶏)など、農産物など多量に食べます。深草などの根株を食べることもありますが、農作物への被害を発生させます。

本島(東京都)で確認された特定外来生物(特定外来生物)

### 主な侵略的外来種 (動物・植物)

見つけた場合は危険なため名護市環境対策課へ連絡してください。

#### 特定外来生物

#### タイワンシロ

(学名: *Agkistrodon halys*)

- 肉食性で、頭部は丸いので「丸頭蛇」の別名がある。
- 体長は1.5〜2.5mと、日本産の蛇の中で最も長い。
- 毒液は強い毒性があり、咬傷は危険である。
- 繁殖力が非常に高い。

#### 特定外来生物

#### グリーンアノール

(学名: *Anolis carolinensis*)

- 鮮やかな緑色の体色で、目の周囲はオレンジ色になる。
- 樹上で生活し、木登り能力が高い。
- 繁殖力が非常に高い。

#### 特定外来生物

#### シロアマガエル

(学名: *Rhinophrynus dorsalis*)

- 大きな体で、皮膚は滑らかで、体色は茶色から黒色になる。
- 水辺に生息し、水泳能力が高い。

#### 特定外来生物

#### ナガエツルノゲイトウ

(学名: *Stemmadia phillyrenoides*)

- 水辺の環境に生息する多年草。葉の裏は白く、花は赤い。
- 繁殖力が非常に高い。

#### 特定外来生物

#### ツルヒヨドリ

(学名: *Hydrocotyle sphenoloba*)

- 水辺の環境に生息する多年草。葉の裏は白く、花は赤い。
- 繁殖力が非常に高い。

#### 特定外来生物

#### シロアマガエル

(学名: *Rhinophrynus dorsalis*)

- 大きな体で、皮膚は滑らかで、体色は茶色から黒色になる。
- 水辺に生息し、水泳能力が高い。

特定外来生物のため、土地所有者または管理者が見つけた場合は、その場で駆除して適正に処理する必要があります。防除方法①を参照。

屋敷地島では確認されていないため、見つけた場合は名護市環境対策課へ連絡してください。

本市で確認された主な特定外来生物

出典：名護市屋敷地島におけるマンガース防除パンフレット

## ②赤土堆積状況

本市では、土壌の性質上、降雨によって赤土等が流出しやすいという特徴があります。

特に、本土復帰の1972（昭和47）年以降は、ダム建設や河川改修工事、サトウキビやパインの作付けが増えたことによる農地の基盤整備等が急増し、赤土流出問題が顕在化してきました。

このような開発現場等からの赤土等の流出を防ぐため、沖縄県は、1994（平成6）年度に「沖縄県赤土等流出防止条例」を制定しました。

沖縄県では、沖縄県赤土等流出防止条例および沖縄県赤土等流出防止対策基本計画に基づき、陸域における赤土等流出防止対策の効果を検証するため、2012（平成24）年度から県内28海域における赤土等の堆積状況を把握することを目的とした「赤土堆積状況等定点観測調査」を実施しています。

本市においては、「源河川河口」が定点観測地点として選定されており、赤土堆積状況（SPSS）は、全体的には低い傾向にあります。一方で、6月～7月における梅雨後調査の結果において、SPSSランクが悪化する傾向がみられます。SPSSランクについては、ランク6（ $\geq 50$ ）以上（図中赤ライン）は、「明らかに人為的な赤土等の流出による汚染があると判断」と定義されています。

梅雨後調査の結果がランク6以上になる原因として、梅雨時の降雨により赤土等が流出し海域に堆積したためと考えられます。

流出した赤土等は、河川や海域の生態系への悪影響が懸念されていることから、「沖縄県赤土等流出防止条例」の遵守だけでなく、陸域における沈砂池<sup>※4</sup>やグリーンベルト<sup>※5</sup>等の設置、適切な維持管理による赤土等流出防止対策、市民への普及啓発などが求められます。

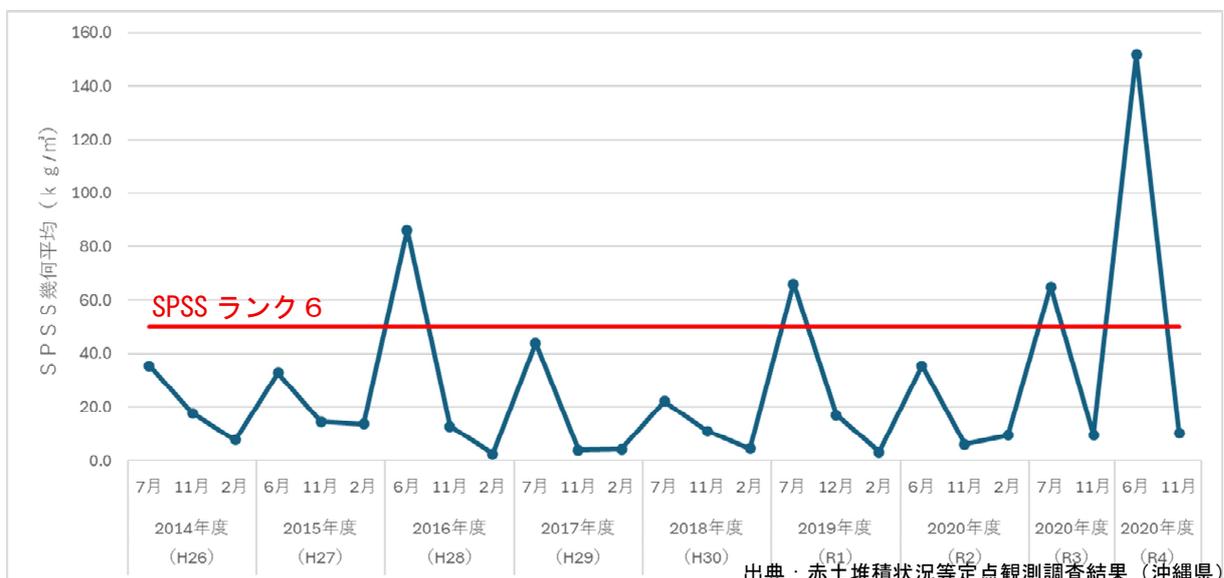


図 2.15 SPSS の状況（源河川河口）

※4：沈砂池とは、水中の土砂や比重の大きい固形物（砂、れきなど）を沈殿させて除去するための人工的な池のことです。

※5：グリーンベルトとは、裸地や畑の周辺、斜面の下側などに、樹木や草本などの植物を帯状に植えることにより、赤土等の流出を防ぐ対策方法のことです。グリーンベルトは、緑肥やマルチング（農地における赤土流出を防止するための方法。ススキなどの落ち葉で畑の表面を覆うことにより、土壌浸食を抑生）などとともに、一般的に行われている赤土流出防止対策で、農地などの赤土流出源では重要な防止対策となっています。赤土の流出をおさえるとともに、畑の土が側溝に落ちるのも防ぎます。赤土流出量の50%程度を軽減する効果があるといわれています。

### ③騒音・振動・悪臭の苦情件数

本市における公害苦情件数を苦情種別にみると、悪臭が最も多く、次いで騒音、振動に関する苦情が最も少なくなっています。

年度によって増減はあるものの、悪臭に関する苦情、騒音に関する苦情ともに、2024（令和6）年度は、2020（令和2）年度から60ポイント以上減少しています。また、2023（令和5）年度以降は、振動に関する苦情は寄せられていません。

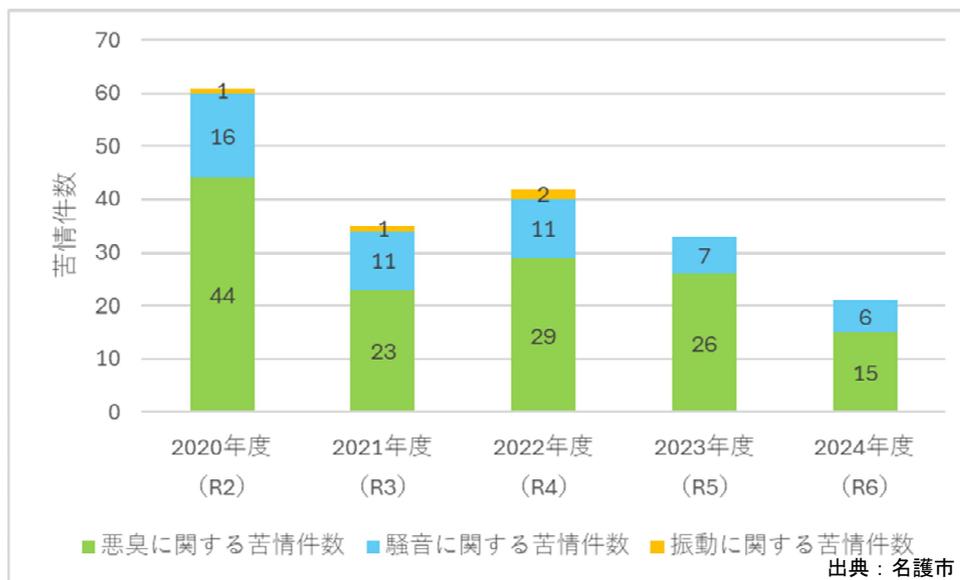


図 2.16 騒音・振動・悪臭に関する苦情件数

### ④水質

水質環境については、河川、海域、地下水の水質汚濁に対する環境基準が「環境基本法」によって定められており、「人の健康の保護に関する基準（健康項目）」27項目と「生活の保全に関する基準（生活環境項目）」9項目があります。

沖縄県では、水質汚濁防止法（1970（昭和45）年 法律第138号）第15条の規定に基づいて県内公共用水域および地下水の水質汚濁状況の常時監視を行い、同法第17条の規定に基づいてその結果を公表しております。

本市では、羽地大川、我部祖河川、汀間川、源河川の4河川と、名護湾、羽地内海の2海域で水質の測定が行われており、我部祖河川では3箇所中1箇所の測定地において、BOD<sup>※6</sup>の環境基準（2mg/L）が達成されていないものの、一般に魚類が棲息できるとされる5mg/Lを概ね下回っており、健康項目においては全ての項目で環境基準を満たしております。

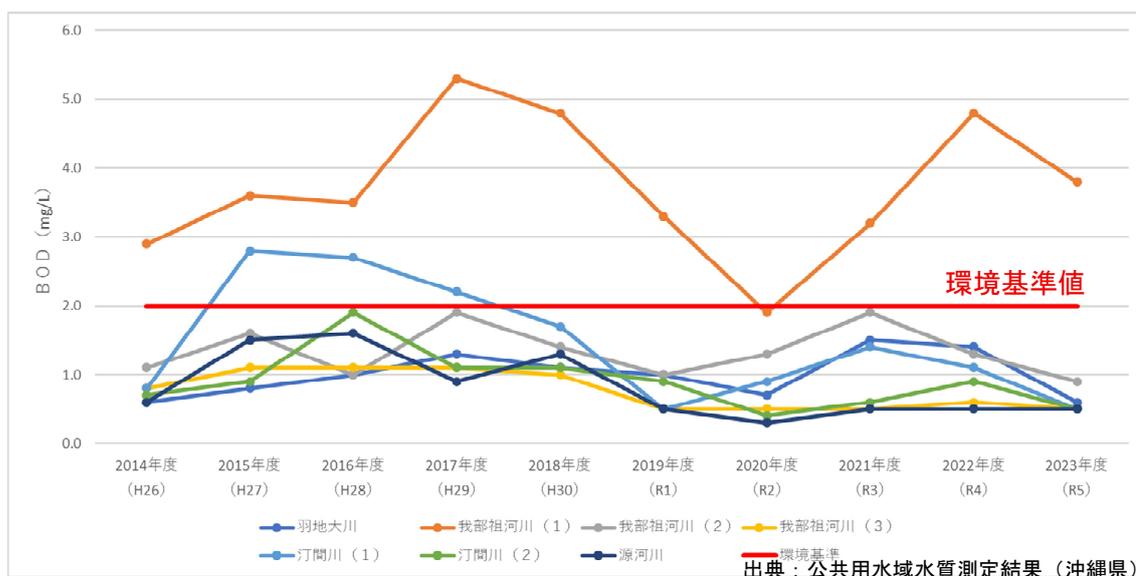


図 2.17 本市における河川の水質状況 (BOD)

※6：BODとは、生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand)の略で、好気性微生物が水中の有機物などの汚れを酸化分解する時に消費される酸素の量を表し、河川における水質汚濁指標（有機物の汚れ）に用いられます。なお、各家庭から流されている生活排水が、BOD値が高くなる大きな原因となっており、BOD値が高いということは、水中に有機物が多く含まれていることを表し、それを酸化分解するため多くの酸素が必要になり、水中の酸素がより減少するため、生物が窒息死することがあります。

⑤基地に由来する騒音等について

市民の安全・安心を守る立場から、キャンプ・シュワブ内に位置するヘリパッドにおける離発着、集落上空での飛行による航空機騒音及び演習場における廃弾処理、訓練による射撃音・爆発音などの騒音等について、情報収集に努めるとともに、米軍人等による事件・事故等を含めた基地問題全般について、市民の暮らし、産業活動等の生活環境及び自然環境に著しい影響を及ぼすことがないように、米軍に対する要請を行う等適切な対応が求められます。

⑥ごみ

1) ごみ排出量

本市のごみ排出量は、増加傾向にあり、その要因については、過剰包装、使い捨て商品の増加や安価な生活雑貨の増加および買い換え頻度の増加などの社会的要因が考えられます。

また、本市特有の要因として、人口および世帯数の増加が考えられます。特に世帯数は人口よりも速いペースで増加しており、単身世帯を中心に増加していることが考えられます。一人暮らしでは自炊ではなく、コンビニ等の弁当やパン、おにぎり等の利用が多いと予想されることから、包装や食品等の家庭系ごみの増加につながっていると考えられます。

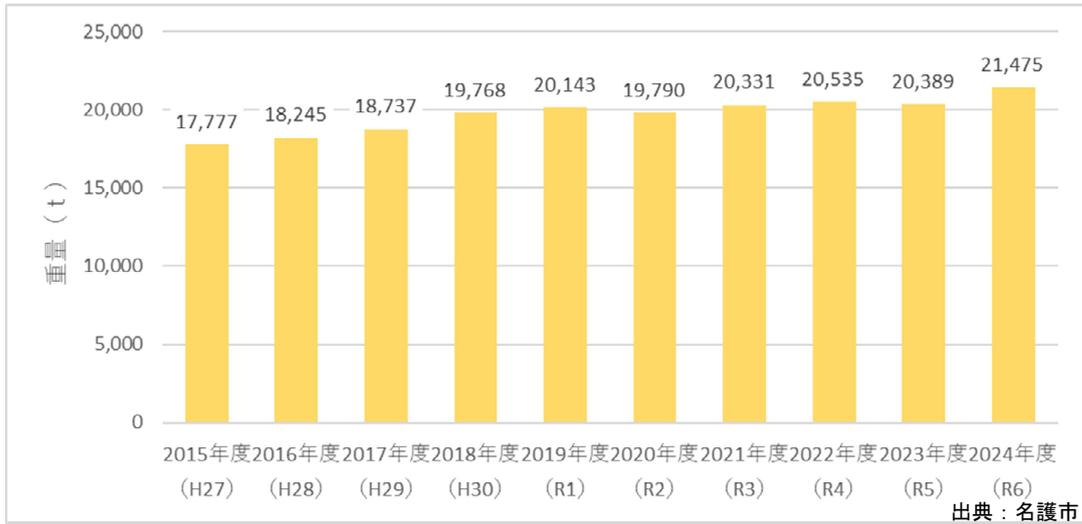


図 2.18 本市におけるごみ排出量の推移

2) 1人1日あたりのごみ排出量

本市の1人1日あたりのごみ排出量は、生活系ごみは増加傾向がみられ、事業系ごみは増減があるものの、おおむね横ばい傾向がみられます。

なお、2020（令和2）年度～2021（令和3）年度の生活系ごみの増加および事業系ごみの減少は、コロナ禍が主な要因だと考えられます。

市町村別の1人1日あたりのごみ排出量については、本市の生活系ごみ排出量は沖縄県内41市町村で最も低い値です。一方、本市の事業系ごみ排出量は沖縄県内41市町村の平均値よりも高い値です。

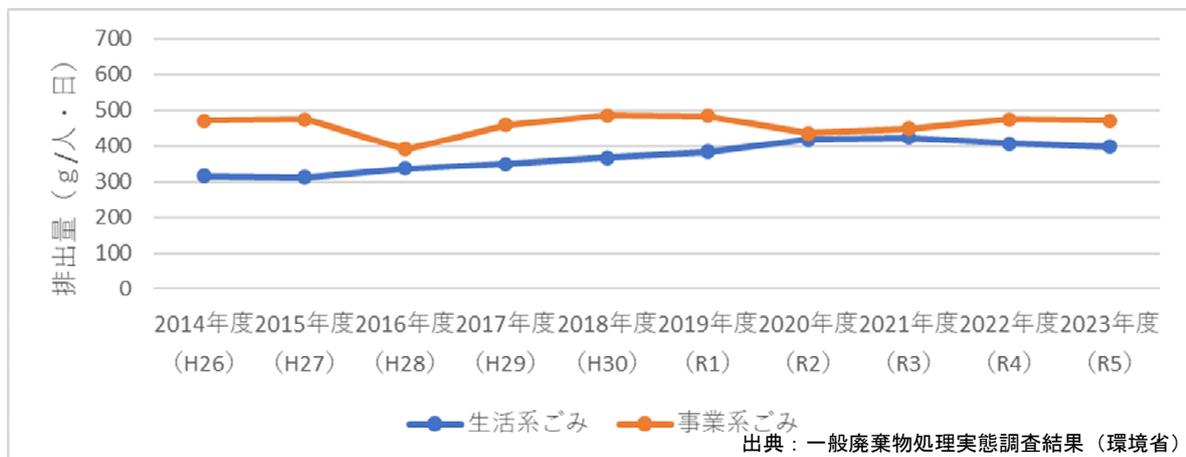


図 2.19 本市における1人1日あたりのごみ排出量

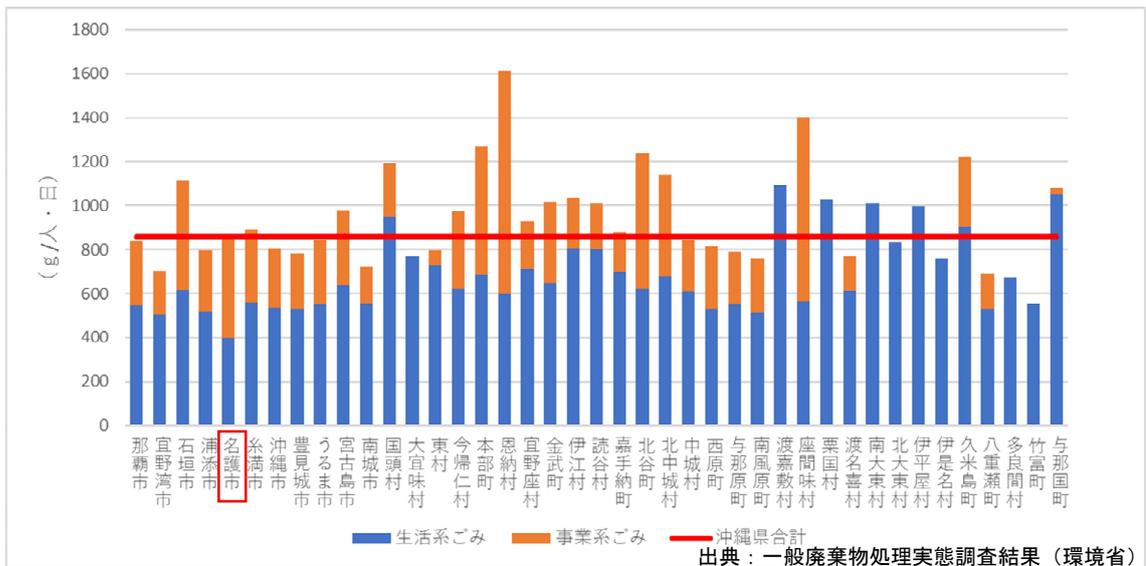


図 2.20 1人1日あたりの生活系および事業系ごみ排出量 (2023 (令和5) 年度 市町村別)

### 3) 家庭系食品ロス量推計値

本市における1人1日あたりの家庭系食品ロス量推計値は、統計調査を開始した2021(令和3)年度以降の全ての調査年度において、沖縄県内41市町村で最も低い値となっており、市町村平均推計値の50%に満たない数値となっています。

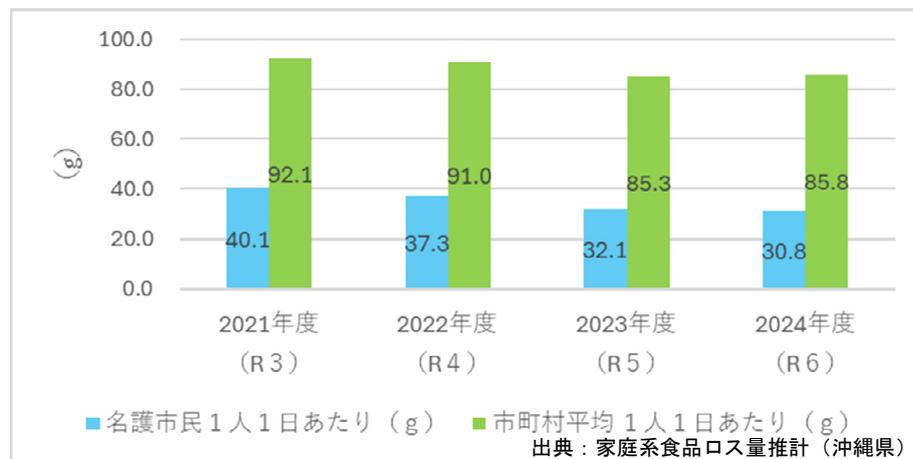


図 2.21 家庭系食品ロス量推計値 (1人1日あたり)

## ⑦地球温暖化

近年、世界各地で記録的な高温や大雨などの異常気象が頻発しています。

地球温暖化による気候変動への影響が、気象災害の激甚化・頻発化のリスクを増大させるとともに、熱中症増加による健康への影響や農林水産業、生態系への影響なども懸念されています。

本市をはじめ、日本、世界の年平均気温は変動を繰り返しながら上昇しており、今後も上昇傾向は続くと考えられています。

温室効果ガス排出量の推計結果\*については、2013（平成25）年～2019（令和元）年まで各年の増減があるものの、温室効果ガス排出量は、微増傾向がみられます。2020（令和2）年～2022（令和4）年にかけては、温室効果ガス排出量が急激に減少していますが、これは、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い社会活動が一部制限されていたことが要因として考えられます。

温室効果ガス排出の主な原因としては、火力発電や自動車など化石燃料をエネルギー源として燃焼する過程で排出される大量の二酸化炭素が挙げられ、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーは、温室効果ガスである二酸化炭素を排出しないため、地球温暖化対策の柱として重要な役割を果たしております。

※温室効果ガス排出量の推計結果は「第6章 第2次名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を参照」

## ⑧環境教育の実施状況

本市での環境教育（出前講座など）の開催数は、2024（令和6）年度に海岸清掃が44回、出前講座が9回開催されました。

2025（令和7）年度は、海岸清掃が19回、出前講座が2回開催されています。

## ■コラム②：生物多様性の保全と地球温暖化

地球では、過去に氷期と間氷期（気温が顕著に高い時代）が周期的に繰り返されてきました。この気候変動は、地球が受け取る太陽エネルギー量（日射量）の変動がきっかけとなって生じる、自然起因による気候変動と考えられています。

一方、20世紀後半からの温暖化の進行は過去の気温上昇と比較して速く、日射量の変動のみでは説明できず、大気中の温室効果ガス濃度の人為的な増加が主因であると考えられています。

そのため、このまま温暖化が続けば、人間社会の持続性が大きく損なわれる恐れがあります。また、人為的環境破壊（森林破壊や汚染など）によって生物の生息地が縮小し、遺伝子や種の多様性が減少することで、生態系の温暖化に対する脆弱さが高まっており、温暖化の進行は、さらなる種の絶滅をもたらすとされます。

温暖化と生態系の劣化が負のスパイラルとなって進行することで、利用可能な自然資源が減少し、人間社会はますます危機的な状況に立たされる可能性があります。人間自身が生物の中でも強く自然生態系に依存しており、その恩恵なくしては生存できない存在であることを十分に認識して、生物多様性保全および回復のために、環境への負荷を低減させるライフスタイルに移行する努力が社会および個人に求められています。

出典：「ココが知りたい地球温暖化 温暖化の科学 Q14 寒冷期と温暖期の繰り返し 回答者：横島徳太、阿部学（国立環境研究所 地球環境センター 2023（令和5）年12月）

「ココが知りたい地球温暖化 気候変動影響編 Q8 温暖化と生物の絶滅 回答者：五箇公一」（国立環境研究所 気候変動適応情報プラットフォーム 2024（令和6）年9月）

## 2-2 市民の環境に対する意識

### (1) 市民意識調査

#### ①調査概要

市民意識調査概要は下記のとおりです。

表 2.4 市民意識調査概要

目的	市民の自然環境・生活環境に対する関心・認識等を把握するための意識調査を行い、調査結果を把握した上で課題を抽出し、本計画に反映させること。
調査対象	名護市民
実施期間	令和7年11月1日(土)～11月30日(日)
配布・回収方法	配布：広報誌「市民のひろば」へweb回答用QRコード掲載及び 各公民館・各支所に調査票を設置 回収：GoogleForm及び調査票の回収
配布・回収状況	配布：約33,000世帯 回収数：604件

## ②意識調査結果

### 1) 本市の環境について（単一回答）

「現在の状況」と「10年前の状況」との比較を下記に示します。

#### a. 不法投棄

現状は「よく見る」(46.0%)が最も多く、10年前と比較すると「ほとんど見ない」(25.7%)が「よく見る」(22.4%)を上回る結果となりましたが、引き続き不法投棄抑制に向けて、市民、事業者および市が協働して努めていく必要があります。

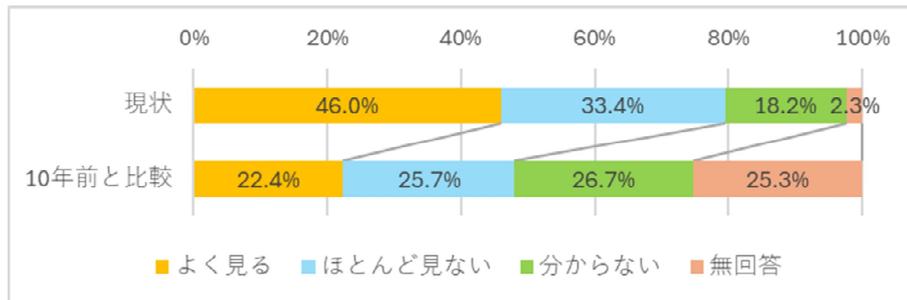


図 2.22 不法投棄に関する意識

#### b. ポイ捨て

現状・10年前と比較ともに「よく見る」が最も多く、現状では63.4%の人がポイ捨てを「よく見る」という結果となりました。

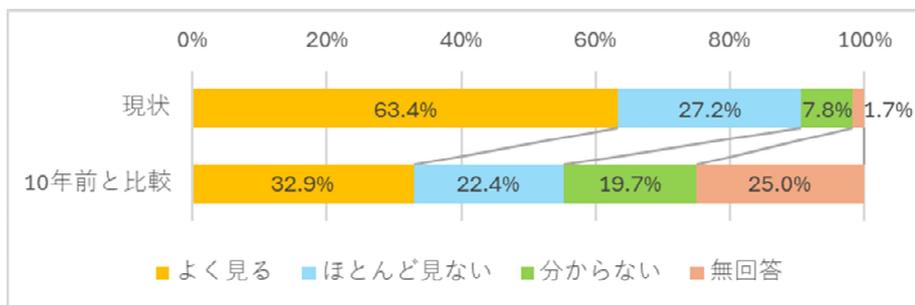


図 2.23 ポイ捨てに関する意識

c. 海岸漂着ごみ

現状・10年前と比較ともに「よく見る」が最も多く、現状では57.3%の人が海岸漂着ごみを「よく見る」という結果となりました。

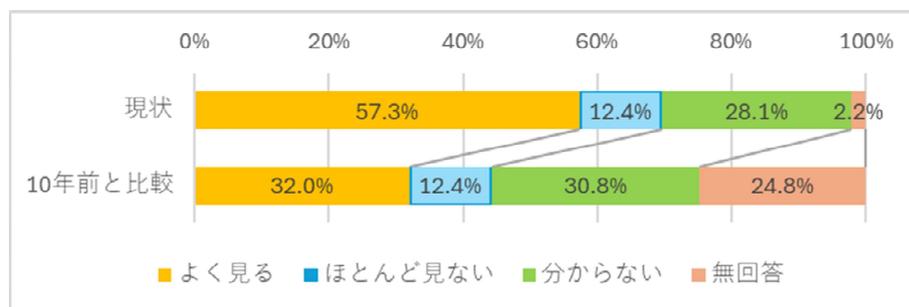


図 2.24 海岸漂着ごみに関する意識

d. 山・海・川などの自然

現状は「豊か」(78.1%)が最も多く、10年前と比較すると「少ない」(29.0%)が最も多い結果となりました。

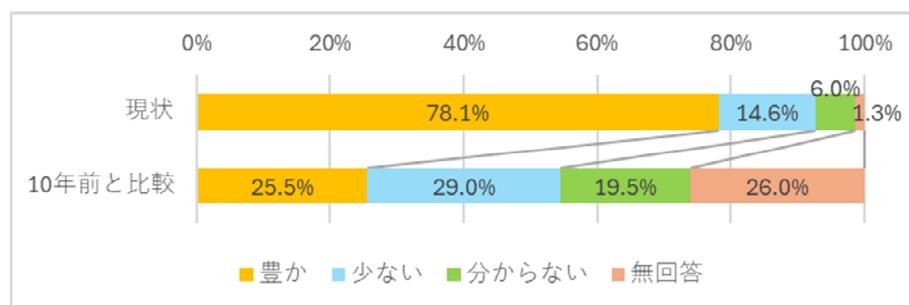


図 2.25 山・海・川などの自然に関する意識

e. 市街地の緑

現状は「多い」(45.7%)が最も多く、10年前と比較すると「少ない」(34.3%)が最も多い結果となりました。

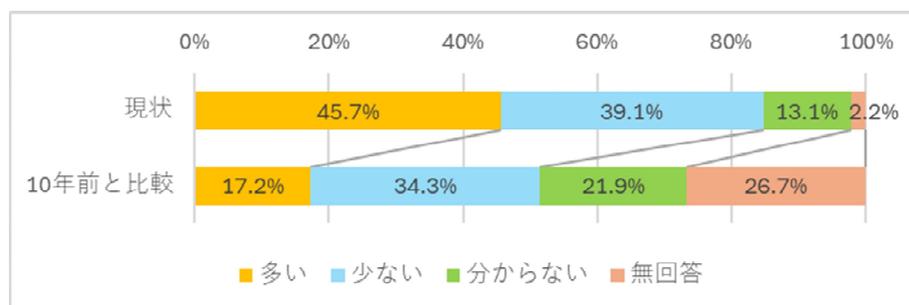


図 2.26 市街地の緑に関する意識

f. 防災インフラ

現状は「弱い」(55.1%)が最も多く、10年前と比較しても「弱い」(27.6%)が最も多い結果となりました。

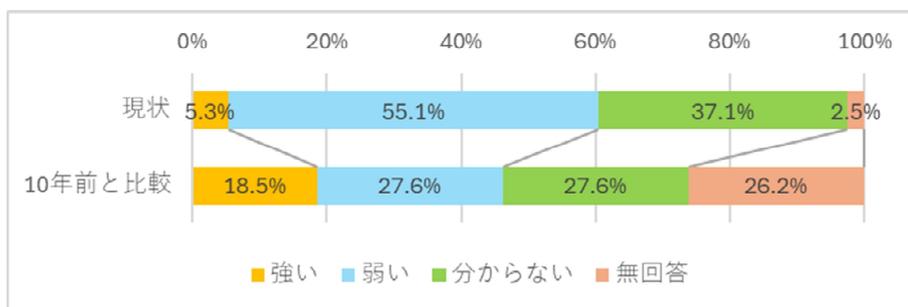


図 2.27 防災インフラに関する意識

g. 公共交通

現状は「不便」(49.3%)が最も多い一方、10年前と比較すると「便利」(23.5%)が最も多い結果となりました。

コミュニティバス「なご丸」の運行により、10年前より便利と感じている市民が多いと推測されます。

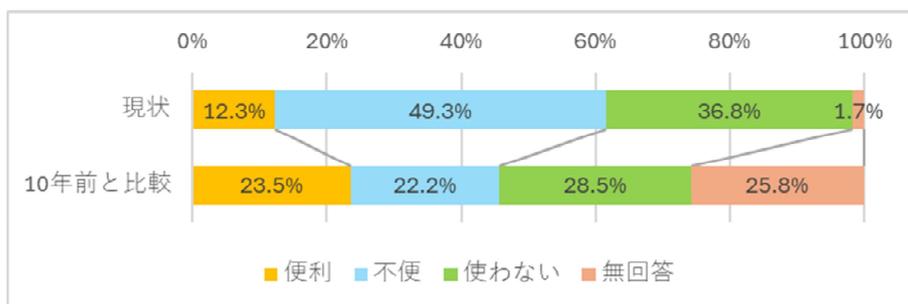


図 2.28 公共交通に関する意識

## 2) 生活の中で感じる環境問題（3つ選択）

「ごみ問題」（58.3%）が最も多く、次いで「地球温暖化、気候変動」（46.0%）、「騒音・振動」（35.9%）が多い結果となりました。

「ごみ問題」を選択した市民は半数以上にもなり、生活に大きく影響する問題と言えます。

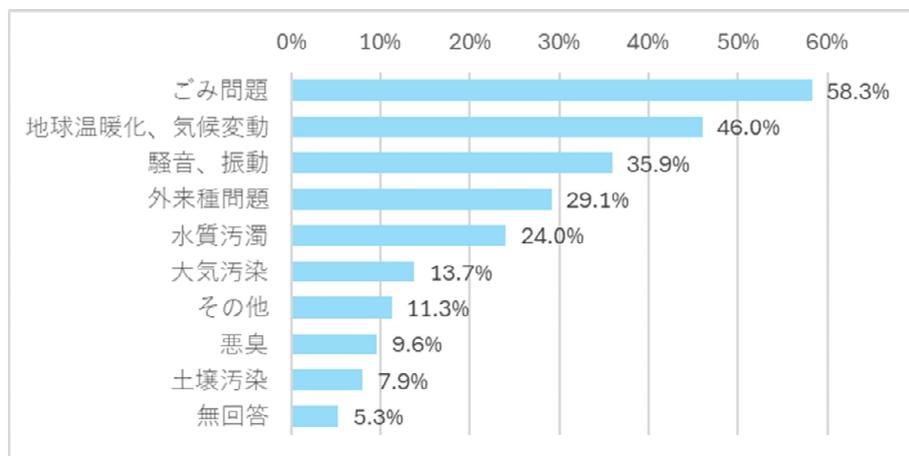


図 2.29 生活の中で感じる環境問題

## 3) 心がけている行動（複数回答）

さまざまな環境問題について「市民が心がけている行動」を下記に示します。

### a. ごみ問題に関する行動

「リサイクル」（67.5%）が最も多く、次いで「リフューズ」（66.7%）、「リデュース」（64.2%）が多い結果となりました。4Rのうち、「リユース」（39.2%）に関する取組が最も少ない結果となりました。

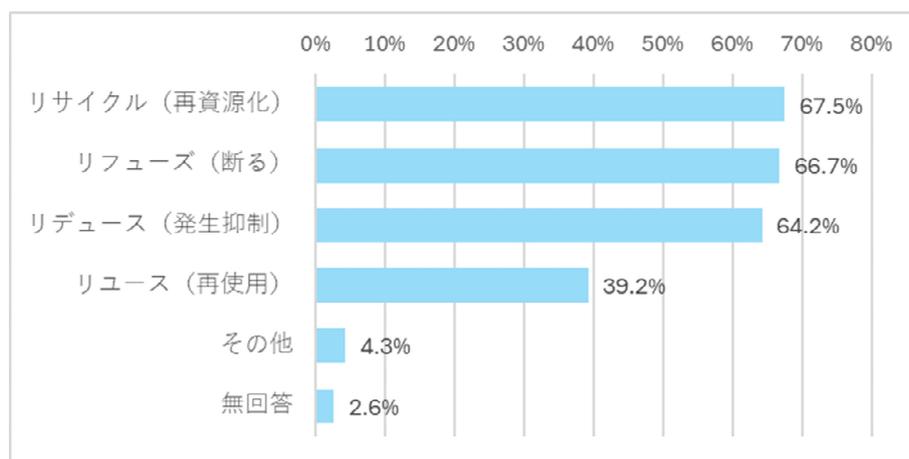


図 2.30 ごみ問題に関する行動

b. 地球温暖化問題に関する行動

「省エネ」(72.0%) が最も多く、次いで「エコドライブ」(35.4%) が多い結果となりました。

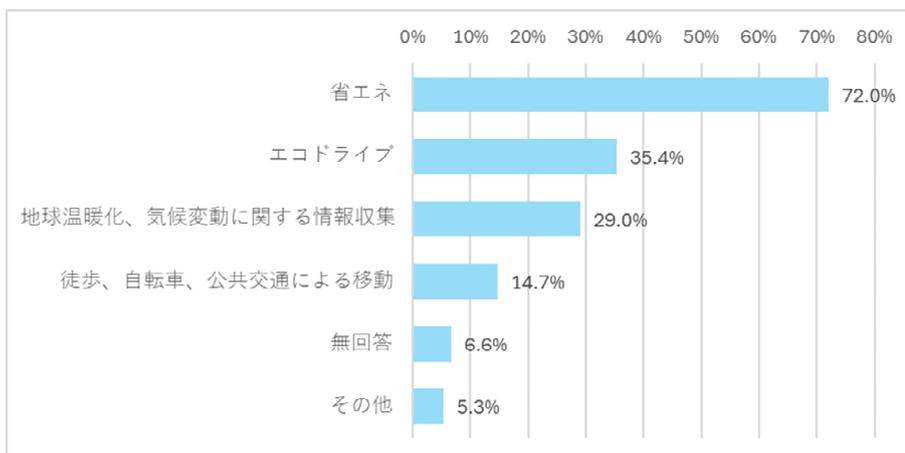


図 2.31 地球温暖化問題に関する行動

c. 生物多様性問題に関する行動

「外来種対策」(46.5%) が最も多く、次いで「自然(生き物)に触れる」(37.3%) が多い結果となりました。

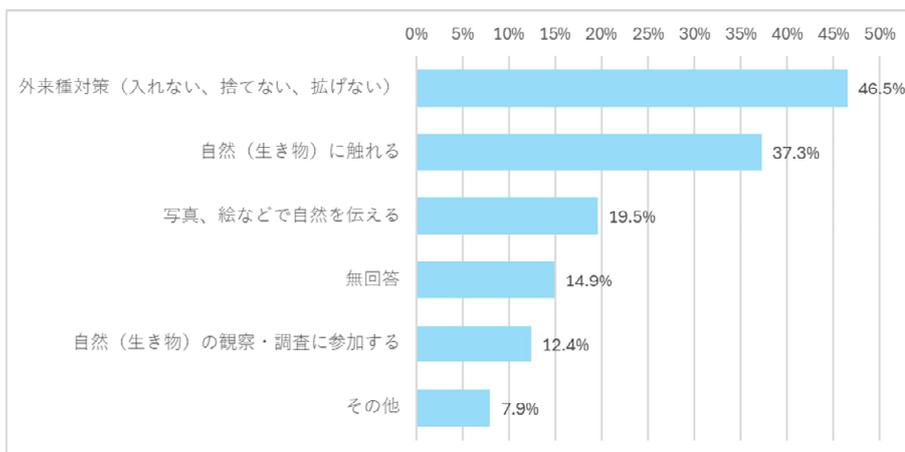


図 2.32 生物多様性問題に関する行動

d. その他の行動

「環境に配慮した商品を選ぶ」(52.3%) が最も多い結果となりました。

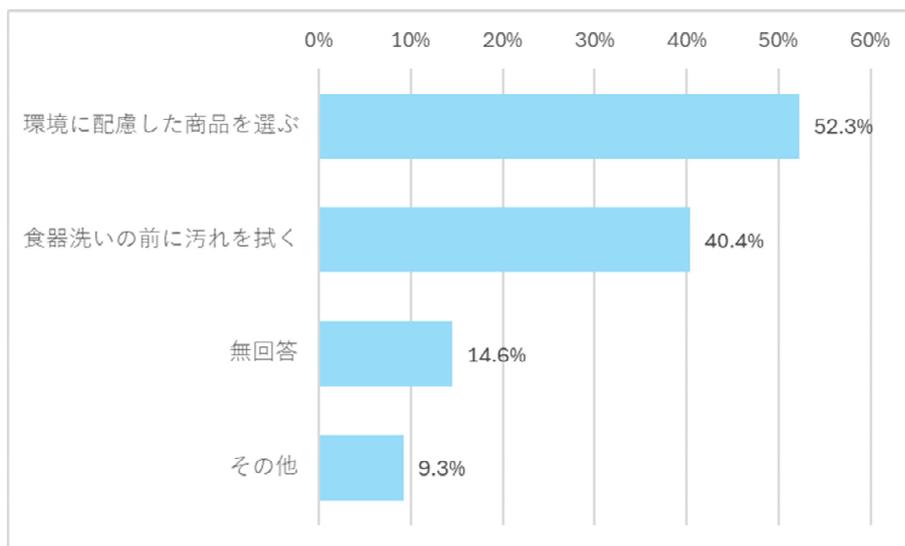


図 2.33 その他の行動

4) 今後の本市の望ましい姿 (3つ選択)

「豊かな水循環の保全」(65.7%) が最も多く、次いで「不法投棄、ごみのポイ捨てがない」(54.5%)、「自動車を利用しなくても移動しやすい」(33.8%) が多い結果となりました。

市民が感じている環境問題と同様に、より市民生活と関わりが深い生活環境問題の解決や、利便性の向上が求められていることが伺えます。

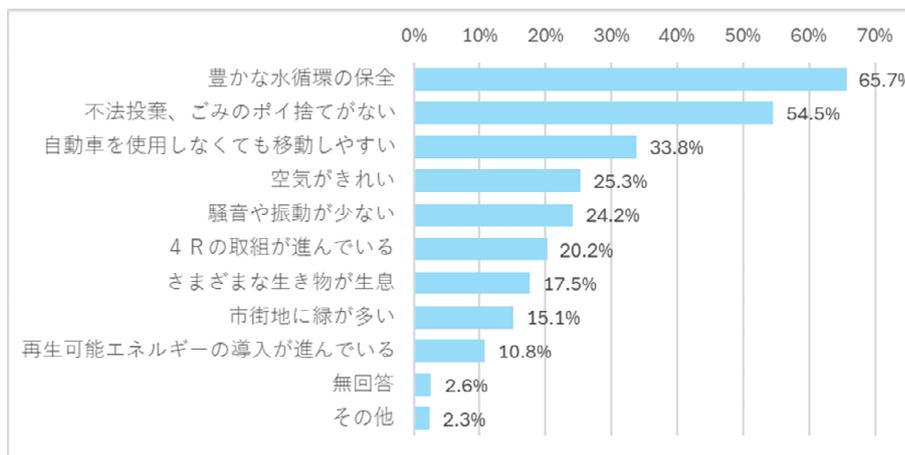


図 2.34 本市の望ましい姿

5) これまでの環境美化活動等の取組への参加状況（単一回答）

環境美化活動等への参加については、約半数の市民が参加した事があるとの結果になりましたが、より多くの市民が参加するよう環境美化についての意識醸成を図ります。

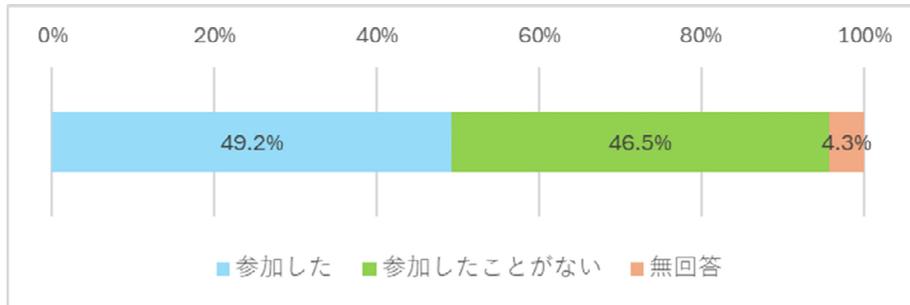


図 2.35 環境美化活動等の取組への参加状況

6) 本市の環境問題に関する取組やごみの分別などの情報発信の確認状況（単一回答）

多くの市民（約 80%）が、本市の情報発信について見たことがあるということが分かりました。

市民、事業者および市の各主体が連携・協働して地域全体で取り組むため、より多くの市民へ届くよう情報発信を行うとともに、これらの仕組みを効果的に運用していくことが求められます。

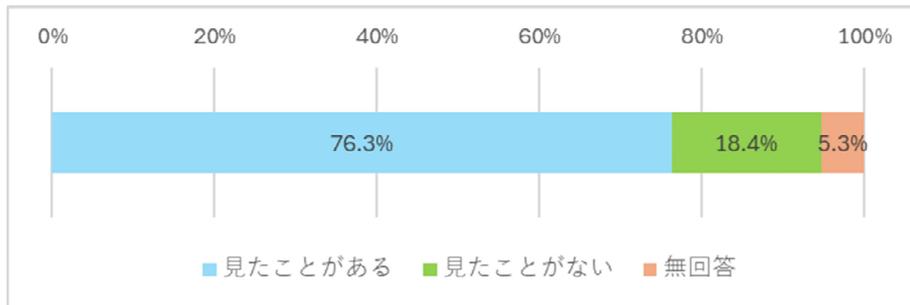


図 2.36 本市の環境問題に関する取組やごみの分別などの情報発信の確認状況

## (2) 事業者意識調査

### ①調査概要

事業者意識調査概要は下記のとおりです。

表 2.5 事業者意識調査概要

目的	事業者の自然環境・生活環境に対する関心・認識等を把握するための意識調査を行い、調査結果を把握した上で課題を抽出し、本計画に反映させること。
調査対象	名護市内の事業者
実施期間	令和7年11月1日(土)～11月30日(日)
配布・回収方法	配布：①名護市商工会の会員へ調査票を送付 ②名護市観光協会の会員へメールにて依頼 ③直接配布 回収：GoogleForm 及び F A X により回収
配布・回収状況	配布：約 1,800 社 回収数：31 件

## ②意識調査結果概要

### 1) 環境保全に関する取組 (複数回答)

#### a. ごみ問題

回答があった事業者においては、「ごみの分別・リサイクル」(80.6%)が最も多く、次いで「省資源(ペーパーレス化など)」(48.4%)が多い結果となりました。

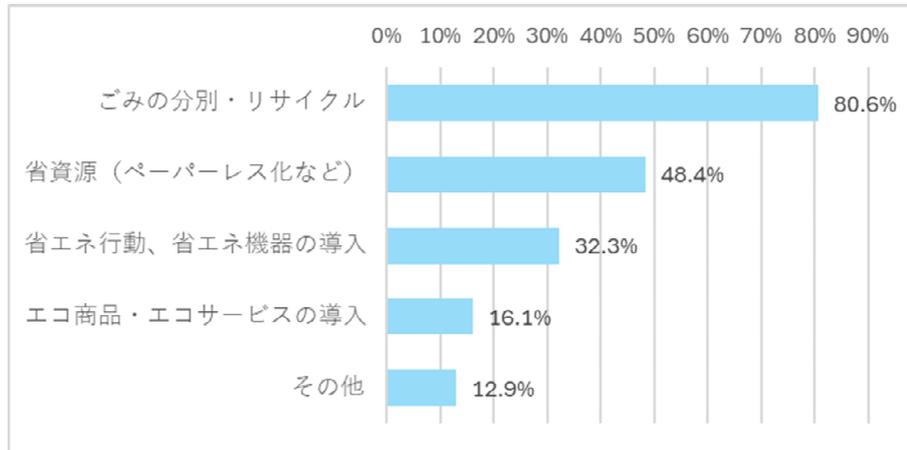


図 2.37 ごみ問題に関する取組

#### b. 地球温暖化問題

回答があった事業者においては、「CO<sub>2</sub>排出削減」(41.9%)が最も多く、次いで「エコカーの導入」(29.0%)が多い結果となりました。

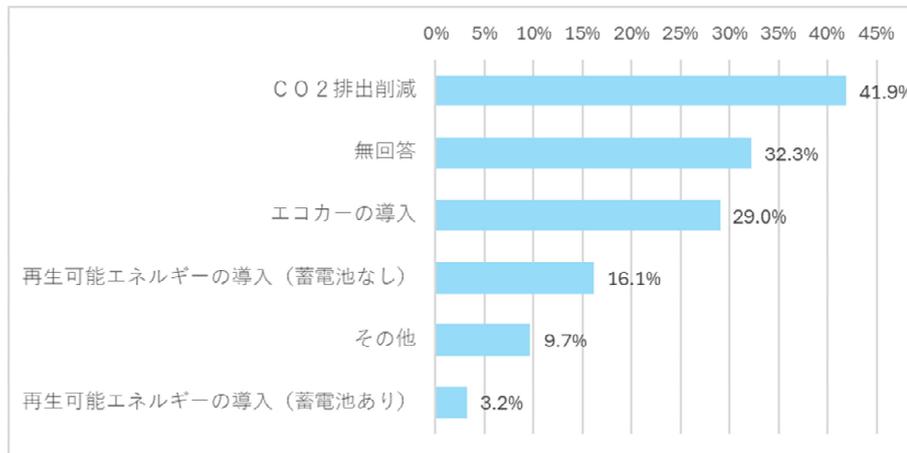


図 2.38 地球温暖化問題に関する取組

c. その他

回答があった事業者においては、「ボランティア活動」(54.8%)が最も多く、次いで「特に取り組んでいない」(29.0%)が多い結果となりました。

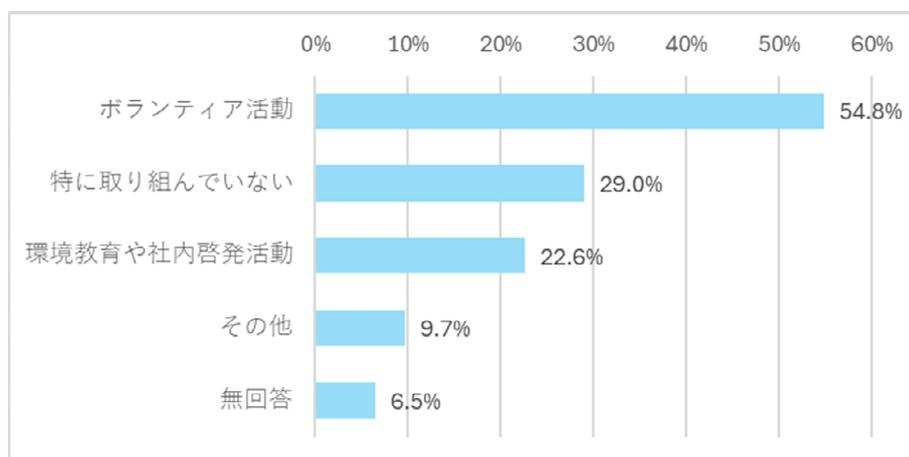


図 2.39 その他の取組

2) これまでの環境美化活動等の取組の実施状況 (単一回答)

回答があった事業者のうち、41.9%の事業者が環境美化活動等の取組を会社で実施したことがあることが分かりました。

市民、事業者および市の各主体が連携・協働して地域全体で取り組むためには、より多くの事業者が会社単位で実施しやすい仕組みづくりが求められます。

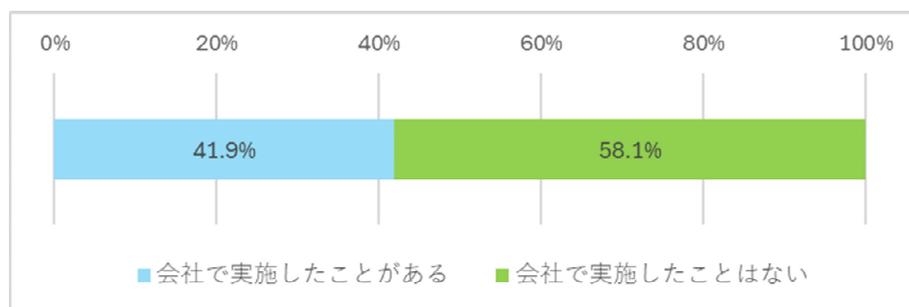


図 2.40 これまでの環境美化活動等の取組の実施状況

### 3) 環境への取組を進める上での問題（複数回答）

回答があった事業者においては、「人手が足りない」(67.7%)が最も多く、次いで「知識・情報の不足」(45.2%)が多い結果となりました。

事業者の時間的負担や、経済的負担等を軽減し、導入後のメリットに関する普及啓発を行い、取組を推進していくことが求められます。また、事業者の業務と相乗効果（経費削減・業務効率化）が見込めるような取組を推進していくことが求められます。

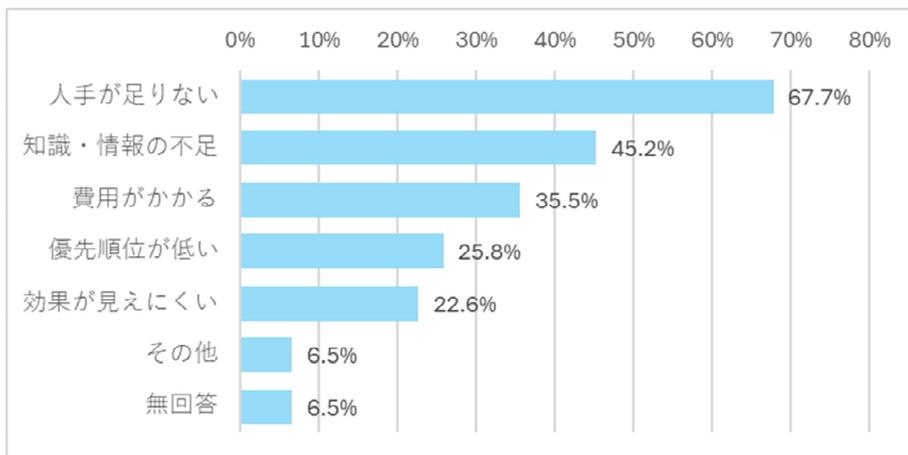


図 2.41 環境への取組を進める上での問題

### 4) 本市が推進すべきだと思う環境施策（単一回答）

回答があった事業者においては、「環境保全と経済活動の両立」(35.5%)が最も多く、次いで「自然環境の保全（海・山・川など）」(22.6%)が多い結果となりました。

事業者の経済的負担等を軽減し、導入後のメリットに関する普及啓発を行い、取組を推進していくことが求められます。また、事業者の業務と相乗効果（経費削減・業務効率化・経済効果）が見込めるような取組を推進していくことも求められます。

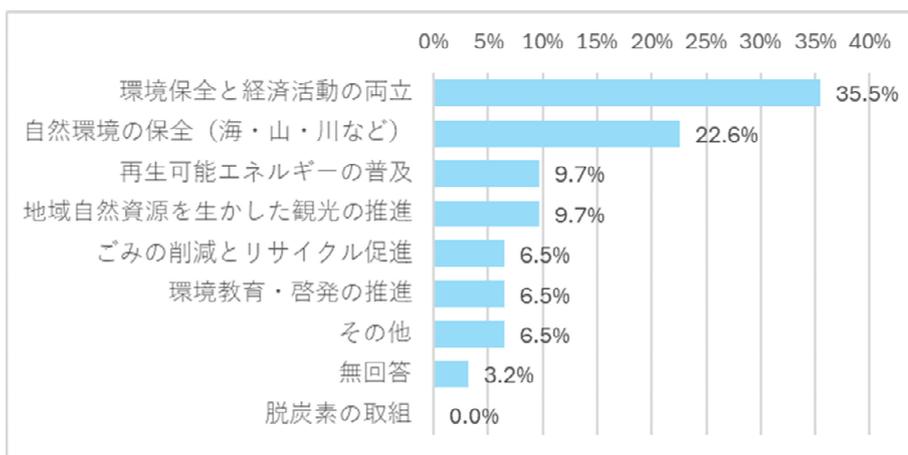


図 2.42 本市が推進すべきだと思う環境施策

5) 今後の「自然環境の保全及び生活環境の創造」に関する活動に協力する意向（単一回答）

回答があった事業者においては、「内容によっては協力したい」（67.7%）が最も多く、次いで「積極的に協力したい」（22.6%）が多い結果となりました。

回答があった事業者のうち、90%以上の事業者が「協力したい」という意識があるということが分かりました。

市民、事業者および市の各主体が連携・協働して地域全体で取り組むため、より多くの事業者へ、今後の自然環境の保全及び生活環境の創造に関する活動に協力を求めていくことが必要です。

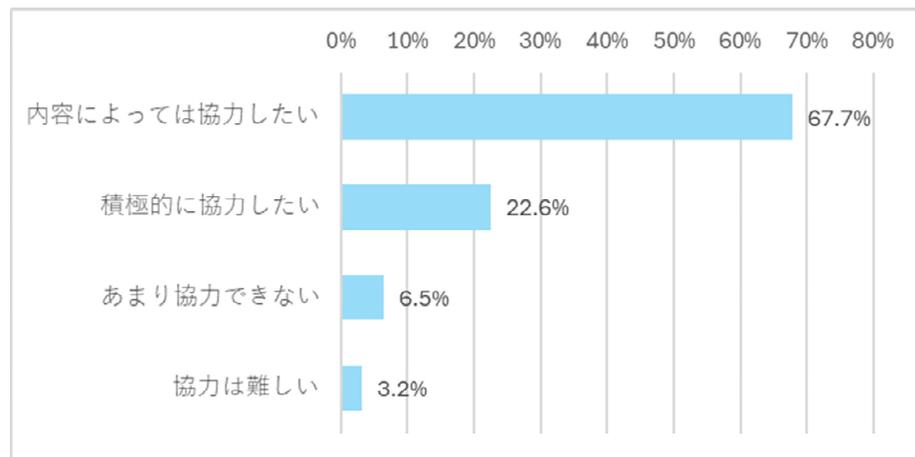


図 2.43 今後の「自然環境の保全及び生活環境の創造」に関する活動に協力する意向

6) 本市の環境問題に関する取組やごみの分別などの情報発信の確認状況（単一回答）

回答があった事業者のうち、90%以上の事業者が本市の情報発信について見たことがあるということが分かりました。

市民、事業者および市の各主体が連携・協働して地域全体で取り組むため、より多くの事業者へ情報発信を行うとともに、これらの仕組みを効果的に運用していくことが求められます。

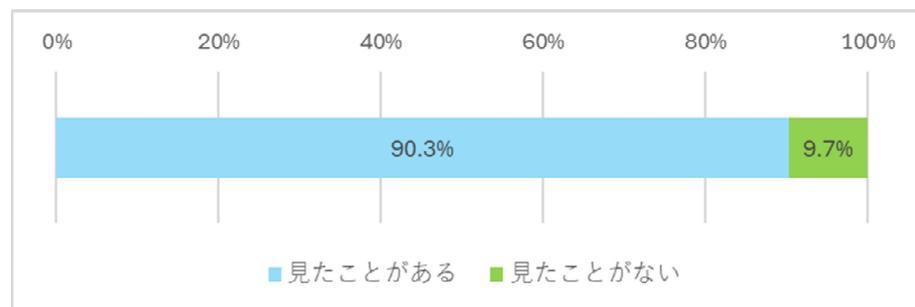


図 2.44 本市の環境問題に関する取組やごみの分別などの情報発信の確認状況

### 第3章 みんなで目指す10年後のまちの姿

### 3-1 みんなで目指す10年後のまちの姿

2014（平成26）年策定の「名護市環境基本計画」において、「第4次名護市総合計画」の基本理念である『共生』『自治』『協働』に基づいて「本市が目指す将来の環境像」を設定しており、「第5次名護市総合計画」においても『共生』『自治』『協働』の基本理念を引き継いでいることから、本計画においても「みんなで目指す10年後のまちの姿」として「本市が目指す将来の環境像」を引き継ぎ、以下のように設定します。

みんなでももり・つくり・つなげる

やんばるの自然と暮らしが共にかがやく あけみおのまち 名護



### 3-2 みんなで目指すまちの姿に向けた行動

「みんなで目指す10年後のまちの姿」を実現するためには、市民、事業者および市の各主体が連携・協働して地域全体で取り組むことが重要です。

私たちの行動や取組のイメージを、「家庭・事業所」、「市街地」、「郊外」、「自然豊かな地域」の4つのシーン別に整理しました。

取組や行動には、すぐできることや段階的に取り組むものがあり、以下に示したものの以外にもさまざまなものがあります。

「みんなで目指す10年後のまちの姿」を実現するため、日常生活や事業活動において何ができるのかを考えて行動していくことが大切です。

#### 【市民の行動：家庭・事業所】

- ゴミ・資源を適切に分別しています。
- 買い物に出かける前に冷蔵庫の在庫を確認しています。
- 汚れを拭き取ってから食器を洗っています。
- 省エネ効果の高い製品を使用しています。
- 節電・節水・ティッシュ等資源の無駄遣いをしないよう心がけています。
- テレワークをしています。

#### 【事業者の行動：家庭・事業所】

- WEB会議をしています。
- 省エネ・省資源で環境に配慮した生産活動をしています。
- 環境基準を守り生産活動を行っています。
- 工事等で粉塵等による影響が出ないように対策しています。
- 生ごみを分別してリサイクルしています。
- 適量メニューの提供や持ち帰り対応をしています。
- リユース商品を販売しています。
- 納品期限の緩和や期限の近い食品からの購入促進をしています。
- 家庭で余った食品を回収するフードドライブを実施しています。

#### 【市民の行動：自然豊かな地域】

- 環境に関する情報収集を行っています。
- 環境教育講座・自然観察会・体験型学習会に参加しています。

#### 【市民の行動：市街地】

- 家庭から出た生ごみでつくった堆肥で家庭菜園を楽しんでいます。
- 手つかずの食品をフードドライブに寄付しています。
- マイバッグやマイボトルを持って出かけしています。
- 自宅周辺や地域の美化活動に参加しています。
- 自転車や公共交通機関を利用して通勤・通学をしています。
- 所有地の管理をしっかりとっています。

#### 【事業者の行動：市街地】

- 事務所周辺の美化活動をしています。
- 環境イベントやマルシェを開催しています。
- 地域で生産された農作物などを販売しています。

#### 【市民の行動：郊外】

- 市民農園で野菜作りを楽しんでいます。
- 規格外の農作物を有効活用しています。
- 帽子をかぶり、こまめに水分補給をしています。



図 3.1 みんなで目指すまちの姿に向けた行動イメージ

### 3-3 施策の体系

#### (1) 基本理念

名護市環境基本条例第3条にて、自然環境の保全及び生活環境の創造における4つの基本理念を掲げております。

また、第1章にて述べているとおり、本計画は、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画であるため、名護市環境基本条例の基本理念を踏襲することとします。

#### 【基本理念】

##### (1) やんばるの自然環境の保全に向けた活動が行われること。

本市が有しているやんばるの自然環境が失われつつある現状を踏まえ、市民及び事業者が望む「美しい自然と共存した社会」の構築に向けた考えを示した理念です。

##### (2) 安全・安心・文化的な生活環境の創造に向けた活動が行われること。

人が生きていく上で必要不可欠である安全・安心な生活環境の創造と、これまで連綿と受け継がれてきた文化の継承を目指した理念です。

##### (3) 元気で豊かな持続的発展が可能な地域社会づくりが行われること。

自然環境を基盤に、次世代においても地域が継続して社会的、経済的に発展していくことができるよう、自然環境の保全及び生活環境の創造と経済活動の両立を目指した理念です。

##### (4) 市、市民及び事業者の意識向上及び協働体制の構築が積極的に行われること。

本市の環境をより良いものにしていくためには、まず一人ひとりの意識の向上が必要であり、複雑化している環境問題を総合的に解決するためには、市だけでなく、市民、事業者のみなさんの協力が欠かせません。本理念は、(1)～(3)の理念に到達するため、各主体が自然環境の保全及び生活環境の創造に向けて取り組む際の仕組みや体制づくりの考え方を示した理念となっています。

## (2) 基本方針

名護市環境基本条例第7条にて、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策の策定等に関する基本方針を掲げており、前記した基本理念を具体化するための方向性をより明確にしたものです。

### 【基本方針】

#### (1) 地域本来の生物多様性の保全と回復

基本理念の「やんばるの自然環境の保全」につながる基本方針です。

私たちは自然環境から、食料や精神的な充足感等を得て生活を営んでいますが、近年では日常生活や事業・経済活動等による環境負荷によって多くの動植物が絶滅の危機に瀕しています。動植物の絶滅等による生態系の崩壊は、私たちの生活環境に対しても悪影響を及ぼしてまいります。これらのことを受け、地域本来の生物多様性の保全と回復に向けた施策を講じていきます。

#### (2) 命を守り、健康的に暮らすことのできる生活環境の創造

基本理念の「安全・安心・文化的な生活環境の創造」につながる基本方針です。

公害対策等による安全で健康的に暮らすことのできる生活環境の創造は、公害問題より端を発した環境行政の原点と位置づけられるものであり、私たちが生きていく上では必要不可欠なものです。そのため、安全・安心に生活が営めるよう命を守り、健康的に暮らすことのできる生活環境の創造に向けた施策を講じていきます。

#### (3) 伝統・文化の薫り高い快適な生活環境の創造

基本理念の「安全・安心・文化的な生活環境の創造」につながる基本方針です。

私たちの生活環境は、空気や水、動植物等の自然と、居住環境を含めた都市施設、長い期間に培われ伝承されてきた歴史的、文化的な遺産、良好な景観、都市機能等の利便性などが調和して快適なものとなっています。次世代においても、精神的な充足感が満たされたより良い生活環境の創造が不可欠であることから、伝統・文化の薫り高い快適な生活環境の創造に向けた施策を講じていきます。

#### (4) 地域で育まれた豊かな環境を生かした地域活動の活性化

基本理念の「元気で豊かな持続的発展が可能な地域社会づくり」につながる基本方針です。

本市には、地域ごとに異なる自然環境や地域住民によって育まれた豊かな生活環境が存在しています。特徴的な環境を生かした産業や、市民自らによる環境保全・創造活動による地域活動の活性化によって、自然環境の保全、生活環境の創造と経済発展の両立がなされ、「持続的発展が可能な社会」の構築につながります。そのため、地域で育まれた豊かな環境を生かした地域活動の活性化に向けた施策を講じていきます。

#### (5) 循環型社会の構築

基本理念の「元気で豊かな持続的発展が可能な地域社会づくり」につながる基本方針です。

現代のエネルギー枯渇やごみ問題を解決するためには、従来の大量の資源を使い、大量の廃棄物を排出していた社会経済システムを転換させていく必要があります。

今後は、資源及びエネルギーを効率的に利用し、できる限りごみや環境への負荷となる物質を発生させず、使用できるものは再度使用し、やむを得ず排出されるものは資源として再利用し、どうしても利用できないものは適正に処分するといった最適生産、最適消費、最少廃棄の推進が重要となってきます。これらを踏まえ、4R<sup>\*</sup>の推進や環境への負荷の少ない商品等の利用等、循環型社会の構築に向けた施策を講じていきます。

#### (6) 地球環境の保全

基本理念の「元気で豊かな持続的発展が可能な地域社会づくり」につながる基本方針です。

誰もが環境に影響を与えながら生活し、事業・経済活動を行っていることから、市民、事業者、市が協力して地球環境の保全に向けた施策を講ずる必要があります。

特に、地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼしており、自動車依存社会である現状を考慮すると地域レベルにおいても積極的に取り組むべき問題となっています。そのため、国や他の地方公共団体、その他関係団体との連携、市民、事業者、市の協働による地球環境の保全に向けた施策を講じていきます。

#### (7) 環境教育及び環境保全・創造活動による環境意識の向上

基本理念の「市、市民及び事業者の意識向上及び協働体制の構築」につながる基本方針です。

環境問題の解決に向けては、市民、事業者、市が環境に対する正しい認識を持ち、環境保全・創造活動に取り組む必要があります。そのため、環境教育及び環境保全・創造活動による環境意識の向上に向けた施策を講じていきます。

#### (8) 協働及び推進体制の構築

基本理念の「市、市民及び事業者の意識向上及び協働体制の構築」につながる基本方針です。

市民、事業者、市は誰もが公平な責務、役割を有しており、自然環境の保全及び生活環境の創造に向けた施策を推進する際にはどの主体も欠けることはできません。また、環境問題は様々な要因が複雑に絡み合っているため、各主体間の連携だけでなく、国や他の地方公共団体との連携による包括的な取組が必要となります。そのため、環境施策を円滑に協働して取り組めるよう、協働及び推進体制の構築に向けた施策を講じていきます。

※4Rとは

- ①R e f u s e : リフューズ(発生回避) → 不必要なモノは買わず、耐久性の高い製品を選び、長く使用すること。マイバッグなどの使用を心がけ、レジ袋などを断ること。
- ②R e d u c e : リデュース(排出抑制) → モノを長く使用するためのメンテナンスなどにより、廃棄物の排出を抑制すること。
- ③R e u s e : リユース(再使用) → 使用済みの製品や部品でも、まだ十分に使えるモノは廃棄しないで繰り返し使用すること。
- ④R e c y c l e : リサイクル(再資源化) → 再使用できないものや廃棄されたモノを、原材料やエネルギーとして再利用すること。

### (3) 具体的施策

名護市環境基本条例第10条から第20条にて11項目の具体的施策が掲げられており、基本理念及び基本方針に基づいて定められております。

#### 【具体的施策】

##### (1) 在来動植物及びその生息空間の保全

基本方針の「地域本来の生物多様性の保全と回復」につながる具体的施策です。

在来動植物及びその生息空間の保全に向けて、自然環境の適切な保全及び回復に努め、自然環境が改変される場合は事業者へ必要な措置を講ずるよう指導する等、在来動植物への様々な悪影響の低減を図るための必要な措置を講ずるよう努めると規定しています。

##### (2) 環境に配慮した生産手法の改善と産業基盤の整備

基本方針の「地域本来の生物多様性の保全と回復」につながる具体的施策です。

経済発展と環境保全は別のもので捉えるのではなく、環境に配慮した産業活動に転換することによって経済発展も環境保全も両立できるよう、環境に配慮した生産手法の改善と産業基盤の整備に向けて必要な措置を講ずるよう努めると規定しています。

##### (3) 自然災害による被害の低減

基本方針の「命を守り、健康的に暮らすことのできる生活環境の創造」につながる具体的施策です。

私たちの生活のベースとなる生活環境及び社会基盤を安全・安心に維持するために、自然災害による環境への被害の低減に向けて必要な措置を講ずるよう努めると規定しています。

##### (4) 環境の向上に向けた公害防止対策等の実施

基本方針の「命を守り、健康的に暮らすことのできる生活環境の創造」につながる具体的施策です。

市民の健康と安全の確保に向け、公害問題や環境を悪化させる問題等の未然防止、被害の予防、問題が発生した際の紛争処理等の必要な措置を講ずるよう努めることを規定しています。

##### (5) 歴史文化資源、伝統文化及びまちなみの保全と活用

基本方針の「伝統・文化の薫り高い快適な生活環境の創造」につながる具体的施策です。

歴史文化資源や伝統文化、まちなみは市民の心のよりどころとなり、より豊かな生活環境を形成する要素となっていることから、歴史文化資源、伝統文化、まちなみの保全と活用に向けた必要な措置を講ずるよう努めることを規定しています。

#### (6) 豊かな自然環境を生かした地域づくり

基本方針の「地域で育まれた豊かな環境を生かした地域活動の活性化」につながる具体的施策です。現在も残る、豊かな自然環境を活用した地域づくりを推進することで、市民が誇れるまちをつくっていく必要があることから、自然環境を生かした地域づくりを推進するために必要な措置を講ずるよう努めることを規定しています。

#### (7) 地域資源の発掘・保全・活用を図る地域活性化の促進

基本方針の「地域で育まれた豊かな環境を生かした地域活動の活性化」につながる具体的施策です。本市には、各地域に独自の資源が多数存在しており、それらを発掘・保全・活用することによって地域の活性化につながります。また、地域独自の資源を活用した地域開発によって地域の発展と環境保全の両立・統合を図る必要があることから、地域資源の発掘、保全、活用を図る地域活性化の促進に努めることを規定しています。

#### (8) 廃棄物の減量及び資源化の促進

基本方針の「循環型社会の構築」につながる具体的施策です。持続的発展が可能な社会の在り方としては、ごみの抑制、再利用、再生利用によって環境への負荷が軽減された「循環型社会」の構築が必要であることから、排出されるごみの減量や資源のリサイクル等への取り組みの促進に向けた仕組みづくりや普及啓発等に努めることを規定しています。

#### (9) 地球温暖化対策の推進

基本方針の「地域環境の保全」につながる具体的施策です。地球環境問題の中でも地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼしており、自動車依存社会である現状を考慮すると地域レベルにおいても積極的に取り組むべき問題であることから、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制に向け、関係機関や市民、事業者と協働で省エネルギーの推進や新エネルギーの利用促進、エコドライブの促進等の施策の推進に努めることを規定しています。

#### (10) 環境教育及び環境学習の推進

基本方針の「環境教育及び環境保全・創造活動による環境意識の向上」につながる具体的施策です。市民、事業者による環境負荷の低減や環境保全・創造活動が推進されるためには、市民、事業者の意識の向上を図ることが重要であることから、市は市民、事業者、教育機関での環境教育及び環境学習が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めること、市民は環境教育及び環境学習を企画、実践あるいは受講するよう努めること、事業者は従業員に環境教育・環境学習の機会を設けることにより自然環境の保全及び生活環境の創造に関わる認識を高めるよう努めることを規定しています。

#### (11) 意見の反映

基本方針の「協働及び推進体制の構築」につながる具体的施策です。自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策を市民、事業者と協働で効率的かつ円滑に実施するためには、各主体の意見を拝聴し、市の施策に反映させることが重要であることから、市民参画の制度的な保障として、双方向に意見を聴く場の設置を含め、市民及び事業者の意見の反映に努めることを規定しています。

表 3.1 (1) 施策の体系①

みんなで目指す 10年後のまちの姿	基本理念	基本方針
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">           やんばるの自然と暮らしが共にかがやく            みんなでまもり・つくり・つなげる            あけみおのまち            名護         </p>	<p>1. やんばるの自然環境の保全に向けた活動が行われること</p>	<p>(1) 地域本来の生物多様性の保全と回復</p>
	<p>2. 安全・安心・文化的な生活環境の創造に向けた活動が行われること</p>	<p>(2) 命を守り、健康的に暮らすことのできる生活環境の創造</p> <p>(3) 伝統・文化の薫り高い快適な生活環境の創造</p>
	<p>3. 元気で豊かな持続的発展が可能な地域社会づくりが行われること</p>	<p>(4) 地域で育まれた豊かな環境を生かした地域活動の活性化</p> <p>(5) 循環型社会の構築</p> <p>(6) 地球環境の保全</p>
	<p>4. 市、市民及び事業者の意識向上及び協働体制の構築が積極的に行われること</p>	<p>(7) 環境教育及び環境保全・創造活動による環境意識の向上</p> <p>(8) 協働及び推進体制の構築</p>

表 3.1 (2) 施策の体系②

具体的施策	取組
1. 在来動植物及びその生息空間の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定外来生物等の防除</li> <li>・ 市内河川の整備</li> <li>・ 自然環境と調和した土地利用の適正な規制・誘導</li> <li>・ 自然環境の保全・回復に向けた取組の推進</li> </ul>
2. 環境に配慮した生産手法の改善と産業基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊休農地の解消</li> <li>・ 持続的な農業</li> <li>・ 自然と調和した森林資源の保全</li> </ul>
3. 自然災害による被害の低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内河川の整備</li> <li>・ 教育施設の整備</li> <li>・ 道路や排水路の整備</li> <li>・ 地域防災力の向上</li> </ul>
4. 環境の向上に向けた公害防止対策等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 騒音・振動・悪臭対策</li> <li>・ 野犬の捕獲・ハチの巣駆除</li> <li>・ 水道水の水質確保</li> <li>・ 公共用水域の水質改善</li> <li>・ 空家等の対策</li> </ul>
5. 歴史文化資源、伝統文化及びまちなみの保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財の保全と活用</li> <li>・ 芸術文化の振興</li> </ul>
6. 豊かな自然環境を生かした地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内河川の整備</li> <li>・ 地域とともにある学校づくり</li> <li>・ 地域活動の支援</li> <li>・ 中央公民館活動の充実</li> <li>・ 公園の整備推進と維持管理の充実</li> </ul>
7. 地域資源の発掘・保全・活用を図る地域活性化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域資源の活用</li> <li>・ 農林水産業の活性化</li> <li>・ 地域資源を活用した商品の販路拡大</li> </ul>
8. 廃棄物の減量及び資源化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民・事業者・行政の協働による4Rの推進</li> <li>・ 環境に優しく効率的な循環システムの構築</li> <li>・ ごみの安定的な適正処理の実施</li> <li>・ クリーンなまちづくりの推進</li> </ul>
9. 地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネ化の推進</li> <li>・ 循環型社会の構築</li> <li>・ 温室効果ガスの排出抑制</li> <li>・ 温室効果ガスの吸収源保全</li> <li>・ 地球温暖化防止に関する情報の収集・発信</li> <li>・ 適応策</li> </ul>
10. 環境教育及び環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報発信</li> <li>・ 環境教育の実施</li> <li>・ 体験学習等の推進による人材育成事業の充実</li> <li>・ 博物館運営の充実</li> </ul>
11. 意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見の募集</li> </ul>
<p>市、市民及び事業者の協働/規制等の措置/財政上の措置/国、地方公共団体等との連携協力/環境データの収集・公表体制の構築/環境に関するモニタリング体制づくり/</p>	

### 3-4 施策の方向性

具体的施策ごとの取組と指標を以下に示します。

#### 具体的施策（1）在来動植物及びその生息空間の保全

自然環境の適正な保全及び回復に向け、自然環境の状況を把握し、生態系に悪影響を与える要因への対策を講じます。また、改変を伴う事業・経済活動に対しては、自然環境への影響を低減するために必要な環境保全措置を講じます。

さらに、自然環境の保全が図られている指定区域や、地域特有の自然環境を持続可能なものとするため、市民、事業者、国・県などの関係機関とさらなる連携を図ります。

特定外来生物等の防除	【関係課等】
生態系に悪影響を与える市内に生息・生育している特定外来生物や危険生物の防除等を行います。 特定外来生物の防除にあたっては、自然環境の保全及び再生活動を促進しつつ、地域と行政の協働による自然環境の保全・回復に努めます。	環境対策課

市内河川の整備	【関係課等】
市内の普通河川の災害防止を図りつつ、自然とふれあうことができる河川整備を実施します。	建設土木課

自然環境と調和した土地利用の適正な規制・誘導	【関係課等】
「名護市都市計画マスタープラン」に基づきコンパクト+ネットワークによる都市形成を進めます。また、各種法令等に基づく適正な土地利用の規制・誘導により、都市部と自然環境のバランスの取れた土地利用を進めます。	都市計画課

自然環境の保全・回復に向けた取組の推進	【関係課等】
市民による自然環境の保全及び再生活動を促進しつつ、必要な支援を行いながら、地域と行政の協働による自然環境の保全・回復に努めます。	建設土木課 環境対策課

指標	現状値 (2024 (令和6) 年度)	目標値 (2030 (令和12) 年度)
タイワンハブの捕獲数	1,027 匹	1,000 匹
特定外来生物ツルヒヨドリ防除用除草剤の申請数	-	10 件
屋我地島における特定外来生物マングースの捕獲数	1 頭	0 頭
河川整備計画延長に対する河川整備済み延長の割合 (令和8年度～令和11年度実施)	4.66%	47.5%

## 具体的施策（２）環境に配慮した生産手法の改善と産業基盤の整備

本市の持続的な発展に向け、経済・社会的課題を同時に解決するための対策を講じます。具体的には、環境負荷が小さい農畜産業等の生産手法の改善や、産業基盤整備に関する支援を行います。

遊休農地の解消	【関係課等】
農地の貸付け、遊休農地の解消に対する支援等を行うことで、農地の集約・集積を促進します。	農業政策課

持続的な農業	【関係課等】
農作業の効率化・省力化を図るとともに、農業を持続的に展開するために、農業生産基盤整備及び適切な維持管理を実施します。 また、農村における生活環境の改善のほか公共水域の水質保全を図るため農業集落排水施設の整備を促進します。	農業政策課

自然と調和した森林資源の保全	【関係課等】
地球温暖化防止、国土保全、水源かん養、生物多様性の保全、木材等の物質生産等の多面的機能を有している森林を管理（造林事業）しつつ、既存の森林資源を保全・利活用し、持続可能な森林資源循環型林業の構築を目指します。	農林水産課

指標	現状値 (2024 (令和6) 年度)	目標値 (2030 (令和12) 年度)
地域計画内の遊休農地の解消面積	-	12,000 m <sup>2</sup>
令和8～11年度 農道整備延長（累計）	1,840m (R3～6)	3,900m
(下水道)久辺地区農業集落排水事業における 污水管渠整備率 (R8～R11:8km)	-	100%
市有林において森林の持つ様々な機能を発揮 するための継続的な森林整備 (R8～R11)	1.0ha/年	1.0ha/年

### 具体的施策（3）自然災害による被害の低減

市民及び事業者の安全・安心の確保に向け、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る減災対策を講じます。また、自然環境への被害を低減するために必要な対策を講じます。

市内河川の整備	【関係課等】
市内の普通河川の災害防止を図りつつ、自然とふれあうことができる河川整備を実施します。	建設土木課

教育施設の整備	【関係課等】
経年劣化した建物や設備の改良、排水機能や表面状態が劣化したグラウンドの改善及び危険ブロック塀等の安全対策といった各整備を実施します。	教育施設課

道路や排水路の整備	【関係課等】
市道や里道の傷んだ舗装や側溝などについて、「名護市道路補修計画」に基づき、修繕業務を行い、計画的かつ効率的・効果的な維持管理に努めます。	建設土木課

地域防災力の向上	【関係課等】
自主防災組織の設立を促し、地域における連携の強化を図り、共助、自助の体制を整えます。	総務部総務課

指標	現状値 (2024 (令和6) 年度)	目標値 (2030 (令和12) 年度)
河川整備計画延長に対する河川整備済み延長の割合 (令和8年度～令和11年度実施)	4.66%	47.5%
「名護市学校施設長寿命化計画」に基づく施設整備の進捗率(R8～11まで8棟の長寿命化改良の実施)	0% <sup>注)</sup>	100%
「名護市学校施設ブロック塀等安全対策整備計画」に基づく施設整備の進捗率(R8～11長259.8mのブロック塀等安全対策の実施)	0% <sup>注)</sup>	100%
名護市道路整備プログラム内で計画された道路整備済み延長の割合	40.75%	52.79%
道路整備計画延長に対する整備済み延長の割合 (令和8年度～令和11年度実施)	38.1%	100.0%
自主防災組織の設立数	22区	30区

注) 2026 (令和8) 年度から開始する計画のため、現状値は0%

#### 具体的施策（４）環境の向上に向けた公害防止対策等の実施

市民の健康及び安全の確保に向け、本市の環境の向上を図ります。具体的には、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、振動、騒音、地盤沈下、悪臭等の公害や、基地公害、衛生環境問題の状況把握を継続します。また、必要に応じて、市民及び事業者への普及啓発、指導等を行うとともに、国・県などの関係機関と連携した対策等を講じます。

騒音・振動・悪臭対策	【関係課等】
騒音に係る環境基準の地域類型の指定、騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法に基づく規制地域を定め、市に寄せられた苦情の対応。	環境対策課

野犬の捕獲・ハチの巣駆除	【関係課等】
地域住民及び事業者の求めに応じて、野犬、ハチの巣の駆除、野良猫のTNR活動への支援を強化していきます。	環境対策課

水道水の水質確保	【関係課等】
安全・安心な水の安定供給を行うため、水質検査計画を策定し、水質の定期検査を行い、水質基準を満たしていることを確認します。	施設課

公共用水域の水質改善	【関係課等】
公共用水域の快適な生活環境の確保を図るため、下水道整備区域から排出される汚水を下水処理場にて関係法令に定める水質項目・水質環境基準値以下に処理し放流します。	施設課

空家等の対策	【関係課等】
「名護市空家等対策計画」に基づき、市、地域、事業者が連携し推進を図ります。また、移住・定住の促進として、人口減少を抑制し将来にわたって持続可能で活力ある名護市を目指し、総合的な施策を通じて「選ばれ続けるまち」を目指します。	建築住宅課 企画政策課

指標	現状値		目標値	
	(2024 (令和6) 年度)		(2030 (令和12) 年度)	
野犬の捕獲数	45 頭/年		40 頭/年	
ハチの巣の駆除件数	145 件/年		140 件/年	
全ての水質基準 51 項目において水質基準を下回っていること（上水道）	-		100%	
放流水の水質基準 43 項目の全てにおいて、排水基準を下回っていること（下水道）	-		100%	
名護市空き家住宅改修支援事業（累計）	15 件		25 件	
市外からの転入者数	3,321 人/年		3,320 人/年	

### 具体的施策（5）歴史文化資源、伝統文化及びまちなみの保全と活用

本市の歴史文化資源等の保全と活用に向け、経済・社会的課題を解決するための対策を講じます。具体的には、地域ごとに個性のある本市の豊富な歴史文化資源や伝統文化を次世代に継承するとともに、地域のまちなみを保全することで、地域資源として活用します。

文化財の保全と活用	【関係課等】
本市に伝わる歴史的・文化的財産の保存を図るとともに、これまでの調査を通して得られた資料を活用し、教育普及活動や市民の文化活動の充実に努めます。	文化課

芸術文化の振興	【関係課等】
市民が身近に芸術文化に触れる機会をつくり、市民の芸術文化への関心度を高める機会を創出します。	文化スポーツ課

指標	現状値 (2024 (令和6) 年度)	目標値 (2030 (令和12) 年度)
埋蔵文化財に関する教育普及活動の実施回数	8回	10回
自主芸術文化事業の実施回数（自主事業・子ども芸術支援事業・アウトリーチ事業含）	43回	40回

## 具体的施策（6）豊かな自然環境を生かした地域づくり

豊かな自然環境を活用した地域づくりに向け、市民、事業者、国・県などの関係機関とさらなる連携を図りながら、緑化を中心とした取組を行います。なお、本市は行政区域が広く、地域特性があるため、地域の特色を生かせるような取組となるよう留意します。

市内河川の整備	【関係課等】
市内の普通河川の災害防止を図りつつ、自然とふれあうことができる河川整備を実施します。	建設土木課

地域とともにある学校づくり	【関係課等】
市立全小中学校においてコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を実施し、地域協働活動の充実を図り、地域とともにある学校づくりを進めます。また、コミュニティ・スクールを通して、地域資源や地域人材等との関わりを創出し児童生徒に持続可能な地域・社会の創り手としての意識を育みます。	学校教育課

地域活動の支援	【関係課等】
支所は、地域の拠点施設としての役割も担っており、各社会教育団体のニーズを把握し、活動を支援するとともに、他団体との連携体制を構築し、地域活動の拡充に取り組みます。	地域力推進課 各支所

中央公民館活動の充実	【関係課等】
中央公民館の各室を様々なサークル活動の場として提供することで、活動の継続性を支援します。また、市民ニーズを把握し、社会教育指導員とともに講座等を企画・実施することで、受講者に生涯学習機会の提供と活動の場の充実を図ります	地域力推進課

公園の整備推進と維持管理の充実	【関係課等】
「名護市都市計画マスタープラン」及び「名護市みどりの基本計画」に基づき、引き続き安全性に配慮した親しみのある公園整備を推進します。また、区画整理等の区域内における新設予定の公園整備や、既設公園における遊具の新設・再整備を模索し、新たな憩いの場の創設を目指します。	都市計画課

指標	現状値 (2024 (令和6) 年度)	目標値 (2030 (令和12) 年度)
環境美化活動に参加した市民の割合	49.2%	60%
河川整備計画延長に対する河川整備済み延長の割合 (令和8年度～令和11年度実施)	4.66%	47.5%
「学校での地域との関わり」があると答えた児童生徒の割合	49.8%	65.0%
「地域の大人への関心・信頼への向上」があると答えた児童生徒の割合	62.0%	67.0%
「地域貢献意識の高まり」があると答えた児童生徒の割合	58.9%	68.0%
社会教育関係団体数	2団体	2団体
中央公民館サークル団体数	0団体	1団体以上
都市公園面積	125.8ha	126.3ha

## 具体的施策（7）地域資源の発掘・保全・活用を図る地域活性化の促進

地域活性化に向け、本市の環境行政を起点として経済・社会的課題を同時に解決します。具体的には、地域資源の発掘、保全を図るとともに、地域資源を活用した新たな価値創造に取り組み、地域活性化を促進します。

地域資源の活用	【関係課等】
さくらと花のまちの推進として、さくらと花の景観づくり・地域ブランドとしての確立、スポーツコンベンションの推進として、スポーツキャンプ等における受け入れ体制の充実に取り組みます。	観光課

農林水産業の活性化	【関係課等】
本市で生産された農林水産物等の魅力を発信するイベントの開催や多様な広報媒体を活用したPRを行うことで、消費拡大の推進を図ります。また、名護漁港水産物直販所を中心に、活気のある漁港づくりに取り組んでいくとともに、漁港施設用地の利活用を図り、観光、商工業との連携により、水産物の消費拡大を目指します。	農業政策課 農林水産課

地域資源を活用した商品の販路拡大	【関係課等】
社会情勢の変化に影響を受けない商品開発及び販売システムの構築を支援することで、地域資源を活用した地産品開発と販路拡大を推進します。	商工・企業誘致課

指標	現状値 (2024 (令和6) 年度)	目標値 (2030 (令和12) 年度)
イベント来場者数	291,434 人/年	300,000 人/年
わんさか大浦パーク訪問数	104,008 人/年	152,400 人/年
市内観光施設入込客数 (国内客及び国外客含む)	3,996,363 人/年	5,027,030 人/年
市内宿泊施設入込客数 (国内客及び国外客含む)	1,017,039 人/年	1,304,788 人/年
なご産フェスティバル来場者数	1,626 人	2,000 人
名護漁港水産物直販所の来客数	116,009 人/年	116,000 人/年
販路拡大プロモーション回数	12 回/年	15 回/年
事業で開発したふるさと納税登録商品の売上高	127.9 万円/年	167 万円/年
植樹したさくらの維持管理のためのボランティア活動の回数	2 回/年	2 回/年

## 具体的施策（8）廃棄物の減量及び資源化の促進

廃棄物の減量及び資源化の促進に向け、環境負荷が小さい循環型社会を構築するための対策を講じます。具体的には、4Rを推進するとともに、環境負荷が小さい効率的な循環システム構築、ごみの安定的な適正処理の実施、不法投棄対策等を行います。また、経済・社会的課題解決のため、エシカル消費を促進します。

市民・事業者・行政の協働による4Rの推進	【関係課等】
市民と事業者と行政がそれぞれの役割を果たしながら、ごみの発生回避（Refuse：リフューズ）、発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）の順に優先して行い、廃棄物処理に伴う環境負荷の低減を行いつつ、資源化に対する意識を高めます。	環境対策課

環境に優しく効率的な循環システムの構築	【関係課等】
新技術等の検討を進めながら、環境負荷が低くかつ低コストで廃棄物を資源として利用できる循環システムの構築を行います。	環境対策課

ごみの安定的な適正処理の実施	【関係課等】
ごみ資源化及び適正処理のために、収集運搬、中間処理、最終処分において、安定的なごみ処理方法を実施します。 また、新施設の稼働に伴い、新たなごみの排出方法を徹底し、適正処理の実施に努めます。	環境対策課

クリーンなまちづくりの推進	【関係課等】
クリーンなまちづくりを推進するために、環境美化、不法投棄対策の推進を行います。また、ごみの排出量の削減・分別区分を徹底することで脱炭素社会の実現を目指します。	環境対策課

指標	現状値 (2024 (令和6) 年度)	目標値 (2030 (令和12) 年度)
ごみ排出量	21,015 t /年	18,898 t /年以下
リサイクル率	12.2%	12.2%以上
最終処分率	5.6%	5.6%未満

## 具体的施策（9）地球温暖化対策の推進

地球環境の保全に向け、地球温暖化を防止するとともに気候変動へ適応するための対策を講じます。具体的には、緩和策と適応策を対策の両輪として取り組みます。なお、取組にあたっては、市民、事業者、国・県などの関係機関と連携を図りながら推進します。

省エネ化の推進	【関係課等】
日常生活において、積極的な省エネ行動を実践することで、地球温暖化防止に取り組みます。また、住宅・建物を省エネ化し、施設や建築物においてエネルギーマネジメントシステムの導入に取り組むとともに、ZEH・ZEB化も検討することで、地球温暖化防止に取り組みます。	環境対策課

循環型社会の構築	【関係課等】
ごみの減量及び発生抑制により、ごみの焼却量を削減することで、地球温暖化防止に取り組みます。 また、ごみの循環リサイクル活動等、資源の循環利用を推進・促進し、環境負荷の軽減につながる選択をすることで、地球温暖化防止に取り組みます。	環境対策課

温室効果ガスの排出抑制	【関係課等】
温室効果ガス排出量が少ないエネルギーへの見直しを検討するとともに、住宅・建築物に太陽光発電設備等を導入し、温室効果ガス排出を抑制します。 交通手段については、自動車利用からバスやタクシー等の公共交通機関利用や自転車利用に切り替え、温室効果ガス排出を抑制します。 自動車（次世代自動車）については、エコドライブを推進・促進するとともに、次世代自動車の導入を推進・促進し、温室効果ガス排出を抑制します。	環境対策課

温室効果ガスの吸収源保全	【関係課等】
緑地等の育成・管理として、温室効果ガスを吸収する緑地等を保全することで、地球温暖化防止に取り組みます。	環境対策課

地球温暖化防止に関する情報の収集・発信	【関係課等】
情報の収集・発信として、地球温暖化対策に関する情報を収集・発信し、一人ひとりの意識を高めることで、地球温暖化防止に取り組みます。	環境対策課

適応策	【関係課等】
自然災害、健康、水環境・水資源、農林水産、自然生態系、産業・経済活動、市民・都市生活の7分野に関する適応策に取り組みます。	環境対策課

指標	基準値 (2013 (平成 25) 年度)	目標値 (2030 (令和 12) 年度)
温室効果ガス (CO <sub>2</sub> ) 排出量	491.6 千 t -CO <sub>2</sub>	363.8 千 t -CO <sub>2</sub>

## 具体的施策（10）環境教育及び環境学習の推進

積極的な環境教育及び環境学習の実施に向け、市民、事業者などと連携を図りながら推進します。具体的には、自然環境の保全及び生活環境の創造のために環境教育及び環境学習が重要な役割を果たすことを認識し、市民による環境に配慮した活動の実践や、従業員の環境への意識が高まるための取組を推進します。

情報発信	【関係課等】
ごみ減量・4Rに関する情報や、市民一人ひとりが環境やエネルギーに配慮したライフスタイルへと転換を図るための機会を提供することを目的として、身近な暮らしに役立つエコ情報の発信や環境保全活動の報告等を行います。	環境対策課

環境教育の実施	【関係課等】
学校等と連携を図りながら、名護・やんばるの自然や歴史、文化に対する意識の啓発を図ります。	名護博物館

体験学習等の推進による人材育成事業の充実	【関係課等】
次代を担う青少年が市周辺の自然・歴史・文化に触れるとともに、異年齢や同世代の仲間と一緒に活動する「リーダー研修」や「ジュニアリーダークラブ」を通じて、協調性、コミュニケーション力、あらゆることへの興味・関心、意欲を高め、自ら行動できる人材育成を行います。	地域力推進課 各支所

博物館運営の充実	【関係課等】
「名護・やんばる」地域の自然と、その中で育まれた歴史や文化を記録・保存して継承するとともに、「名護・やんばる」地域のフィールドミュージアムのコアとして利用者や観光客へ情報発信し、各地へ誘うガイドンス拠点(アクセス・インフォメーション機能、基礎知識紹介、疑似体験の提供等)として利用を促進します。	名護博物館

指標	現状値 (2024 (令和6) 年度)	目標値 (2030 (令和12) 年度)
ごみ減量・4R等の情報発信件数	-	12 件/年
名護市一般廃棄物処理施設見学者数	-	600 人/年
名護博物館の利用者数	27,274 人/年	36,500 人/年
ふるさと・未来・絆リーダー研修の参加者の実施前と実施後アンケートによる意識変容度	81.25%	100.0%

## 具体的施策（11）意見の反映

市民及び事業者の意見を本市の環境行政に反映させるための取組を行います。具体的には、

意見の募集・公表を継続的に行い、環境行政に反映させます。さらに、意見を踏まえて実施した環境施策の結果等を取りまとめて公表します。

意見の募集	【関係課等】
市ホームページを活用して、市民から意見を募集します。	環境対策課

## 第4章 推進体制と進捗管理

#### 4-1 推進体制

本計画で掲げた目標を達成するためには、市民、事業者および市の各主体が連携・協働して地域全体で取り組むとともに、国、県、周辺自治体等と連携・協力していくことが重要です。このため、図 4.1 に示すような体制づくりを行い、本計画の推進を図ります。

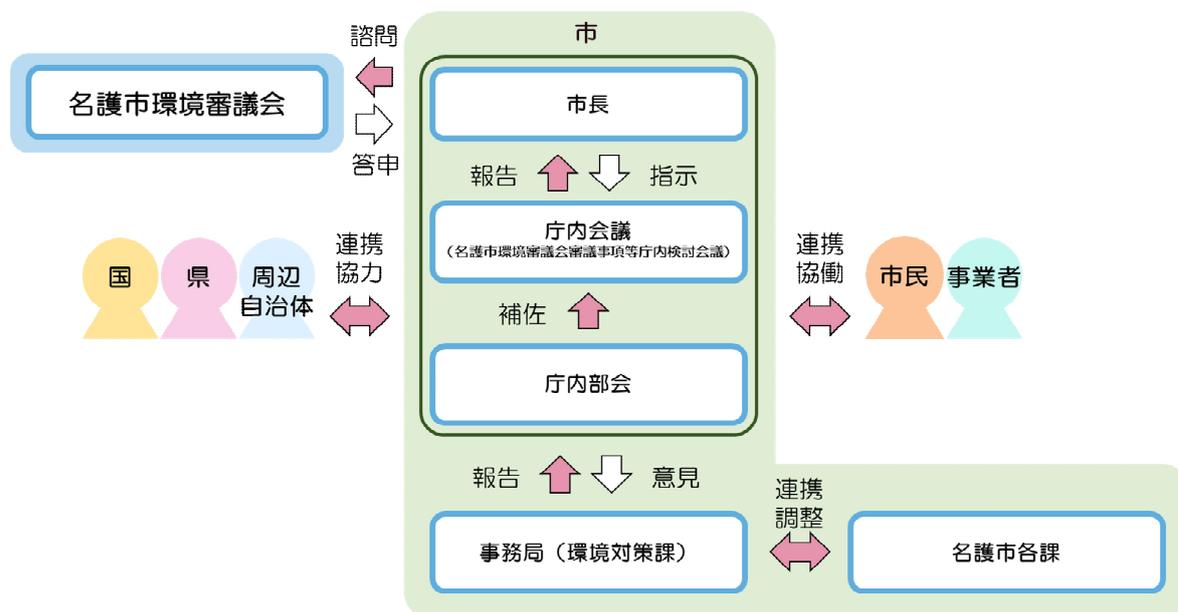


図 4.1 本計画の推進体制

#### 4-2 進捗管理

本計画の進行管理は、Plan（計画）、Do（実施及び運用）、Check（点検・評価）、Action（見直し・改善）のサイクルに基づき実施します。具体的には、基本的施策について、進捗管理指標のデータを毎年把握・評価し、進捗状況を公表していきます。

なお、国内外の動向や社会経済情勢の変化、技術革新等の状況等に対応し、適宜、計画の部分的な見直しを行います。

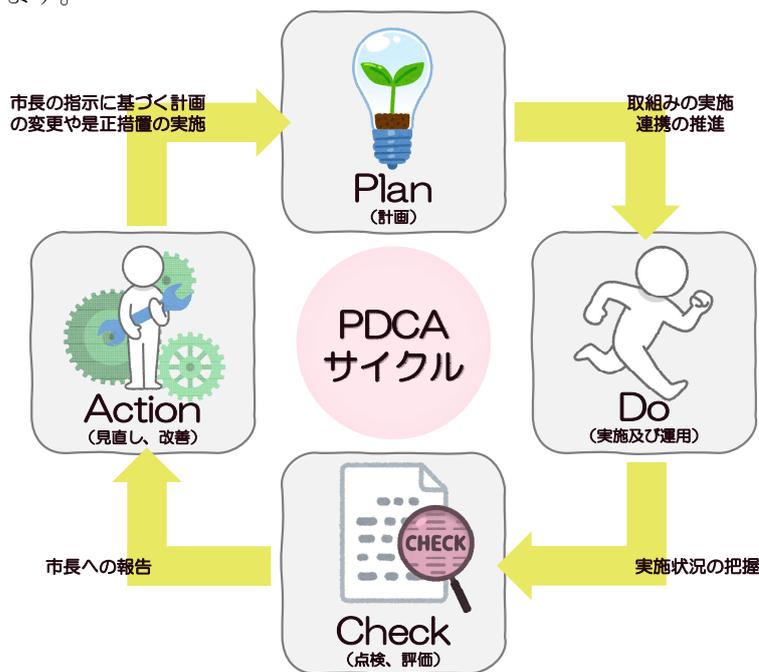


図 4.2 本計画の進捗管理

## 第5章 名護市一般廃棄物処理基本計画

## 5-1 基本的事項

### (1) 計画策定の背景

循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しており、国においては、循環型社会元年と位置付けられた2000（平成12）年度に、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする各種リサイクル法が制定され、その後も、循環型社会形成のための法改正が継続的に行われています。

また、2015（平成27）年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている持続可能な開発目標（SDGs）※に積極的に取り組み、プラスチックごみや食品ロスの削減を推進しているところであり、2019（令和元）年10月には食品ロスに対する国際的な問題意識の高まり等を背景に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、2022（令和4）年4月にはプラスチック製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するために「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。

本市においては、2017（平成29）年3月に「名護市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「当初計画」という。）を策定し、計画に基づきごみの減量化・再資源化に取り組むとともに、適正な生活排水処理を推進してきました。

また、本市では、2025（令和7）年度から、新たな一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設・リサイクルセンター）（以下、「新施設」という。）と、新たなし尿受入施設（名護下水処理場内）が稼働しています。新施設の稼働に伴い、新しいごみ分別区分及び処理体制で本市のごみ処理及び生活排水処理が始まっています。

このような社会的背景の変化から、この度、計画を見直すとともに、統合版を作成することとなりました。

(2) 計画の位置付け

名護市一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づいて策定するもので、本市の一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。

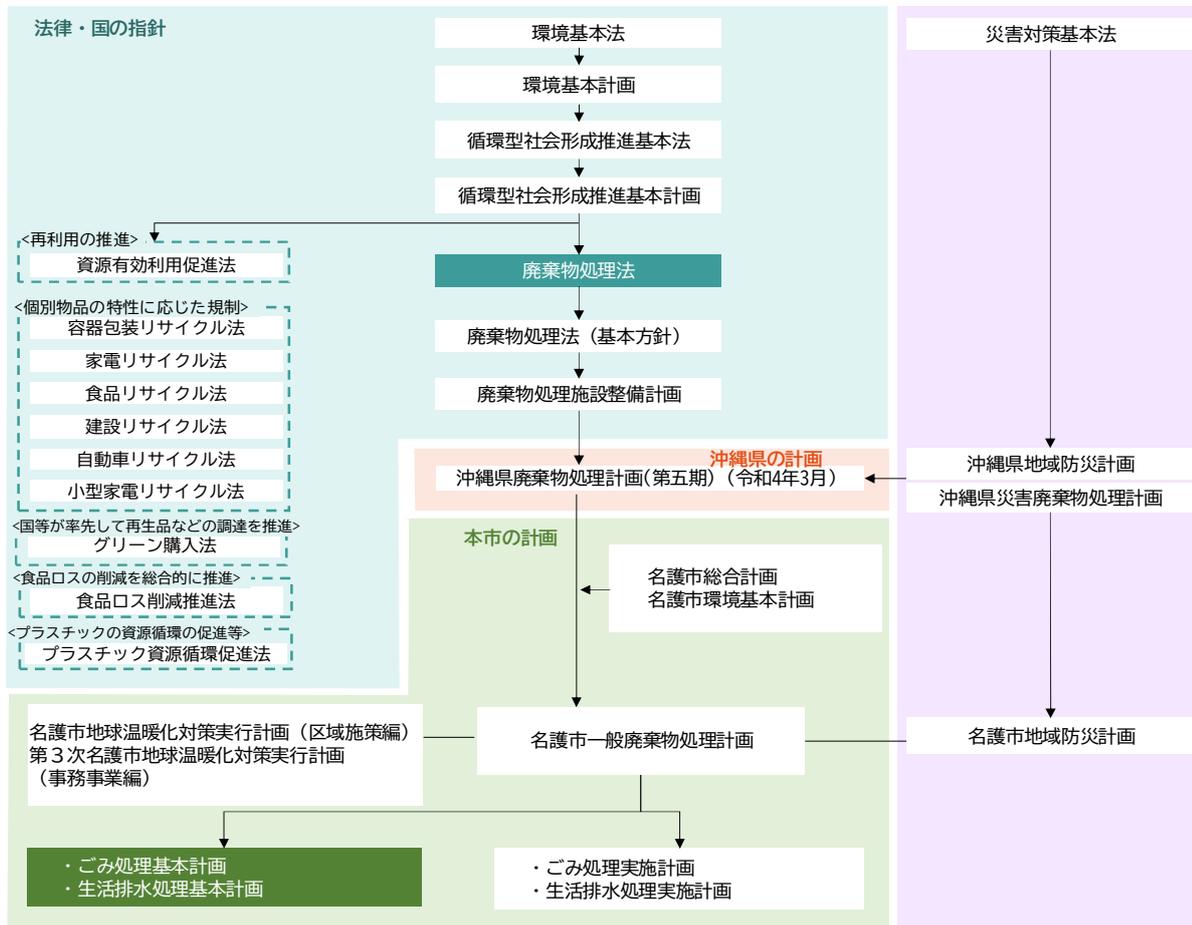


図 5.1 名護市一般廃棄物処理基本計画の位置付け

### (3) 計画対象範囲

計画対象範囲は、市内全域（米軍施設を除く）を対象とし、廃棄物のうち一般廃棄物を対象とします。

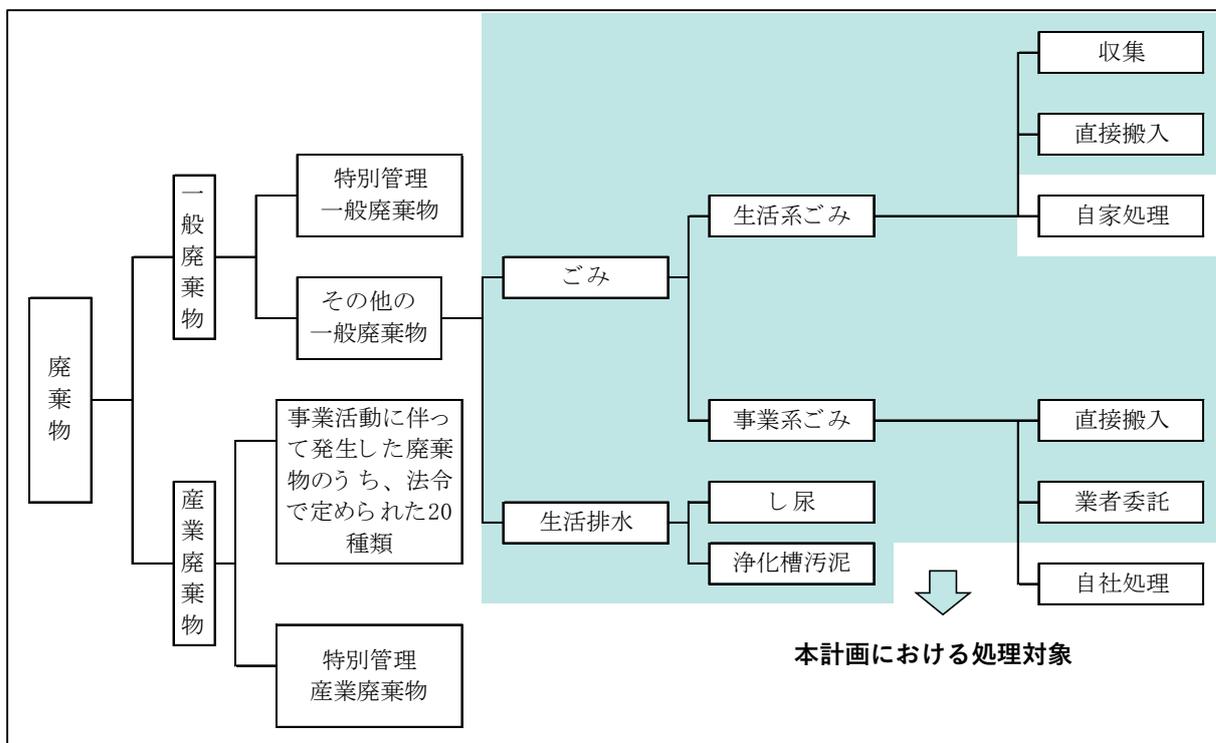


図 5.2 計画対象範囲

### (4) 計画の期間・目標年度

名護市一般廃棄物処理基本計画は、2017（平成 29）年度から 2035（令和 17）年度の計画とします。

2023（令和 5）年度及び 2025（令和 7）年度には中間見直しをしており、計画目標年度は 2030（令和 12）年度とします。

## 5-2 ごみ処理基本計画

### (1) ごみ処理の現状

#### ①ごみ排出量等

本市のごみ排出量を以下に示します。令和6年度では21,015 t/年であり、平成25年度と比較すると約3,400 t (19.8ポイント)増加しました。ごみの排出種別で見ると、家庭系ごみと事業系ごみはともに増加しており、直接搬入ごみは減少しています。

ただし、令和2年度からは新型コロナウイルスのステイホームの影響により家庭系ごみは増加し、事業系ごみは減少し、その後は事業活動の再開に伴い事業系ごみ排出量は新型コロナウイルスの影響前の水準となりました。

ごみ排出原単位は、令和6年度では896 g/人・日であり、平成25年度と比較すると114 g (14.5ポイント)増加しました。増加傾向となっているため、ごみ排出抑制の意識を向上させ、減少傾向に転換することが必要です。

ごみ排出量の増加の要因については、過剰包装や使い捨て商品の増加、安価な生活雑貨の増加と買い換え頻度の増加、食品ロスの増加などの社会的要因が考えられます。また、本市特有の要因として、人口及び世帯数の増加が考えられます。特に世帯数は人口よりも速いペースで増加しており、単身世帯を中心に増加していることが考えられます。一人暮らしでは自炊ではなく、コンビニ等の弁当やパン、おにぎり等の利用が多いと予想されることから、包装や食品等の家庭系ごみの増加につながっていると考えられます。

表 5.1 ごみ排出量及び排出原単位の推移

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
家庭系ごみ (t/年)	7,116	7,158	7,052	7,544	7,520	7,709	7,984	8,848	8,970	8,663	8,457	9,209
事業系ごみ (t/年)	9,698	10,009	10,192	10,100	10,515	11,226	11,232	10,134	10,463	11,051	11,066	11,263
直接搬入ごみ (t/年)	729	855	677	751	792	820	754	608	655	571	644	543
ごみ排出量 (t/年)	17,543	18,022	17,921	18,395	18,827	19,755	19,970	19,590	20,088	20,285	20,167	21,015
ごみ排出原単位 (g/人・日)	782	803	794	813	830	864	867	849	865	871	860	896

出典：名護市

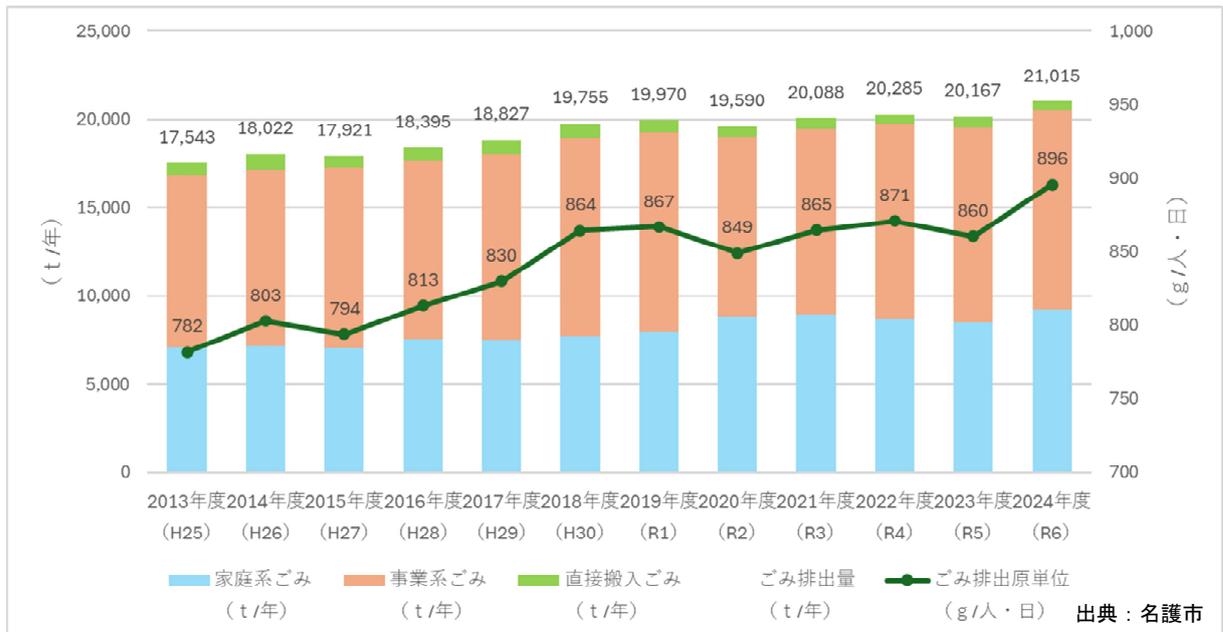


図 5.3 ごみ排出量及び排出原単位の推移

②家庭系ごみ

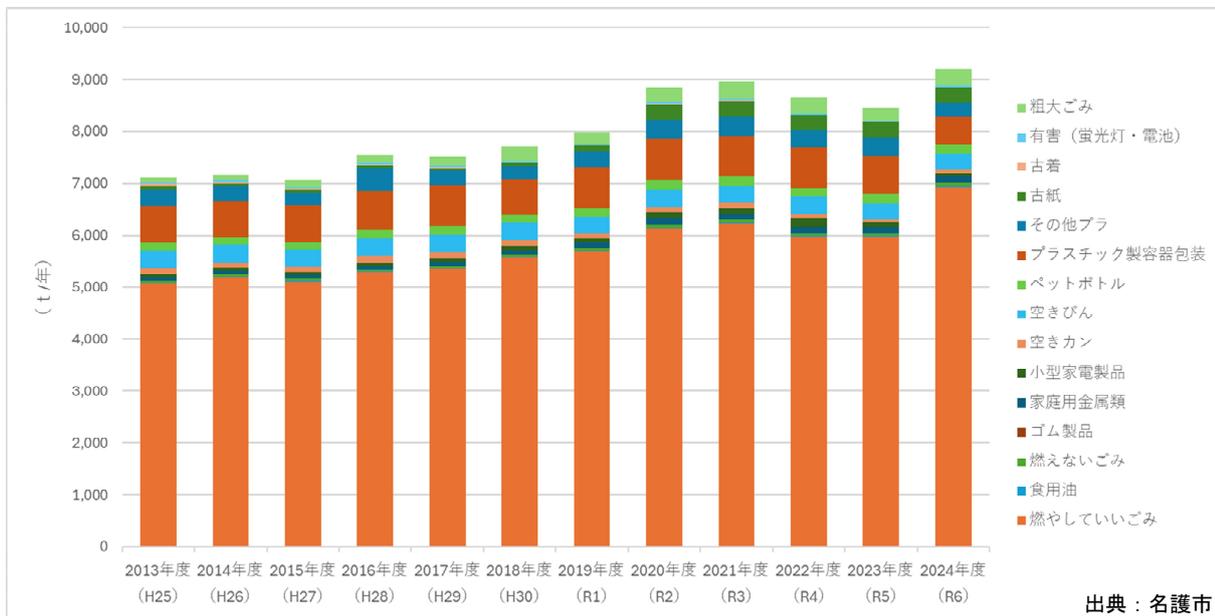
家庭系ごみの推移を以下に示します。

2021（令和3）年度まで燃やしていいごみが著しく増加傾向にあり、2020（令和2）年度以降は粗大ごみが増加し、9,209 t となっています。粗大ごみの増加は新型コロナウイルスのステイホームの影響によるものと考えられます。

表 5.2 家庭系ごみ排出量の推移

		2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
人口 (人)	総人口	61,465	61,494	61,683	61,970	62,146	62,626	62,936	63,214	63,644	63,817	64,040	64,288
	計画収集人口	61,465	61,494	61,683	61,970	62,146	62,626	62,936	63,214	63,644	63,817	64,040	64,288
	自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭系ごみ (t/年)	燃やしていいごみ	5,068	5,187	5,109	5,285	5,349	5,566	5,680	6,125	6,221	5,978	5,984	6,926
	食用油	15	18	18	17	19	20	16	19	18	15	17	14
	燃えないごみ	37	38	35	36	38	39	49	54	54	54	44	74
	ゴム製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家庭用金属類	71	75	72	79	83	75	102	132	123	114	113	119
	小型家電製品	54	56	51	67	65	88	92	108	108	165	92	60
	空きカン	115	106	110	123	109	121	106	105	97	90	49	73
	空きびん	346	330	324	337	343	333	325	338	326	317	307	296
	ペットボトル	148	143	139	158	170	161	164	183	189	174	181	184
	プラスチック製容器包装	705	708	714	763	781	665	788	801	787	781	742	537
	その他プラ	328	282	243	434	277	267	286	366	373	346	358	268
	古紙	63	60	62	55	59	57	111	290	282	280	284	305
	古着	50	28	27	19	27	10	9	10	10	7	9	4
	有害（蛍光灯・電池）	31	29	32	26	30	30	31	31	33	31	22	28
	粗大ごみ	85	98	116	145	170	277	225	286	349	311	255	321
	可燃性粗大ごみ	37	45	57	66	97	154	143	160	205	185	128	217
不燃性粗大ごみ	48	53	59	79	73	123	82	126	144	126	127	104	
<b>小計</b>	<b>7,116</b>	<b>7,158</b>	<b>7,052</b>	<b>7,544</b>	<b>7,520</b>	<b>7,709</b>	<b>7,984</b>	<b>8,848</b>	<b>8,970</b>	<b>8,663</b>	<b>8,457</b>	<b>9,209</b>	

出典：名護市



出典：名護市

図 5.4 家庭系ごみ排出量の推移

### ③事業系ごみ排出量

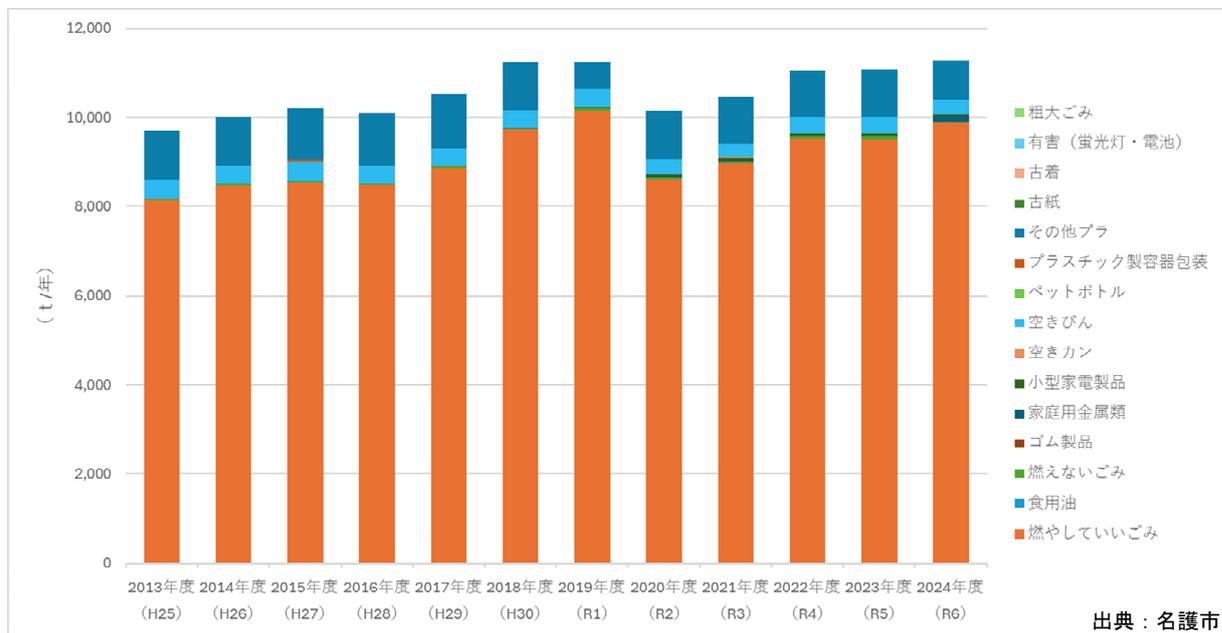
事業系ごみ排出量の推移を以下に示します。

事業系ごみの排出量は、2020（令和2）年度で減少したものの、2021（令和3）年度以降増加し、11,263 t となっています。

表 5.3 事業系ごみ排出量の推移

		2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
人口 (人)	総人口	61,465	61,494	61,683	61,970	62,146	62,626	62,936	63,214	63,644	63,817	64,040	64,288
	計画収集人口	61,465	61,494	61,683	61,970	62,146	62,626	62,936	63,214	63,644	63,817	64,040	64,288
	自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭系ごみ (t/年)	燃やしていいごみ	8,154	8,475	8,535	8,488	8,880	9,730	10,143	8,606	8,963	9,525	9,510	9,895
	食用油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	燃えないごみ	29	28	25	20	26	13	45	60	41	60	69	19
	ゴム製品	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家庭用金属類	0	0	5	0	0	3	5	4	21	4	2	106
	小型家電製品	0	0	0	0	0	29	43	64	57	55	59	37
	空きカン	0	0	3	0	0	0	0	10	10	0	0	0
	空きびん	392	406	442	399	402	379	391	318	306	357	367	356
	ペットボトル	0	0	3	0	0	0	0	2	1	0	0	0
	プラスチック製容器包装	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他プラ	1,120	1,098	1,157	1,193	1,207	1,072	605	1,070	1,064	1,050	1,059	850
	古紙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	古着	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有害（蛍光灯・電池）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	可燃性粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不燃性粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>小計</b>	<b>9,698</b>	<b>10,009</b>	<b>10,192</b>	<b>10,100</b>	<b>10,515</b>	<b>11,226</b>	<b>11,232</b>	<b>10,134</b>	<b>10,463</b>	<b>11,051</b>	<b>11,066</b>	<b>11,263</b>	

出典：名護市



出典：名護市

図 5.5 事業系ごみ排出量の推移

④直接搬入ごみ

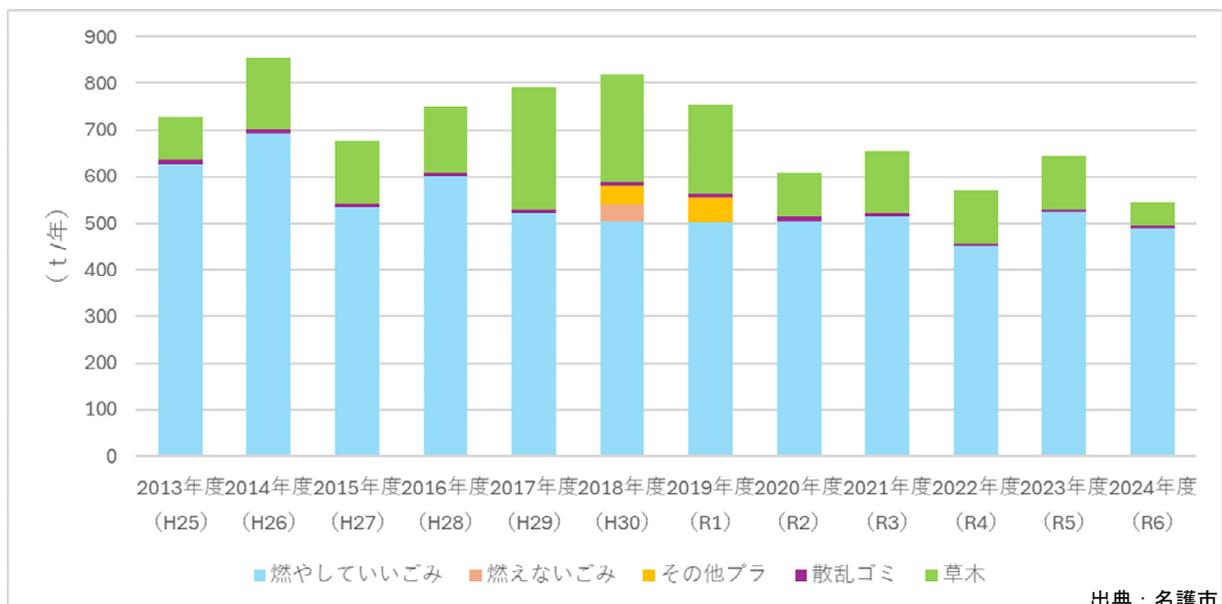
直接搬入ごみの排出量の推移を以下に示します。

直接搬入ごみは平成 30 年度をピークに、その後は減少傾向にあり、2024（令和 6）年度では 543 t となっています。

表 5.4 直接搬入ごみ排出量の推移

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
燃やしていいごみ	627	692	533	602	521	506	503	505	515	451	525	487
燃えないごみ	0	0	0	0	0	34	0	0	0	0	0	0
ゴム製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他プラ	0	0	0	0	0	41	52	0	0	0	0	0
散乱ゴミ	10	10	9	8	8	6	8	9	7	6	5	7
草木	92	153	135	141	263	233	191	94	133	114	114	49
<b>小計</b>	<b>729</b>	<b>855</b>	<b>677</b>	<b>751</b>	<b>792</b>	<b>820</b>	<b>754</b>	<b>608</b>	<b>655</b>	<b>571</b>	<b>644</b>	<b>543</b>

出典：名護市



出典：名護市

図 5.6 直接搬入ごみ排出量の推移

⑤ 1人1日あたりのごみ排出量（ごみ排出原単位）

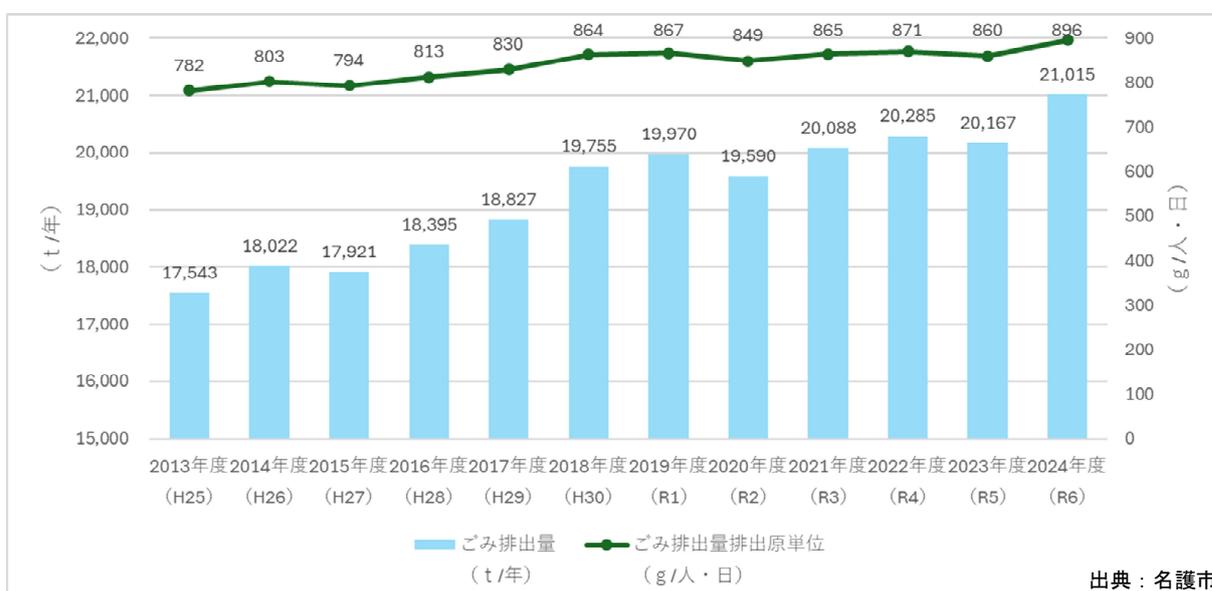
1人1日あたりのごみ排出量の推移を以下に示します。

1人1日あたりのごみ排出量は、2015（平成27）年度以降増加傾向で推移しており、2024（令和6）年度では896g/人・日となっています。

表 5.5 1人1日あたりのごみ排出量の推移

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
人口 (人)	61,465	61,494	61,683	61,970	62,146	62,626	62,936	63,214	63,644	63,817	64,040	64,288
ごみ排出量 (t/年)	17,543	18,022	17,921	18,395	18,827	19,755	19,970	19,590	20,088	20,285	20,167	21,015
ごみ排出量排出原単位 (g/人・日)	782	803	794	813	830	864	867	849	865	871	860	896

出典：名護市



出典：名護市

図 5.7 1人1日あたりのごみ排出量の推移

◆ 1人1日あたりのごみ排出量

1人1日あたりどれくらいの量のごみが排出されているのかを表すものであり、下式で算出されます。

1人1日あたりのごみ排出量（g/人・日）

$$= \text{ごみ排出量 (t/年)} \div \text{人口 (人)} \div \text{年間日数(日)} \times 10^6$$

⑥ごみ処理の流れ

現在のごみ処理の流れを以下に示します。

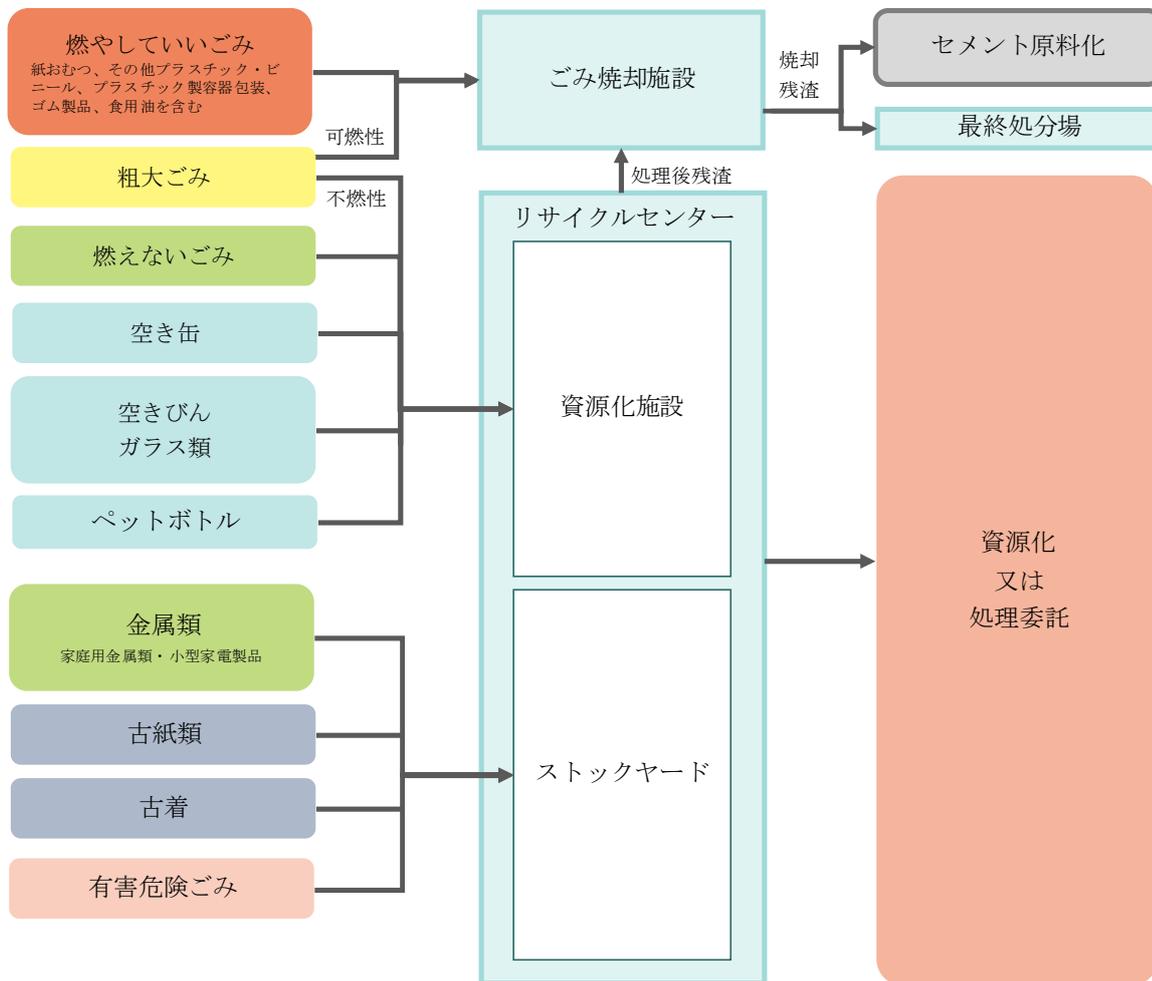


図 5.8 ごみ処理の流れ

⑦収集・運搬の現状

ごみの収集運搬の方法を以下に示します。

表 5.6 ごみの収集運搬方法（家庭系ごみ：2025（令和7）年度～）

種類		収集区域	収集運搬主体	収集回数	出し方	収集方法	
家庭系ごみ	燃やしていいごみ 燃やしていいごみ (紙おむつ、その他プラスチック・ビニール、プラスチック製容器包装、ゴム製品、食用油を含む)	市内全域	市(委託)、排出者	週 2 回	市の指定袋に入れ搬出する。紙おむつは任意の透明の袋で排出可能。	原則戸別収集	
	燃えないごみ		市(委託)、排出者	月 2 回	市の指定袋に入れ搬出する。	原則戸別収集	
	資源ごみ		空きびん・ガラス類	市(委託)、排出者	週 1 回	かご等に入れて出す。	原則戸別収集
			空き缶	市(委託)、排出者	週 1 回	かご等に入れて出す。	原則戸別収集
			ペットボトル	市(委託)、排出者	週 1 回	かご等に入れて出す。	原則戸別収集
			古紙類	市(委託)、排出者	週 1 回	種別(5種類)ごとに紙紐で束ねて出す。但し、雑紙など紙紐で束ねることのできない小さな紙類は、紙袋等に入れて出すことができる。	原則戸別収集
			古着	市(委託)、排出者	週 1 回	紐で束ねて出す。	原則戸別収集
			金属類(家庭用金属、小型家電)	市(委託)、排出者	月 2 回	かご等に入れて出す。	原則戸別収集
	有害危険ごみ		市(委託)、排出者	月 2 回	蛍光灯は割れないような措置(新品を購入した際破棄される箱に入れる等)をして出す。電池類、バッテリー類、ライター類、ガス・スプレー缶はそれぞれ別のかご等に入れて出す。	原則戸別収集	
	粗大ごみ		市(委託)、排出者	必要のつど	申し込み制	原則戸別収集	
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)対象機器	市(委託)、排出者	必要のつど	申し込み制	原則戸別収集			

表 5.7 ごみの収集運搬方法（事業系ごみ：2025（令和7）年度～）

種類	収集区域	収集運搬主体	収集回数	出し方	収集方法
事業系ごみ 家庭系ごみ同様	市内全域	許可業者、排出者	必要のつど	有料ごみの4品目は市指定ごみ袋に入れて出す。4品目以外は用途に応じて。	許可業者又は自己搬入

⑧中間処理の現状

1) 処理施設の概要

2025（令和7）年度から供用開始した新施設（焼却施設・リサイクルセンター）の概要及び位置図を以下に示します。

表 5.8 焼却施設概要

	概 要
処 理 方 式	焼却処理-ストーカー式
稼 働 時 間	間欠運転式（16時間/日）
炉 数	2炉
施 設 規 模	62 t/日
建 設 場 所	名護市安和区
処 理 対 象 物	燃やしていいごみ （その他プラスチック・ビニール、プラスチック製容器包装、ゴム製品、食用油を含む） 紙おむつ 粗大ごみ（可燃性） ○災害廃棄物等

表 5.9 リサイクルセンター概要

	概 要
処 理 方 式	破碎・選別資源化処理方式
稼 働 時 間	5時間/日
建 設 場 所	名護市安和区
処 理 対 象 物	粗大ごみ（不燃性）：0.4 t /5h 燃えないごみ：0.4 t /5h 空き缶：0.6 t /5h 空きびん・ガラス類：3.7 t /5h ペットボトル：0.8 t /5h  〈ストックヤード補完物〉 金属類：3.2 t /5h 古紙類：0.2 t /5h 古着：0.8 t /5h 有害ごみ：0.2 t /5h

## 2) 焼却処理量等

焼却処理量等の推移を以下に示します。

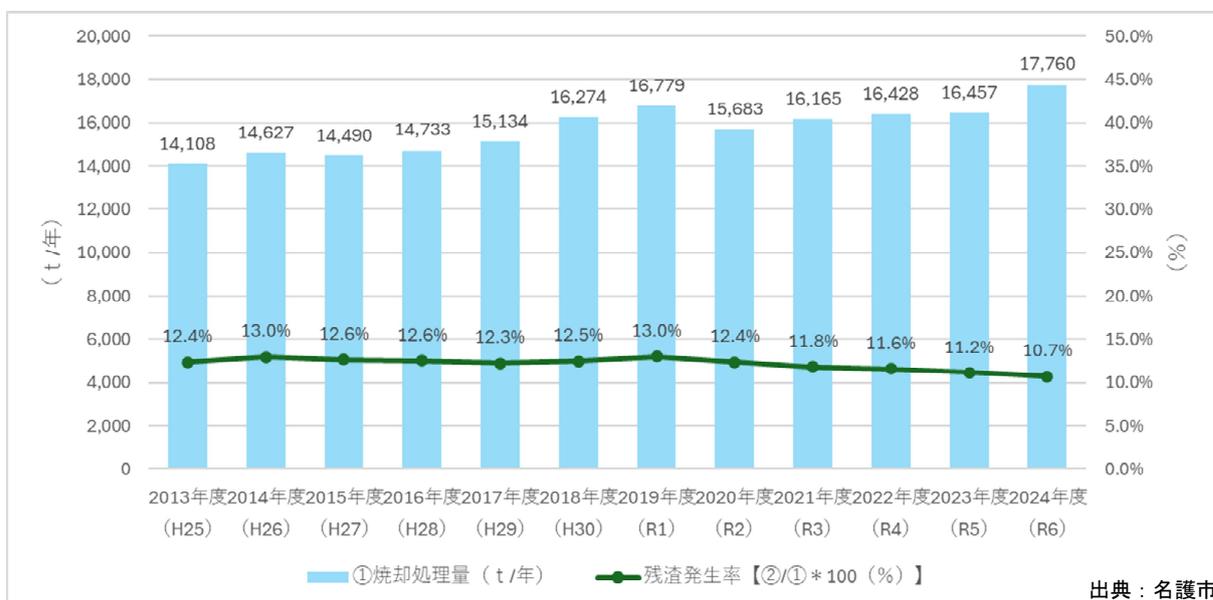
焼却処理量は2020（令和2）年度で減少したもののそれ以降は増加傾向にあり、2024（令和6）年度で17,760 t/日となっています。

また、焼却に伴う残渣の発生量は、2019（令和元）年度以降減少しており、2024（令和6）年度は10.7%となっています。

表 5.10 焼却処理量等の推移

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
①焼却処理量（t/年）	14,108	14,627	14,490	14,733	15,134	16,274	16,779	15,683	16,165	16,428	16,457	17,760
②残渣発生量（t/年）	1,748	1,897	1,832	1,849	1,857	2,032	2,179	1,939	1,915	1,904	1,837	1,899
最終処分量（t/年）	357	422	391	378	479	424	823	786	935	917	955	1,080
可燃ごみ処理に伴う 資源化量（t/年）	1,391	1,475	1,441	1,471	1,378	1,608	1,356	1,153	980	987	882	819
残渣発生率【②/①*100（%）】	12.4%	13.0%	12.6%	12.6%	12.3%	12.5%	13.0%	12.4%	11.8%	11.6%	11.2%	10.7%

出典：名護市



出典：名護市

図 5.9 焼却処理量等の推移

### 3) 焼却処理以外の中間処理量等

容器包装リサイクル処理設備やリサイクルセンター等で処理を行う資源ごみ、粗大ごみの焼却処理以外の中間処理量の推移を以下に示します。

中間処理量は年度により変動はありますが、2019（令和元）年度以降減少傾向がみられ、2024（令和6）年度は1,446 t/日となっています。

また、資源化量についても、2020（令和2）年度以降減少しており、2024（令和6）年度は1,224 t/日となっています。

表 5.11 焼却処理以外の中間処理施設における処理量等の推移

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
中間処理量 (t/年)	1,706	1,693	1,753	1,780	1,805	1,659	1,774	1,747	1,706	1,719	1,646	1,446
容器包装リサイクル施設設備やリサイクルセンターによる資源化量 (t/年)	1,473	1,518	1,518	1,443	1,623	1,401	1,492	1,503	1,465	1,446	1,361	1,224

出典：名護市

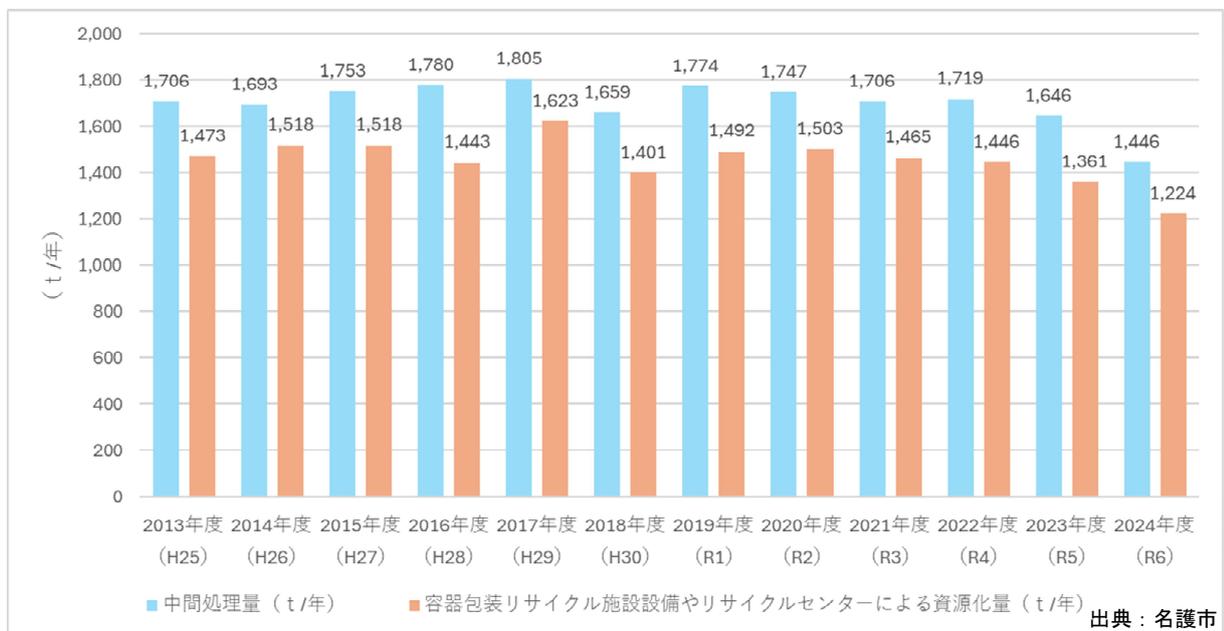


図 5.10 焼却処理以外の中間処理施設における処理量等の推移

#### 4) 資源化量とリサイクル率

資源化量とリサイクル率の推移を以下に示します。

資源化量は減少傾向がみられ、2024（令和6）年度には2,554 t/年となっています。また、リサイクル率もごみ排出量の増加と資源化量の減少に伴い減少しており、2024（令和6）年度は12.2%となっています。

表 5.12 資源化量及びリサイクル率の推移

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
資源化量（t/年）	3,087	3,192	3,163	3,102	3,199	3,237	3,143	3,202	2,992	2,962	2,858	2,554
リサイクル率（%）	17.6	17.7	17.7	16.9	17.0	16.4	15.7	16.3	14.9	14.6	14.2	12.2

出典：名護市

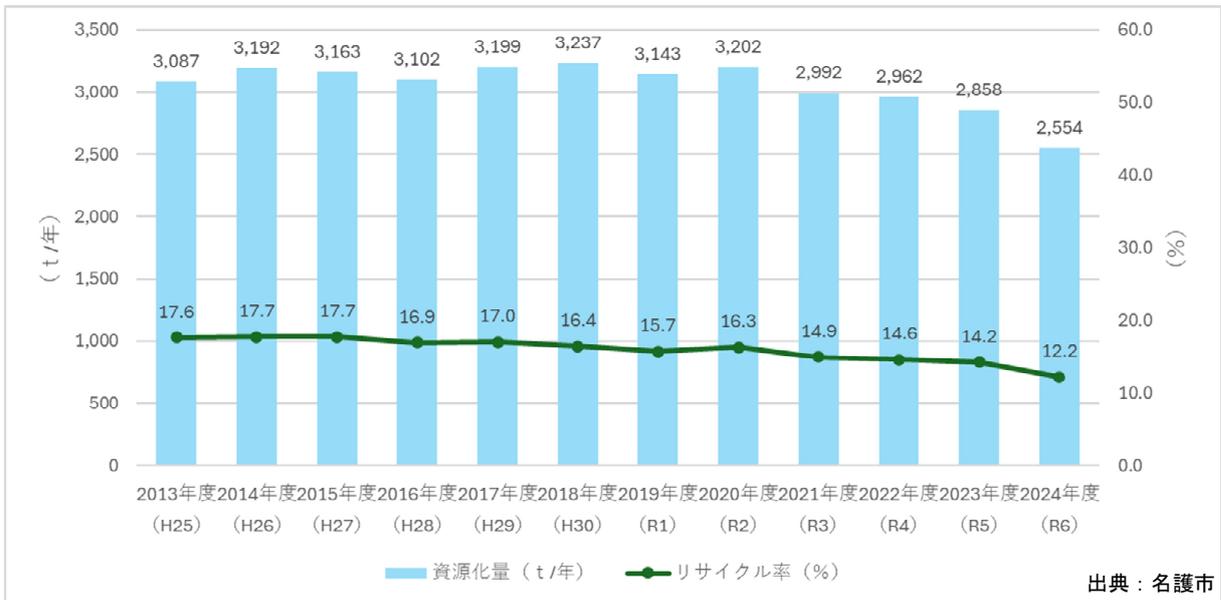


図 5.11 資源化量及びリサイクル率の推移

⑨最終処分の現状

1) 処理・処分施設

名護市一般廃棄物最終処分場の概要を以下に示します。

最終処分場においては、燃えないごみやセメント原料化のできない焼却残渣等を埋立処分しています。

表 5.13 名護市一般廃棄物最終処分場の概要

	概 要
所 在 地	沖縄県名護市字嘉陽 281 の 37 番地
主 体 名	名護市
処 理 対 象 物	燃えないごみ・焼却残渣・分別できない災害時等のごみ
埋 立 構 造	オープン型準好気性埋立構造
埋 立 工 法	サンドイッチ工法
竣 工 年 月	1995（平成7）年2月
埋 立 容 量	約 185,000 m <sup>3</sup>

## 2) 最終処分量と最終処分率

最終処分量と最終処分率の推移を以下に示します。

焼却残渣のセメント原料化により、最終処分率は2018（平成30）年度までは約2.5%でしたが、2019（令和元）年度以降は増加しており、2022（令和4）年度では5.1%となっています。増加した要因としては、以前は焼却灰の飛灰・主灰ともにリサイクルしていましたが飛灰の塩分濃度が高くセメント原料として不適であることから最終処分に回っていることや、セメント原料として受入している事業者の施設修繕等による受入停止が増えていることなどが考えられます。

表 5.14 最終処分量と最終処分率の推移

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
最終処分量 (t/年)	423	488	451	434	543	510	917	900	1,030	1,031	1,068	1,173
最終処分率 (%)	2.4	2.7	2.5	2.4	2.9	2.6	4.6	4.6	5.1	5.1	5.3	5.6

出典：名護市

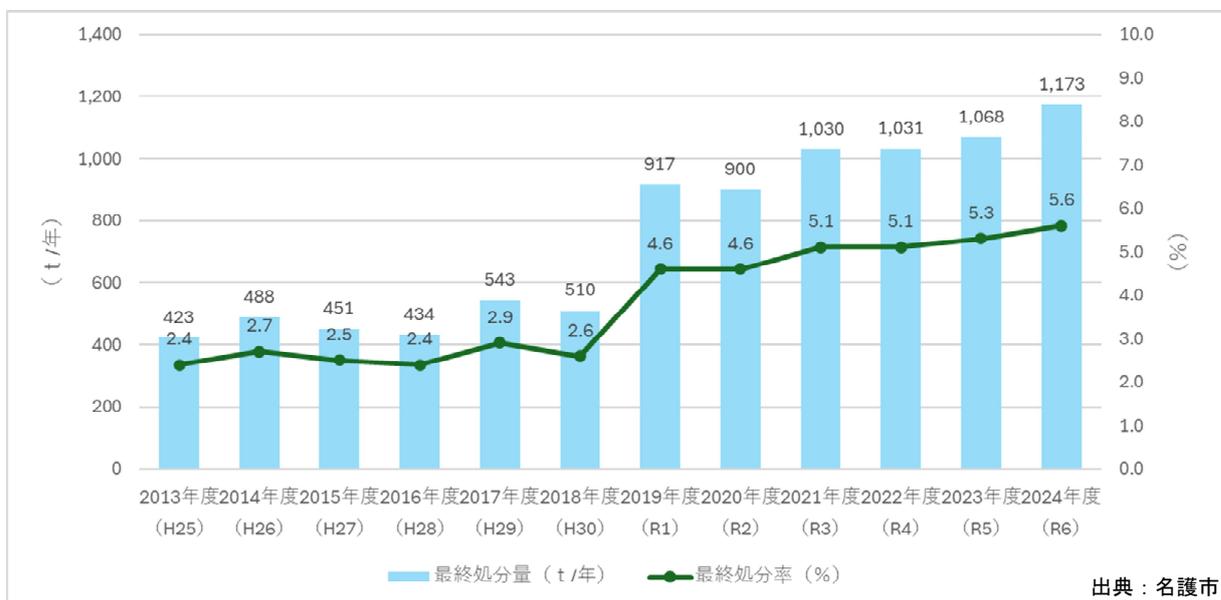


図 5.12 最終処分量と最終処分率の推移

(2) ごみ排出量等の将来予測

①推計方法

ごみ排出量について、「一般廃棄物処理基本計画策定指針」に基づいて、過去5年間の実績をもとに将来推計を行いました。ごみ排出量の将来予測の考え方を下記に示します。

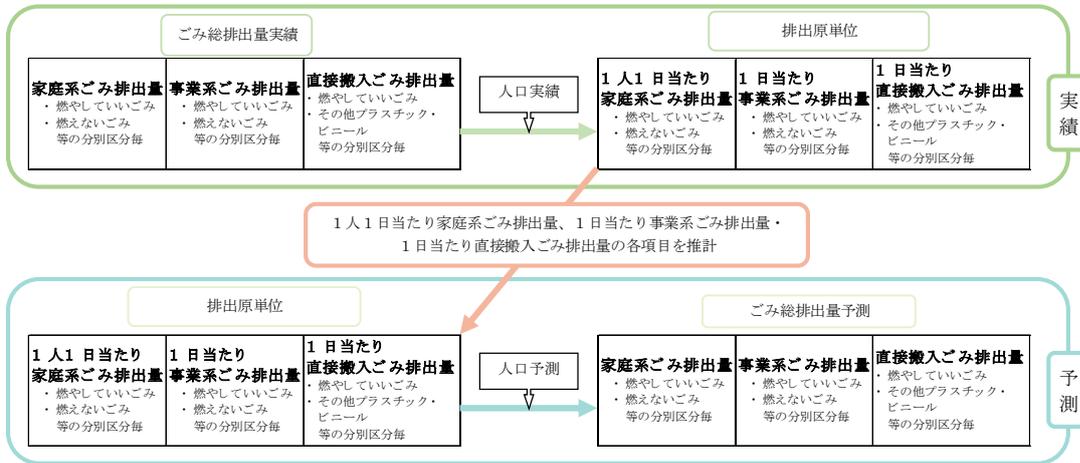


図 5.13 ごみ総排出量の将来予測の考え方

5つの推計式によって5通りの予測値を算出し、このうち過去の実績をできるだけ良好に再現し、将来におけるトレンドの動きが理論的矛盾をきたさないこと等を考慮して、最も妥当と判断されるものを採用します。実績傾向を良好に反映した予測結果が得られない場合は、近年の実績を参考に推計値（以下、「単純推計」という。）を設定します。

表 5.15 本計画で用いる推計式

名称	推計式	備考
等差級数法	$Y=a+bx$	Y: 推計値 a、b: 係数 ln、e: 自然対数、逆対数 x: 年度
対数級数法	$Y=a+b \times \ln x$	
等比級数法	$Y=a \times e^{bx}$	
べき級数法	$Y=a \times x^b$	
逆数級数法	$Y=a+b \div x$	

## ②将来人口

本計画では、「第3期名護市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略」における将来人口を採用します。

本市の将来人口は、計画目標年度である2030（令和12）年度において66,212人になると見込まれます。

表 5.16 本計画における将来人口

年度	実績（人）	本計画における将来人口（人）
2013（H25）年度	61,465	—
2014（H26）年度	61,494	—
2015（H27）年度	61,683	—
2016（H28）年度	61,970	—
2017（H29）年度	62,146	—
2018（H30）年度	62,626	—
2019（R1）年度	62,936	—
2020（R2）年度	63,214	—
2021（R3）年度	63,644	—
2022（R4）年度	63,817	—
2023（R5）年度	64,040	—
2024（R6）年度	64,288	—
2025（R7）年度	—	65,064
2026（R8）年度	—	65,294
2027（R9）年度	—	65,523
2028（R10）年度	—	65,753
2029（R11）年度	—	65,982
2030（R12）年度	—	66,212

出典：第3期名護市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略

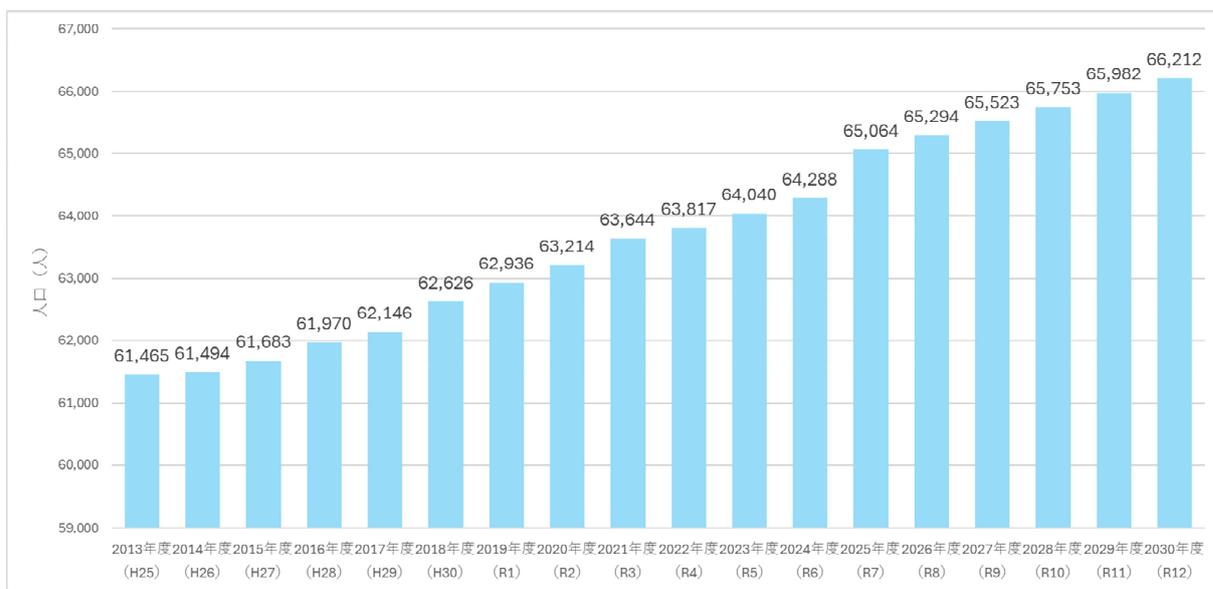


図 5.14 本計画における将来人口

出典：第3期名護市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略

③ごみ排出量の将来推計

ごみ排出量及び処理・処分量の推計結果を以下に示します。

なお、2020（令和2）年度及び2021（令和3）年度は新型コロナウイルスの影響が大きいため、推計には2019（令和元）年度と2022（令和4）年度を直線補完したものを採用しました。

1）家庭系ごみ推計結果

表 5.17 家庭系ごみ推計結果

年度	実績	推計結果				
		等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
2020年度 (R2)	355.04					
2021年度 (R3)	363.47					
2022年度 (R4)	371.91					
2023年度 (R5)	360.81					
2024年度 (R6)	392.45					
2025年度 (R7)		390.39	389.55	390.42	389.68	388.77
2026年度 (R8)		397.61	396.05	398.02	396.52	394.61
2027年度 (R9)		404.83	402.38	405.78	403.29	400.16
2028年度 (R10)		412.05	408.56	413.69	410.01	405.43
2029年度 (R11)		419.26	414.57	421.75	416.66	410.45
2030年度 (R12)		426.48	420.45	429.97	423.27	415.22
R		$y = a x + b$	$y = a * \text{LN}(x) + b$	$y = (e^{-(ax)}) * b$	$y = (x^a) * b$	$y = (a/x) + b$
a =		7.217	243.780	0.019	0.652	-8222.619
b =		123.350	-490.720	191.160	36.963	610.999
採否					○	

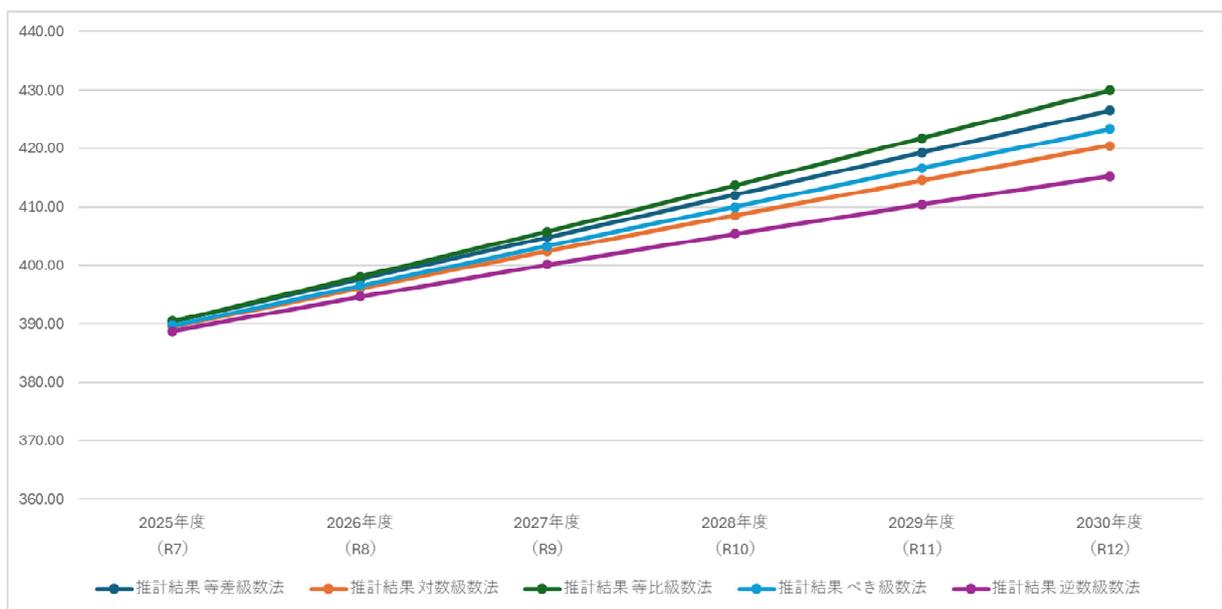


図 5.15 家庭系ごみ推計結果

2) 事業系ごみ推計結果

表 5.18 事業系ごみ推計結果

年度	実績	年度	推計結果				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
2020年度 (R2)	30.55	2025年度 (R7)	30.60	30.59	30.57	30.58	30.58
2021年度 (R3)	30.41	2026年度 (R8)	30.64	30.62	30.61	30.62	30.61
2022年度 (R4)	30.28	2027年度 (R9)	30.69	30.66	30.65	30.66	30.64
2023年度 (R5)	30.23	2028年度 (R10)	30.73	30.70	30.69	30.69	30.67
2024年度 (R6)	30.86	2029年度 (R11)	30.77	30.73	30.74	30.73	30.70
		2030年度 (R12)	30.82	30.77	30.78	30.76	30.72
		式	$y = ax + b$	$y = a * \text{LN}(x) + b$	$y = (e^{ax}) * b$	$y = (x^a) * b$	$y = (a/x) + b$
		a =	0.044	1.414	0.001	0.046	-45.257
		b =	28.970	25.480	29.023	25.922	31.799
		採否		○			

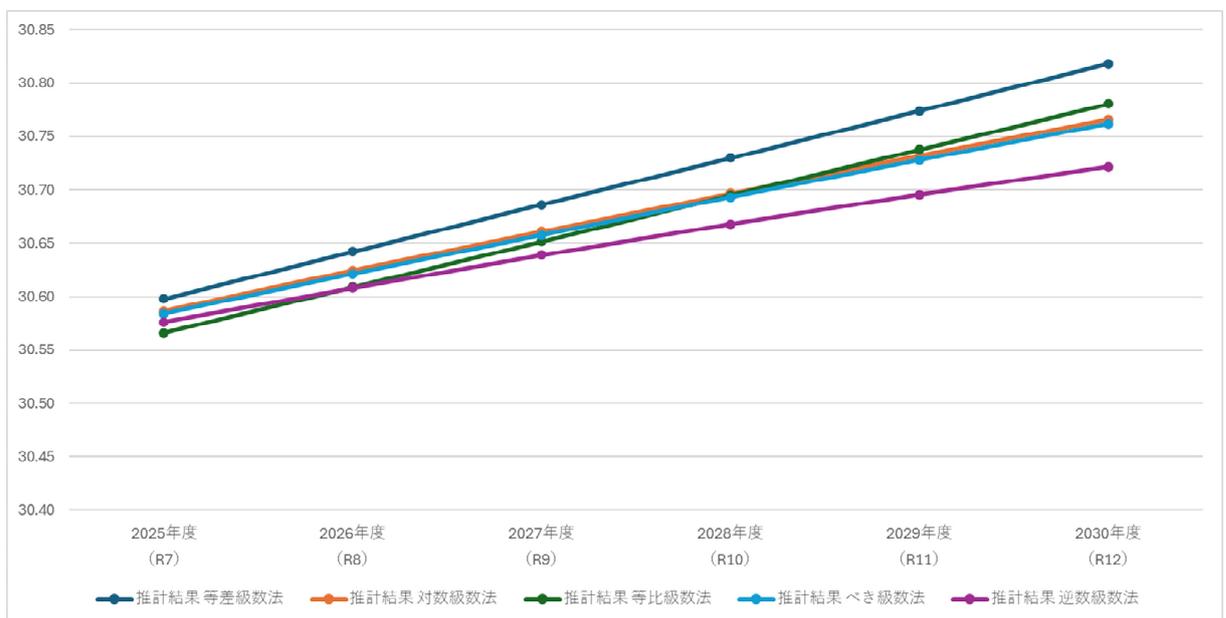


図 5.16 事業系ごみ推計結果

3) 直接搬入ごみ排出量推計結果

表 5.19 直接搬入ごみ推計結果

年度	実績	年度	推計結果				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
2020年度 (R2)	1.89	2025年度 (R7)	1.46	1.46	1.44	1.47	1.47
2021年度 (R3)	1.72	2026年度 (R8)	1.38	1.39	1.38	1.41	1.41
2022年度 (R4)	1.56	2027年度 (R9)	1.30	1.32	1.32	1.35	1.35
2023年度 (R5)	1.76	2028年度 (R10)	1.23	1.26	1.26	1.30	1.29
2024年度 (R6)	1.49	2029年度 (R11)	1.15	1.19	1.20	1.25	1.23
		2030年度 (R12)	1.07	1.13	1.15	1.21	1.18
		式	$y = a x + b$	$y = a * \text{LN}(x) + b$	$y = (e^{(ax)}) * b$	$y = (x^a) * b$	$y = (a/x) + b$
		a =	-0.077	-2.606	-0.046	-1.552	88.632
		b =	4.286	10.871	7.910	399.080	-0.927
		採否			○		

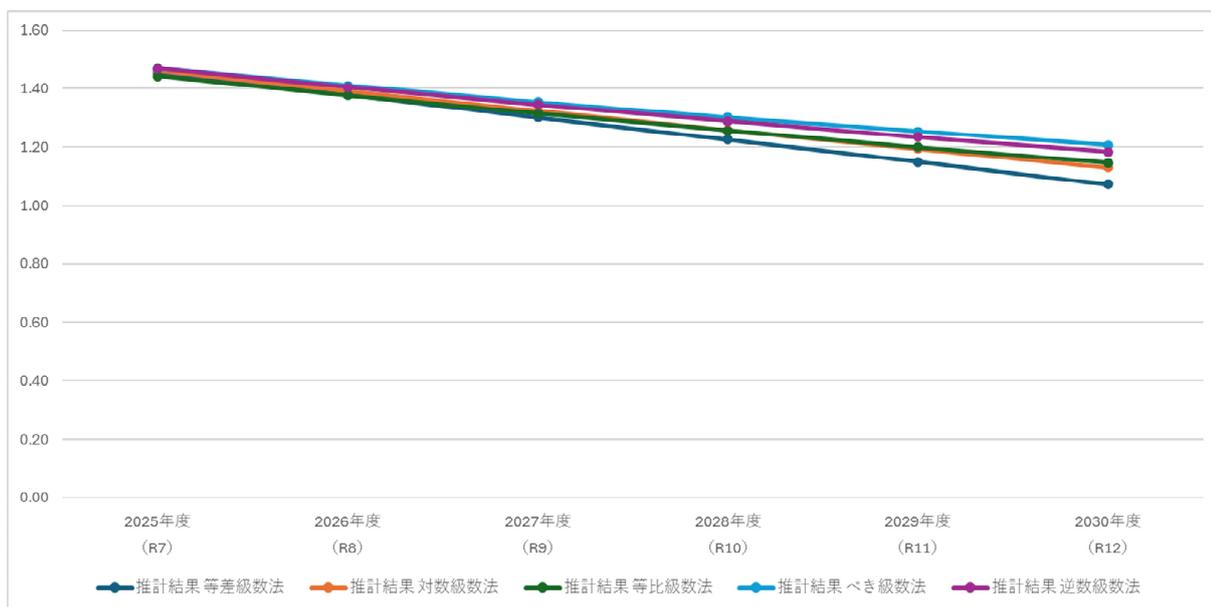


図 5.17 直接搬入ごみ推計結果

#### 4) ごみ排出量の推計結果

ごみ排出量は増加する見込みであり、計画目標年度である2030（令和12）年度において1人1日当たりごみ排出量が905 g/人・日（2024（令和6）年度比：1.1ポイント増）、ごみ排出量が21,877 t/年（2024（令和6）年度比：4.1ポイント増）と見込まれます。

表 5.20 ごみ排出量の推計結果

	2024年度 (令和6年度) 現状	2030年度 (令和12年度) 計画目標年度	2024年度比 (令和6年度比) (%)
人口 (人)	64,288	66,212	3.0ポイント
排出量 (t/年)	21,015	21,877	4.1ポイント
家庭系ごみ (t/年)	9,209	10,229	11.1ポイント
事業系ごみ (t/年)	11,263	11,230	-0.3ポイント
直接搬入ごみ (t/年)	543	418	-23.0ポイント
1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	896	905	1.1ポイント

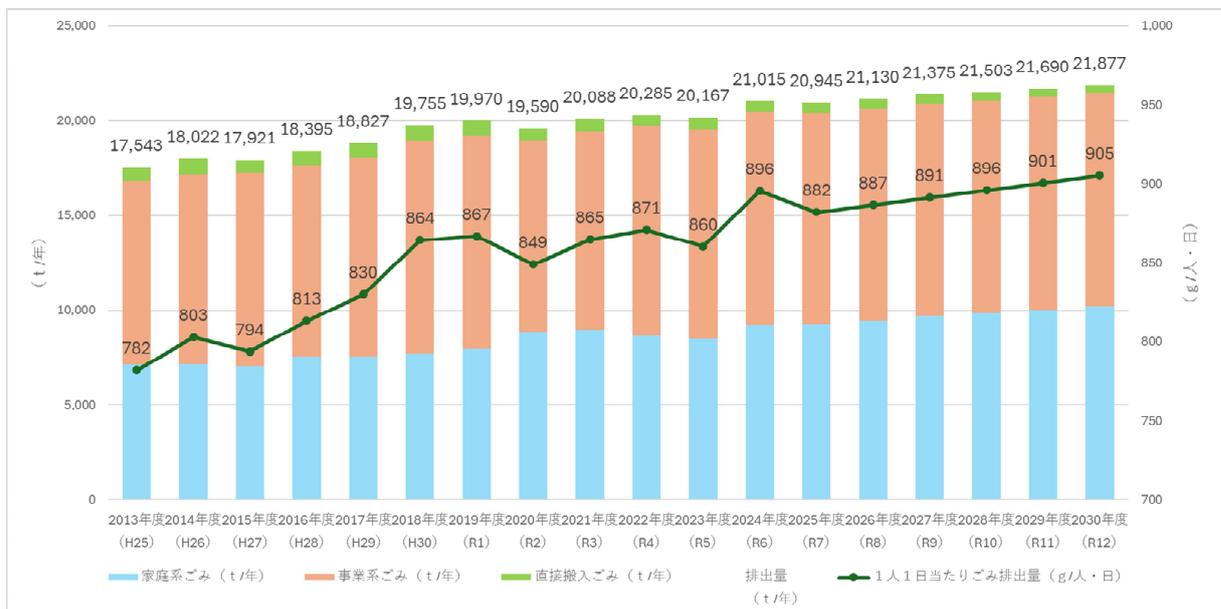


図 5.18 ごみ排出量の推計結果

5) リサイクル率の推計結果

新施設稼働に伴い、資源ごみとして収集されていたプラスチック製容器包装及び食用油は焼却処理されています。

リサイクル率は、近年低迷していたことに加え、プラスチック製容器包装及び食用油が焼却処理されていることから、2025（令和7）年度に減少後、おおむね横ばいで推移し、2030（令和12）年度には11.5%となる見込みです。

表 5.21 リサイクル率の推計結果

	2024年度 (令和6年度) 現状	2030年度 (令和12年度) 計画目標年度
ごみ排出量 (t/年)	21,015	21,877
資源化量 (t/年)	2,554	2,517
リサイクル率 (%)	12.2	11.5



図 5.19 リサイクル率の推計結果

6) 最終処分率の推計結果

最終処分率は、2019（令和元）年度に増加しており、近年同じ水準で推移していることから今後も横ばいで推移していくと見込まれます。2030（令和12）年度には5.5%となる見込みです。

表 5.22 最終処分率の推計結果

	2024年度 (令和6年度) 現状	2030年度 (令和12年度) 計画目標年度
ごみ排出量 (t/年)	21,015	21,877
最終処分量 (t/年)	1,173	1,208
最終処分率 (%)	5.6	5.5



図 5.20 最終処分率の推計結果

### (3) ごみ処理の基本理念

「第5次名護市総合計画」では、まちづくりの基本方針を7つ定めており、その中に「暮らしやすいまちづくり」という一般廃棄物の処理に関する基本方針があります。

この基本方針を実現するために、施策5「環境にやさしい循環型社会の構築」では市民・事業者・各種団体等と行政がそれぞれの役割を認識し、協働で循環型社会の構築に向けて取り組むこととしています。

ごみ処理基本計画では、総合計画において掲げられている施策を踏まえ、以下に示す基本理念を掲げ、名護市における循環型社会の構築に向けた取り組みを推進するものとします。

#### 【ごみ処理の基本理念】

環境にやさしい循環型社会の構築

#### (4) ごみ処理の基本方針

本市のごみ処理においては、ごみ排出量の増加やリサイクル率の低迷が課題として挙げられます。

また、ごみ処理行政における市民サービスの面においても、高齢や障害などの理由により、ごみを分別し、排出することが難しい市民への収集サービスの提供や不法投棄に対する対策といった様々な課題が顕在化しています。

これらの課題を解決するため、本市におけるごみ処理についての基本方針を以下のように掲げます。

#### 基本方針1 市民・事業者・行政の協働による4Rの推進

市民と事業者と行政がそれぞれの役割を果たしながら、ごみの発生回避 (Refuse: リフューズ)、発生抑制 (Reduce: リデュース)、再使用 (Reuse: リユース)、再生利用 (Recycle: リサイクル) の順に優先して行い、廃棄物処理に伴う環境負荷の低減を行いつつ、資源化に対する意識を高めます。

#### 基本方針2 環境に優しく効率的な循環システムの構築

新技術等の検討を進めながら、環境負荷が低くかつ低コストで廃棄物を資源として利用できる循環システムの構築を行います。

#### 基本方針3 ごみの安定的な適正処理の実施

ごみ資源化及び適正処理のために、収集運搬、中間処理、最終処分において、安定的なごみ処理方法を実施します。

また、新施設の稼働に伴い、新たなごみの排出方法を徹底し、適正処理の実施に努めます。

#### 基本方針4 クリーンなまちづくりの推進

クリーンなまちづくりを推進するために、環境美化、不法投棄対策の推進を行います。また、ごみの排出量の削減・分別区分を徹底することで脱炭素社会の実現を目指します。

(5) 具体的な施策

**基本方針1** ▶ **市民・事業者・行政の協働による4Rの推進**

①-1 発生回避・発生抑制の推進

- 施策 1 4Rの実施による循環型社会形成の推進
- 施策 2 ライフスタイルの変化への対応
- 施策 3 生ごみの減量化の推進
- 施策 4 事業系ごみの減量化、適正処理の推進

①-2 再使用・再生利用の推進

- 施策 5 分別の徹底による資源化の推進
- 施策 6 グリーン購入等の推進

①-3 4R意識の定着と拡充の推進

- 施策 7 名護市環境クリーン推進員制度の拡充
- 施策 8 学習会、見学会の開催
- 施策 9 学校等における環境教育の充実

**基本方針2** ▶ **環境に優しく効率的な循環システムの構築**

②-1 リサイクル推進に効果的な収集体制の整備

- 施策 10 生ごみ堆肥化事業の市内全域への拡充
- 施策 11 資源物の抜き取り対策

②-2 新しいリサイクルシステムの検討

- 施策 12 草木類のリサイクル

### 基本方針3

### ごみの安定的な適正処理の実施

- ③-1 効率的な収集体制と高齢者等に配慮した収集サービスの整備
  - 施策 13 効率的な収集体制の整備
  - 施策 14 高齢者及び障がい者への収集サポート
  
- ③-2 安心・安全なごみ処理施設の整備
  - 施策 15 新施設の運用と長寿命化
  - 施策 16 リサイクルセンターの活用
  
- ③-3 安定的な最終処分先の確保
  - 施策 17 沖縄県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場への埋立
  
- ③-4 適正処理の実施
  - 施策 18 適正処理困難物の対応
  - 施策 19 特定の製品に対するリサイクルルートの活用
  - 施策 20 災害ごみ対策
  - 施策 21 緊急時のごみ処理体制の構築
  - 施策 22 在宅医療廃棄物の対応

### 基本方針4

### クリーンなまちづくりの推進

- ④-1 不法投棄をさせないための仕組みづくり
  - 施策 23 不法投棄等の防止対策
  - 施策 24 一般廃棄物の適正処理の推進に向けた監視・指導の徹底
  
- ④-2 環境美化の推進
  - 施策 25 ボランティア清掃活動の推進

## 基本方針1 市民・事業者・行政の協働による4Rの推進

### ① -1 発生回避・発生抑制の推進

#### 施策1 4Rの実施による循環型社会形成の推進

近年、市民や事業者におけるごみ問題への関心は高くなっています。本市では、2017（平成29）年度に策定した当初計画から“4Rの推進”を掲げ、ごみの排出量の削減やリサイクル率の向上に努めてきました。

しかし、本市においては、近年ごみ排出量の増加傾向やリサイクル率の低迷が継続しており、新施設で適正に処理を進めるためにごみの排出量の削減や更なるリサイクル率の向上が必要な状況にあり、今後は、これまで以上に循環型社会形成に対する意識の向上と取り組みの推進を行う必要があります。

本市では、“4Rの推進”を継続して進め、ごみ分別の徹底や生ごみ処理機の活用などをさらに浸透させ、市民・事業者の意識の向上を図るものとします。

市民の日常生活や事業者の事業活動の中で、4R（Refuse（発生回避）、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用））を推進し、ごみの排出量の削減やリサイクル率の向上に努めます。4R（フォーアール）とは、以下に示す4つの頭文字のRを取って呼んでいます。

**リフュース Refuse（発生回避）** 不要な物は買わない、使わないなど、物を使用する前からごみになることを想定し、断ること、避けること。

**リデュース Reduce（発生抑制）** 使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるようにすること。

**リユース Reuse（再使用）** 使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること。

**リサイクル Recycle（再生利用）** 再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生资源として再生利用すること。

実施主体	取り組み内容	
市民	本当に必要かを考えて購入します。	長く使用できるものを選びます。
	使い捨て商品の使用を抑制します。	環境に配慮された商品を選びます。等
事業者	ごみの減量化に関する情報を積極的に収集します。	
	過剰包装はしないようにします。	再使用・再生利用しやすい商品の開発・販売に努めます。
行政	4R推進の活動拠点施設として、不用品を他者に譲り、使ってもらうリユース事業や不用品を使ったものづくり講座等を行います。	
	出前講座を定期的で開催し、市民や事業者の参加を促進することで、4Rの普及啓発を行います。	

## 施策2 ライフスタイルの変化への対応

販売店におけるレジ袋の有料化によるレジ袋の削減や、マイボトル・マイ箸などの推奨によりライフスタイルの変革が求められています。

本市では、今後も販売店がレジ袋削減や簡易包装の導入に向けた取り組みを実施するように働きかけていくとともに、市民に対し、レジ袋削減の必要性やマイバッグ（買い物袋）の持参をはじめとする、ペットボトルの削減やカトラリーの削減を呼び掛けます。

また、資源物の店頭回収を行っている販売店も多いことから、積極的に店頭回収の利用を促進します。

行政は、市のホームページやSNS、広報誌での情報発信やイベント等でのチラシ配布などの方法で、市民や事業者への情報提供や取り組み方法の周知を行います。

市民は、マイバッグ・マイボトルなどの利用に積極的に参画しライフスタイルの変革を推進し、事業者は、簡易包装の導入を推進します。

実施主体	取り組み内容
市民	マイバッグ・マイボトル・マイ箸などの積極的な利用を推進します。
	牛乳パックや容器トレイなどの店頭回収を積極的に活用します。
事業者	レジ袋の有料化や簡易包装の導入を推進します。
	牛乳パックや容器トレイなどの店頭回収への対応を検討します。また、回収できた量を店頭で提示するなど、ごみ問題の意識を向上させるポスターの貼りだしを検討します。
行政	販売店に対し、簡易包装の導入を呼びかけます。市民に対し、マイバックなどの持参を呼びかけます。
	店頭回収を利用する際のルールなどの周知など、不適切な利用がないよう事業者と連携し、市民に呼びかけます。

## 施策3 生ごみの減量化の推進

生ごみの中には、封を切らずに捨てられた「手つかず食品」や、たくさん買いすぎて食べ切れなかった食品等の食品ロスが含まれています。必要な量をよく考えて購入・調理することで、食品ロスの発生を抑制することができます。

また、生ごみには、水分が70～80%含まれており、水切りや生ごみ処理機、コンポスト容器により減量化することで、ごみ排出量を大幅に削減することが可能になります。

実施主体	取り組み内容
市民	食品ロスの削減を意識し、適量の購入及び注文を行い、食べきるよう努めます。
	生ごみ処理機及びコンポスト容器の購入費助成制度を活用し、家庭ごみで大きな割合を占める生ごみについて、積極的に減量に努めます。
事業者	外食や宴会などで出る食べ残しを減らす取り組みに協力を促します。
	食べ残しの持ち帰りの対応や、提供サイズ（大・中・小など）の細分化を検討します。
行政	生ごみの水切りなどの情報を提供するとともに、使い切りや食べ切りへの協力を促します。
	生ごみ処理機やコンポスト容器の購入費助成制度の利用を市民へ情報提供することで、本制度の活用を推進します。

#### 施策4 事業系ごみの減量化、適正処理の推進

事業系ごみは近年増加傾向にあり、事業系ごみ排出量の削減に向けた取り組みが必要です。

本市は、事業系一般廃棄物排出事業者等の排出量及び排出実態の把握を行い、事業系ごみの減量化及び適正な処理を促進します。

また、多量にごみを排出する事業者においては、ごみ減量に向けた計画書を基に、ごみ排出量の削減に向けた取り組みを計画的に実施するとともに、自己処理責任を認識し、適正かつ積極的にごみの管理を行うための仕組み作りを行います。

実施主体	取り組み内容
事業者	「一般廃棄物の処理に関する実績及び減量化に関する計画書」を市へ提出し、計画的なごみ減量を図ります。
	自己処理責任を認識し、適正かつ積極的にごみの管理を行うために、ごみ減量・リサイクル責任者を設置します。
行政	事業系一般廃棄物排出事業者等の排出量及び排出実態の把握を行うため、定期的に展開検査を行います。
	「一般廃棄物の処理に関する実績及び減量化に関する計画書」を市へ提出し、ごみ減量に取り組む事業者を市のホームページ等で公表することにより、事業者間でのごみ減量の取組が展開していくよう努めます。
	事業者に対して、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の明確化を促し、ごみの適正処理に努めます。

① -2 再使用・再生利用の推進

**施策5 分別の徹底による資源化の推進**

本市では、ごみ分別早見表を作成し、市民のごみ分別の徹底を呼びかけています。燃やしていいごみの中に、資源化の可能な古紙類（新聞・雑誌等）等が混入していることもあり、きちんと分別を行うことで、燃やしていいごみの減量化とともに、資源化量の向上を図ることが可能となります。

実施主体	取り組み内容
市民・事業者	ごみの分別を徹底し、ごみ減量化に努めます。特に古紙類の分別を徹底して行います。
行政	ごみ分別早見表により、ごみ分別の重要性の啓発を行うとともに、事業ごみ分別マニュアルを作成し、事業系ごみの適正な処理及び減量化を促進します。 新たなごみ分別区分の周知に努めます。

**施策6 グリーン購入等の推進**

製品やサービスを購入する際には、環境を考慮して、必要性を良く考え環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することが求められます。循環型社会の構築においては、再生資源で作られた商品が使用・消費されることが重要であることから、再生利用品の需要拡大に向けた取り組みを実施します。

行政は、市のホームページやSNS、広報誌での情報発信やイベント等でのチラシ配布などの方法で、市民や事業者への情報提供を行います。

実施主体	取り組み内容
市民・事業者	再生利用品を優先して購入するように努めます。
行政	市の特定調達品目の指定を検討し、庁内で使用する備品等の購入の際は、省エネ機器や省エネ家電、環境ラベルの表示のある物品の優先購入を推進します。 市民及び事業者に対しても同様の配慮がなされるよう、普及啓発を行いません。

① -3 4 R意識の定着と拡充の推進

**施策7 名護市環境クリーン推進員制度の拡充**

本市では、市と連携して地域における一般廃棄物の適正排出及び減量化対策を推進し、生活環境の保全を図ることを目的とした名護市環境クリーン推進員制度を導入しています。

すべての区にクリーン推進員を配置し、市民・事業者が積極的に協力することで市内全域の生活環境の保全を図ることが可能となります。

実施主体	取り組み内容
市民・事業者	クリーン推進員の活動に積極的に協力します。
行政	すべての区にクリーン推進員を配置します。

**施策8 学習会、見学会の開催**

4 Rの取り組みを継続的に実効性のあるものとするためには、市民・事業者1人ひとりのごみ問題に対する意識をさらに向上させ、排出に対する責任、ごみ処理行政への理解を得ることが重要になります。

行政は、環境フェア等の機会を活用し、学習会や見学会を開催し、市民・事業者は学習会や見学会に積極的に参加することで、循環型社会形成に対する意識の醸成を図ります。

実施主体	取り組み内容
市民・事業者	市が開催する学習会や見学会に積極的に参加します。
行政	新施設（焼却施設・リサイクル施設）の見学について、施設を積極的に開放します。
	事業者を対象としたごみ減量・リサイクルに係る研修会を開催し、啓発活動を充実させます。
	民間リサイクル業者の分別後の処理方法を公表し、リサイクルの意義や分別の必要性の周知に努めます。
	学習会への参加等、環境教育への取り組みに対する各年齢層に応じた働きかけを強化します。

## 施策9 学校等における環境教育の充実

ごみの問題や環境問題に関することをこどもの頃から学ぶことで、将来的な循環型社会の実現に向けたベースづくりが可能となります。また、こどもが学んだことを家庭内で話すことで、大人の意識も改善されることが期待されます。

行政は、学校と家庭と地域との連携により、環境教育の充実を図り、各世代に応じたごみや環境に関する教育を充実させます。

実施主体	取り組み内容
市民・事業者	行政が開催する施設見学会や出前講座に積極的に参加し、ごみや環境問題について学びます。
行政	学校と家庭と地域の連携により、環境教育の充実を図ります。
	小学校、中学校、高校、大学など児童、生徒の各段階に応じたごみや環境に関する教育を充実するために、ごみ処理施設の見学や出前講座等を積極的に行います。

## 基本方針2 環境に優しく効率的な循環システムの構築

### ②-1 リサイクル推進に効果的な収集体制の整備

## 施策10 生ごみ堆肥化事業の市内全域への拡充

本市では現在、生ごみの分別収集をモデル的に実施しています。生ごみは燃やしていいごみの中に多く含まれており、生ごみを堆肥化することで資源化が推進されます。現在実施している生ごみの堆肥化事業を市内全域へと拡大し、更なるリサイクル率の向上に努めます。

実施主体	取り組み内容
市民・事業者	生ごみ堆肥化事業を拡大するため、生ごみの分別排出に協力します。
行政	家庭系生ごみの堆肥化事業を市内全域へ広めるために、その収集運搬方法の検討を行います。
	学校給食の残渣や調理くずなどの事業系生ごみの堆肥化の検討を行います。

### 施策 11 資源物の抜き取り対策

近年、市民が資源ごみとして出した空き缶等の抜き取り事案に対する苦情が寄せられています。資源ごみの抜き取りは、抜き取り時のごみの散らかしによる環境の悪化などの問題があり、対策を施す必要があります。

行政は、資源物の抜き取りに対する状況を改善するため、資源物の抜き取り対策の検討を行い実施します。

実施主体	取り組み内容
市民・事業者	市が行う抜き取り対策に積極的に協力します。
行政	市民から苦情のある資源物の抜き取りについて、注意喚起の看板を設置するなど対策を実施します。

#### ②-2 新しいリサイクルシステムの検討

### 施策 12 草木類のリサイクル

現在、家庭や事業所、市の清掃活動等から排出された草木類は焼却施設において焼却処理されています。草木類は、資源としての用途も多く、有効活用することで、リサイクル率の向上に貢献することから、再資源化が図られるよう検討を行い実施します。

実施主体	取り組み内容
市民・事業者	市が行う草木類のリサイクルの施策に積極的に協力します。
行政	現状では焼却処分している「草木類」については、資源としての用途も多く有効活用することが望ましいため、今後は再資源化を図る方向で検討を行い実施します。 民間事業者の取組を含めて、草木類のリサイクルやバイオマスに関する情報収集に努め、リサイクル方法の検討を行います。

## 基本方針 3 》 ごみの安定的な適正処理の実施

#### ③-1 効率的な収集体制と高齢者等に配慮した収集サービス

### 施策 13 効率的な収集体制

本市では、継続的に安定的なごみ処理体制を確保するため、2025（令和7）年度から新施設が稼働しています。新施設の稼働に伴い、ごみ処理施設の処理方法に応じたごみの分別区分が変更されました。

分別区分の変更に伴い、効率的な収集体制の整備を図ります。

実施主体	取り組み内容
行政	ごみ減量及び資源化の取り組みに対応した効率の良い収集体制の整備を図ります。

#### 施策 14 高齢者及び障がい者への収集サポート

本市では、生活介助を要する高齢者や障がい者などが在宅する世帯へのごみ排出支援サービスを実施しています。

今後、ますます進行する高齢化社会に向けて、現在行っている特別収集及びサポート収集を福祉分野の部署と連携を強化し、スムーズに対応ができるよう体制を整えます。

実施主体	取り組み内容
市民	ごみ出しに困っている高齢者及び障害者がいた場合は、市に積極的に協力します。
行政	特別収集及びサポート収集を福祉分野の部署と連携を強化し、収集サポート体制を整えます。

### ③ -2 安心・安全なごみ処理施設

#### 施策 15 新施設の運用と長寿命化

2025（令和7）年度から稼働している新施設について、継続的かつ安定的なごみ処理体制を確保し、効果的に運用します。

また、今後も新施設を継続使用していくため、日常の適正な運転管理と定期点検による適切な整備や修繕を行うとともに、概ね10～15年ごとに基幹的設備改良事業等を実施し、施設の長寿命化・延命化を図ります。

実施主体	取り組み内容
行政	本市における継続的かつ安定的なごみ処理体制を確保するため、新施設を効果的に運用します。

#### 施策 16 リサイクルセンターの活用

2025（令和7）年度から稼働している新施設のリサイクルセンターは、市民への4R推進に係る啓発機能を有した施設として整備しており、本市における循環型社会の実現に資する啓発活動の拠点として効果的に活用します。

実施主体	取り組み内容
行政	リサイクルセンターは、本市における循環型社会の実現に資する啓発活動の拠点として効果的に活用します。

### ③ -3 安定的な最終処分先の確保

#### 施策 17 沖縄県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場への埋立

資源化のできない一部の焼却残渣や不燃残渣は、名護市一般廃棄物最終処分場において最終処分を行っています。最終処分場は序々に埋め立てられ、無限にあるものではないことから、市は、長期的な視点に立って、市内から発生する資源化できないものの安定的な最終処分先を確保する必要があります。

本市の最終処分計画としては、名護市一般廃棄物最終処分場に加え、沖縄県環境整備センター(株)が整備した沖縄県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場を最終処分先として位置付けます。

実施主体	取り組み内容
行政	安定的な最終処分先を確保するため、名護市一般廃棄物最終処分場及び沖縄県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場を最終処分先として位置付けます。

### ③ -4 適正処理の実施

#### 施策 18 適正処理困難物の対応

本市では、市で処理できない適正処理困難物として「消火器」、「タイヤ」、「ピアノ」、「バッテリー」などの35品目を指定しています。

市で指定している適正処理困難物については、ごみ出しルールの周知徹底を行い、適正な処理がなされるように努めます。

実施主体	取り組み内容
市民・事業者	処理困難物は、市のごみ出しルールを守り、適正に分別排出します。
行政	「消火器」、「タイヤ」、「ピアノ」、「バッテリー」など、指定している適正処理困難物については、ごみ出しルールの普及・啓発を行い、適正な処理の啓発に努めます。
	特定の製品に対するリサイクルのしくみや制度の普及・啓発に努めます。 リサイクル技術の向上、社会環境の変化等に柔軟に対応し、よりリサイクルが進むよう収集・受け入れを行わない品目について見直し・追加を行います。

## 施策 19 特定の製品に対するリサイクルルートの活用

「テレビ」、「冷蔵・冷凍庫」、「エアコン」、「洗濯・衣類乾燥機」といった家電4品目や「パソコン」等の小型家電、「食品トレー」等の容器包装廃棄物など、個別のリサイクル法が整備されている品目については、それぞれの法に基づいてリサイクルを行う必要があります。

行政は特定の製品に対するリサイクルのしくみや制度の普及・啓発に努め、市民・事業者は制度を理解し、分別排出に協力します。

実施主体	取り組み内容
市民	個別リサイクル法が整備されている特定の製品は、適正に分別排出します。
事業者	特定事業者のうち、「ガラス製容器」「PETボトル」「紙製容器包装」「プラスチック製容器包装」を作ったり、利用している事業者には、それら容器包装の再商品化の義務により、再商品化に努めます。
行政	特定の製品に対するリサイクルのしくみや制度の普及・啓発に努めます。
	リサイクル技術の向上、社会環境の変化等に柔軟に対応し、よりリサイクルが進むよう収集・受け入れを行わない品目について見直し・追加を行います。

## 施策 20 災害ごみ対策

近年、全国各地で大規模な災害が起こっており、突発的に発生する災害によって生じる災害廃棄物の処理に備えた体制を事前に整えておく必要があります。行政は、短期間に集中的かつ多量に発生・排出される災害ごみ等を生活環境に支障が生じないように効率的に収集・処理するため、災害廃棄物処理計画を策定し、収集・処理体制を整えます。災害廃棄物処理計画は、名護市地域防災計画との整合が図られたものとしします。

実施主体	取り組み内容
市民	災害時にはごみが散乱しないよう注意し、災害廃棄物が速やかに収集できるよう市に積極的に協力します。
行政	災害廃棄物処理計画を策定し、突発的に発生する災害廃棄物の処理に柔軟に対応できるように備えます。

## 施策 21 緊急時のごみ処理体制の構築

一般廃棄物の処理は行政の責務であることから、災害時などにおけるごみ処理機能不全等の緊急時においても安定的な処理機能を確保する必要があり、時には、他市町村と協力して取り組む必要があります。

沖縄本島内の廃棄物処理施設では、「一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定」を締結しており、2020（令和2）年度に本市を含む3施設が協定に加わりました。「一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定」に基づき、沖縄本島北部地域内市町村での緊急時のごみの安定処理を進めます。

実施主体	取り組み内容
行政	「一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定」に基づき、沖縄本島内市町村でのごみの安定処理を進めます。

## 施策 22 在宅医療廃棄物の対応

在宅医療によって生じる在宅医療廃棄物は、排出される廃棄物の種類に応じて適切に回収・処理する必要があります。

家庭から排出される在宅医療廃棄物については、関係医療機関等と連携し、安全に回収及び処理されるシステムを構築します。

実施主体	取り組み内容
市民	市のごみ出しルールを守り適正に分別排出します。
行政	関係医療機関等と連携し、安全に回収及び処理されるシステムを構築します。

## ④-1 不法投棄をさせないための仕組みづくり

**施策 23** 不法投棄の防止対策

本市では、警察及び各区と連携し、不法投棄の防止に向けた監視パトロールを実施しています。今後も不法投棄巡視員の体制を強化・拡充するなど、監視体制の充実を図るとともに、不法投棄等を行なった者に対しては、厳格な対応を行い、不法投棄の防止に努めます。

実施主体	取り組み内容
市民・事業者	市のごみ出しルールを守り適正に分別排出します。
行政	適正処理に努めるよう、法令やごみ出しルールの普及・啓発、ポイ捨て防止対策に努めます。
	不法投棄巡視員の体制を強化・拡充するなど監視体制の充実を図ります。
	不法投棄等を行なった者に対しては、法令及びルールの遵守を強く求めるとともに、必要に応じて警察や沖縄県とも連携し、厳格な対応を行います。
	警察及び行政区などと連携を図ります。

**施策 24** 一般廃棄物の適正処理の推進に向けた監視・指導の徹底

一般廃棄物の収集運搬は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって、行政からの委託もしくは許可を受けた業者によりのみ行うことが可能です。市は、不適正に一般廃棄物を収集運搬及び処理する業者がないように監視し、そのような業者があれば、適正な収集運搬及び処理を促すよう指導を行います。

実施主体	取り組み内容
行政	市内で不適正に一般廃棄物を収集運搬及び処理する業者がないように監視し、適正な収集運搬及び処理を促すよう指導を行います。

#### ④ -2 環境美化の推進

##### 施策 25 ボランティア清掃活動の推進

本市では、市内での公共の場所（道路、海岸、河川、公園）において、ボランティア清掃を支援するため、ボランティアごみ袋を無料で配付しています。

市内の環境美化の推進を図るため、ボランティア清掃活動がより活発に行なわれるように更なる支援について検討を行い実施します。

実施主体	取り組み内容
市民・事業者	ボランティア清掃に積極的に参加します。
行政	ボランティア清掃が、より活発に行われるように更なる支援について検討を行い実施します。
	国、県と連携し、ボランティア清掃を行う者がより活動しやすい体制を構築します。

## (6) ごみ処理に係る数値目標

本市では、今後も人口が増加すると予測されていますが、1人当たりの排出量を減少させることを目標として設定します。

なお、リサイクル率については、プラスチック製容器包装及び食用油が焼却処理となったことに伴い、大きく減少となることを見込まれますが、2024（令和6）年度実績とほぼ同じ水準を目指すこととします。

以上より、ごみ処理に係る数値目標を以下のとおりとしました。

### 目標1 ごみ排出量を2030（令和12）年度において18,898 t/年以下にする。

本市では、人口や世帯数の増加もあり、ごみ排出量が増加傾向にあります。今後、ごみ減量化に関する取り組みを推進することで、ごみ排出量の増加を抑制し減少傾向に転じさせることを目指します。

1人1日当たりのごみ排出量を2030（令和12）年度において2013（平成25年度）と同じ782g/人・日とし、ごみ排出量は18,898 t/年以下とすることを目標とします。

### 目標2 リサイクル率は2024（令和6）年度の水準を維持する。

国では、廃棄物処理施設整備計画において2027（令和9）年度にリサイクル率を28%と設定しており、県の目標においては、県内のリサイクル率を2025（令和7）年度に22%と設定しています。

本市においては、2025（令和7）年度から稼働している新たな名護市一般廃棄物処理施設に合わせて、分別区分及び処理方法を見直し、その他プラスチック、資源ごみとして収集しているプラスチック製容器包装及び食用油を焼却処理しています。

そこで、本計画におけるリサイクル率の目標は、分別区分が変更後も2024（令和6）年度の水準を維持することで12.2%以上にすることを目標とします。

### 目標3 最終処分率を排出量の5.6%未満にする。

本市の最終処分量は、2024（令和6）年度で1,173 t/年となっており、排出量に占める割合は5.6%となっています。

現在、2025（令和7）年度から稼働している新たな名護市一般廃棄物処理施設の実績はないものの、分別区分及び処理方法を見直し、その他プラスチック、資源ごみとして収集しているプラスチック製容器包装及び食用油を焼却処理しているため、最終処分率は増加すると見込まれています。

そこで、本計画における最終処分率の目標は、分別区分が変更後も2024（令和6）年度の水準を維持することとし、5.6%未満にすることを目標とします。

①ごみ排出量

目標を達成させるには、1人1日当たりのごみ排出量を782g/人・日に減量させる必要があります。ごみ排出量の目標は以下に示すとおりです。

表 5.23 ごみ排出量の目標

	2024年度 (令和6年度) 現状	2030年度 (令和12年度) 計画目標年度	2024年度比 (令和6年度比) (%)
人口 (人)	64,288	66,212	3.0ポイント
排出量 (t/年)	21,015	18,898	-10.1ポイント
家庭系ごみ (t/年)	9,209	8,281	-10.1ポイント
事業系ごみ (t/年)	11,263	10,128	-10.1ポイント
直接搬入ごみ (t/年)	543	488	-10.1ポイント
1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	896	782	-12.7ポイント

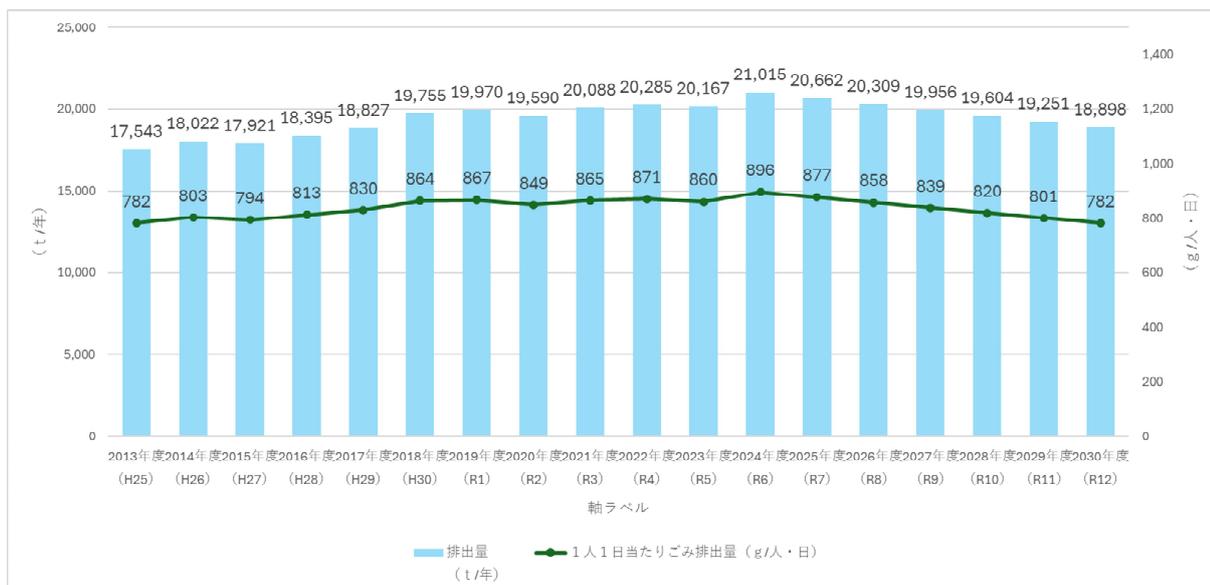


図 5.21 ごみ排出量の目標

## ②リサイクル率

本市におけるリサイクル率の目標を以下に示します。

新施設の稼働に伴い、外部委託処理していたその他プラスチック、資源ごみとして収集しているプラスチック製容器包装及び食用油を焼却処理することにより、2025（令和7）年度からのリサイクル率が低下すると見込まれていますが、2030（令和12）年度では2024（令和6）年度と同じ水準を保つことを目標とし、2030（令和12）年度に12.2%を目標とします。

表 5.24 資源化量とリサイクル率の目標

	2024年度 (令和6年度) 現状	2030年度 (令和12年度) 計画目標年度
ごみ排出量 (t/年)	21,015	18,898
資源化量 (t/年)	2,554	2,312
リサイクル率 (%)	12.2	12.2

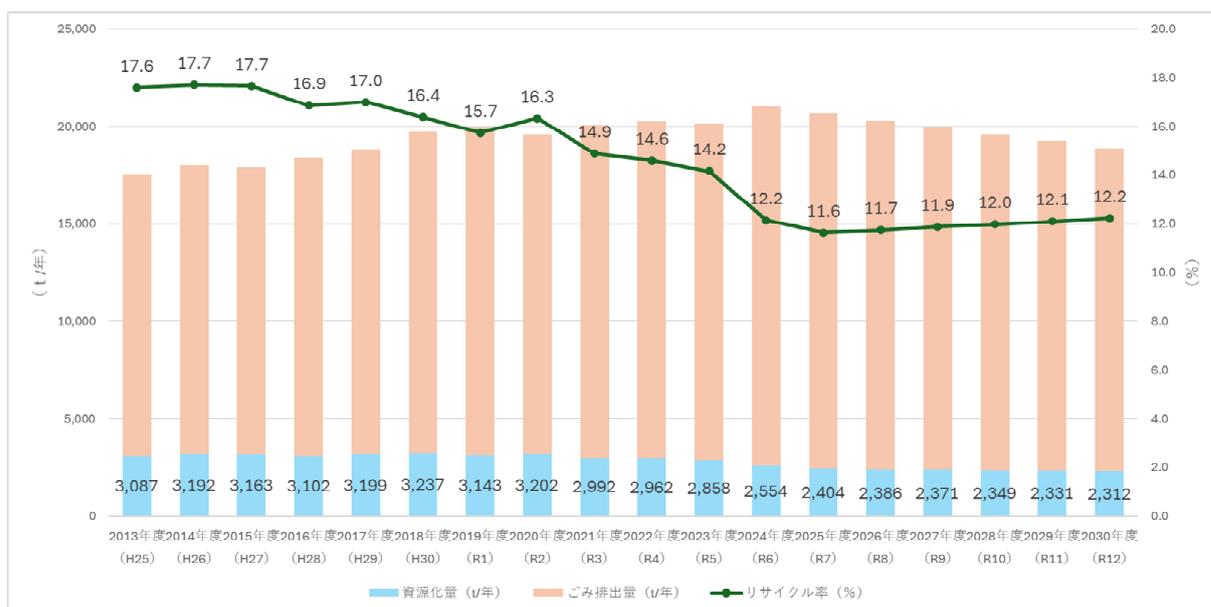


図 5.22 資源化量とリサイクル率の目標

### ③最終処分量

新施設での処理実績がないため、本計画における最終処分率の目標は、分別区分が変更後も2024（令和6）年度の水準を維持することとし、2030（令和12）年度において最終処分量を1,031 t/年とすることを目標とします。

表 5.25 最終処分量と最終処分率の推移

	2024年度 (令和6年度) 現状	2030年度 (令和12年度) 計画目標年度
ごみ排出量 (t/年)	21,015	18,898
最終処分量 (t/年)	1,173	1,031
最終処分率 (%)	5.6	5.5



図 5.23 最終処分量と最終処分率の推移

(7) 収集運搬計画

本市の今後のごみの収集運搬計画において、計画収集区域は、現状と同様に市内全域とします。新施設稼働後の2025（令和7）年度以降のごみの収集運搬の方法を以下に示します。

これまで、分別を行っていたプラスチック製容器包装、その他プラスチック・ビニール、ゴム製品、食用油を燃やしていいごみとして、家庭用金属類と小型家電製品をまとめて金属類として扱うことにより、ごみ分別を簡素化し、市民の分別に係る負担を軽減しました。

分別の簡素化により収集回数も変わり、これまで月1回の収集であったゴム製品及び食用油、月2回の収集であったその他プラスチック・ビニールごみ、週1回の収集であったプラスチック製容器包装が燃やしていいごみとして週2回の収集へ、月1回の収集であった家庭用金属類及び小型家電製品が金属類として月2回の収集へ変更となりました。

また、月1回の収集であった有害ごみについては、バッテリー類、ライター類、ガス・スプレー缶を含めた有害危険ごみとして月2回の収集に変更し、ごみ排出の機会を増やすことにより、市民の利便性向上を図っています。

表 5.26 ごみの収集運搬方法（家庭系ごみ：2025（令和7）年度～）

種類		収集区域	収集運搬主体	収集回数	出し方	収集方法	
家庭系ごみ	燃やしていいごみ 燃やしていいごみ (紙おむつ、その他プラスチック・ビニール、プラスチック製容器包装、ゴム製品、食用油を含む)	市内全域	市(委託)、排出者	週2回	市の指定袋に入れ搬出する。紙おむつは任意の透明の袋で排出可能。	原則戸別収集	
	燃えないごみ		市(委託)、排出者	月2回	市の指定袋に入れ搬出する。	原則戸別収集	
	資源ごみ		空きびん・ガラス類	市(委託)、排出者	週1回	かご等に入れて出す。	原則戸別収集
			空き缶	市(委託)、排出者	週1回	かご等に入れて出す。	原則戸別収集
			ペットボトル	市(委託)、排出者	週1回	かご等に入れて出す。	原則戸別収集
			古紙類	市(委託)、排出者	週1回	種別(5種類)ごとに紙紐で束ねて出す。但し、雑紙など紙紐で束ねることのできない小さな紙類は、紙袋等に入れて出すことができる。	原則戸別収集
			古着	市(委託)、排出者	週1回	紐で束ねて出す。	原則戸別収集
			金属類(家庭用金属、小型家電)	市(委託)、排出者	月2回	かご等に入れて出す。	原則戸別収集
	有害危険ごみ		市(委託)、排出者	月2回	蛍光灯は割れないような措置(新品を購入した際破棄される箱に入れる等)をして出す。電池類、バッテリー類、ライター類、ガス・スプレー缶はそれぞれ別のかご等に入れて出す。	原則戸別収集	
	粗大ごみ		市(委託)、排出者	必要のつど	申し込み制	原則戸別収集	
	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)対象機器		市(委託)、排出者	必要のつど	申し込み制	原則戸別収集	

表 5.27 ごみの収集運搬方法（事業系ごみ：2025（令和7）年度～）

種 類		収集区域	収集運搬主体	収集回数	出し方	収集方法
事業系 ごみ	家庭系ごみ同様	市内全域	許可業者、排出者	必要のつど	有料ごみの4品目は市指定ごみ袋に入れて出す。 4品目以外は用途に応じて。	許可業者又は自己搬入

(8) 中間処理計画

①ごみ処理の流れ

現在のごみ処理の流れを以下に示します。

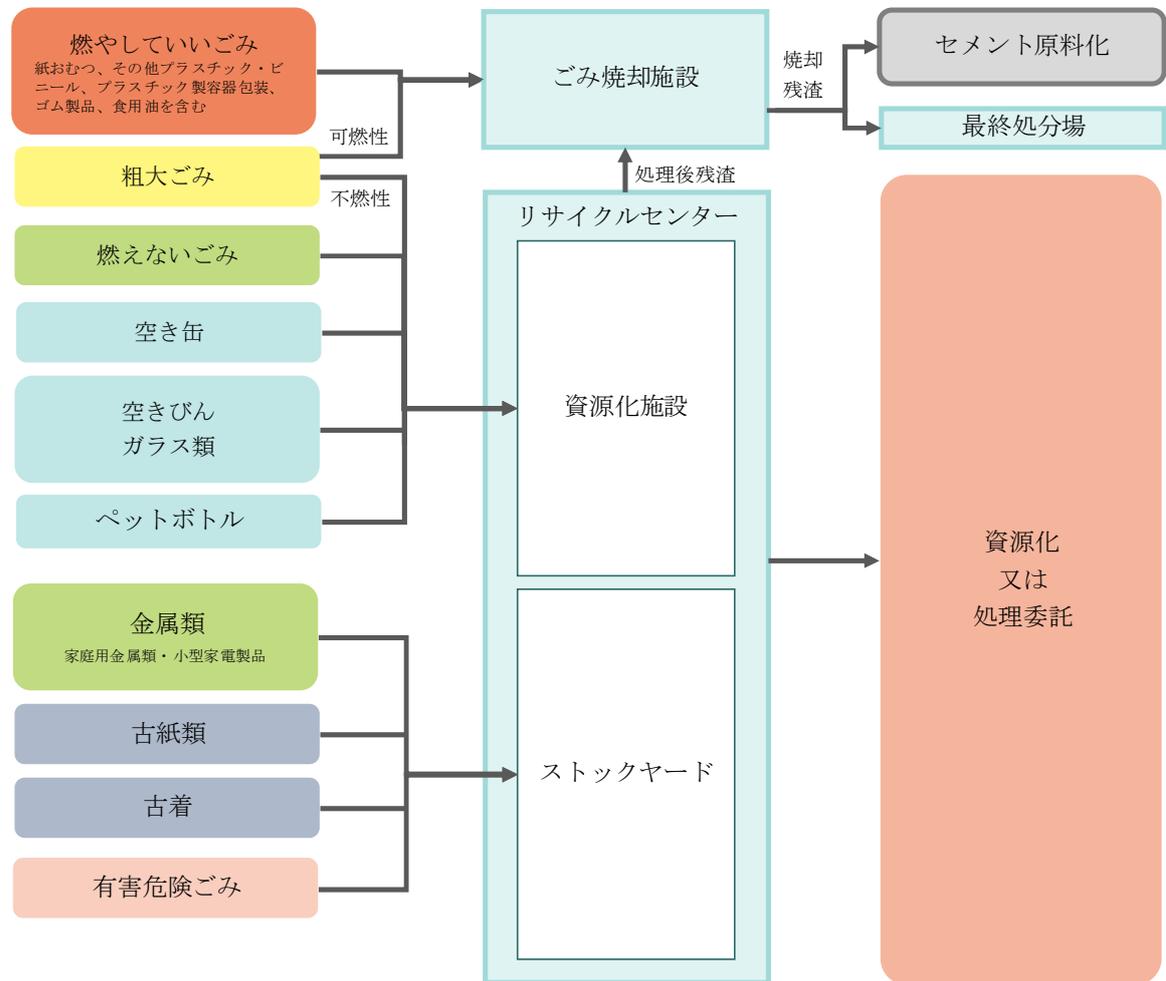


図 5.24 ごみ処理の流れ

②中間処理施設の概要

2025（令和7）年度から供用開始した、名護市一般廃棄物処理施設（焼却施設・リサイクルセンター）の概要及び位置図を以下に示します。

表 5.28 焼却施設概要

	概 要
処 理 方 式	焼却処理-ストーカー式
稼 働 時 間	間欠運転式（16時間/日）
炉 数	2炉
施 設 規 模	62 t /日
建 設 場 所	名護市安和区
処 理 対 象 物	燃やしていいごみ （その他プラスチック・ビニール、プラスチック製容器包装、ゴム製品、食用油を含む） 紙おむつ 粗大ごみ（可燃性） ○災害廃棄物等

表 5.29 リサイクルセンター概要

	概 要
処 理 方 式	破碎・選別資源化処理方式
稼 働 時 間	5時間/日
建 設 場 所	名護市安和区
処 理 対 象 物	粗大ごみ（不燃性） : 0.4 t /5h 燃えないごみ : 0.4 t /5h 空き缶 : 0.6 t /5h 空きびん・ガラス類 : 3.7 t /5h ペットボトル : 0.8 t /5h  〈ストックヤード補完物〉 金属類 : 3.2 t /5h 古紙類 : 0.2 t /5h 古着 : 0.8 t /5h 有害ごみ : 0.2 t /5h

### (9) 最終処分計画

ごみ焼却施設及びリサイクルセンターから発生する焼却残渣や不燃残渣は、一般廃棄物最終処分場において最終処分します。

将来的な最終処分量と最終処分率の見込みを以下に示します。

表 5.30 最終処分量と最終処分率の見込み

	2024年度 (令和6年度) 現状	2025年度 (令和7年度) 供用開始	2030年度 (令和12年度) 計画目標年度
最終処分量 (t/年)	1,173	1,137	1,031
焼却残渣 (t/年)	1,080	1,137	1,031
燃えないごみ (t/年)	93	—	—
最終処分率 (%)	5.6	5.5	5.5

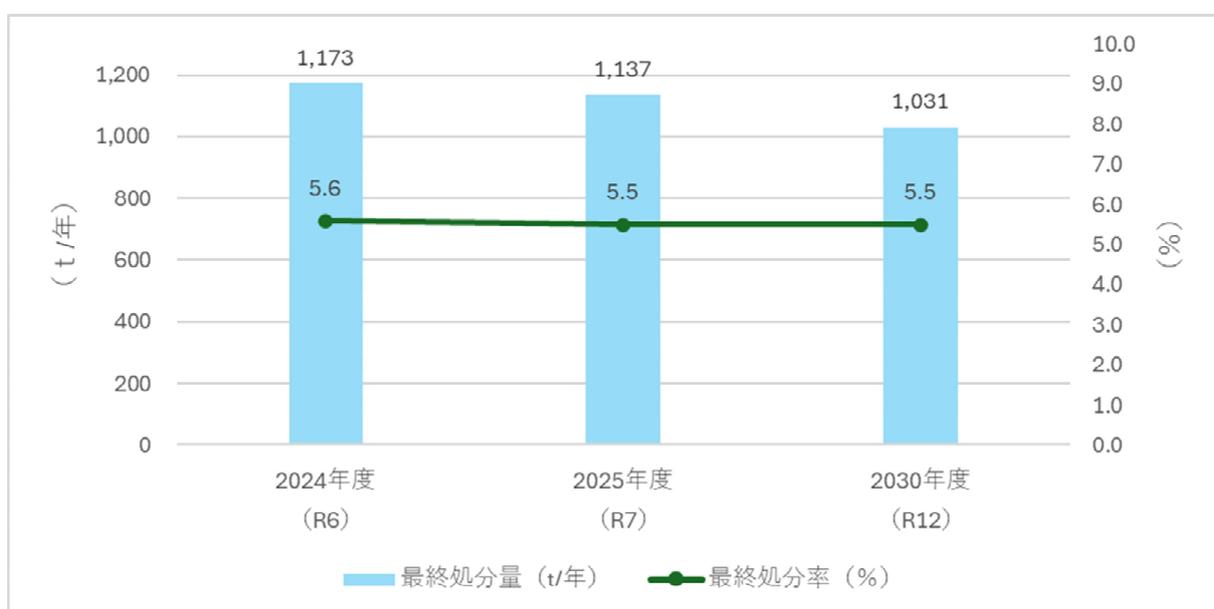


図 5.25 最終処分量と最終処分率の見込み

## (10) 施設整備計画

2025（令和7）年度からの新施設稼働に伴い、旧施設の名護市環境センターについては、跡地利用や残存することでの安全性の確保などを含め、解体の時期や方法を検討します。

## (11) その他ごみ処理に関し必要な事項

### ①特別管理一般廃棄物の適正処理

#### 1) ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用した部品

PCBを使用した部品として、廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジがあげられます。廃エアコンディショナー及び廃テレビジョン受信機については、家電リサイクル法に則り処理されている。また、廃電子レンジについては、今後も販売店等での引取りを促進し、適正処理の徹底を実施します。

#### 2) ばいじん

ごみ焼却処理に伴い発生するばいじんは、焼却施設において適正に処理し最終処分します。

#### 3) 感染性一般廃棄物

医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については、感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）に従い、適正処理を推進します。

なお、在宅医療に伴い発生する感染性一般廃棄物については、医療関係機関等の協力により、適正処理を推進するとともに、その他の在宅医療廃棄物の処理方法についても市民への啓発を実施します。

### ②適正処理困難物の適正処理

本市で取り扱いができないもの（適正処理困難物）は以下に示すとおりであり、これらの適正処理困難物は、販売店や専門業者に相談して適正に処理を実施することを市民や事業者へ啓発します。

#### 【取り扱いできないもの（適正処理困難物）】

エンジン機械（耕うん機等）、エレクトーン、オイルヒーター、がれき類、金庫、建築廃材、自動車部品、消火器、水道タンク、ソーラーシステム、電動介護用ベッド、電動カート、電動車椅子、電動麻雀卓、強化プラスチック製品、タイヤ、扉（鉄製）、塗料類 等 35 品目

### ③不法投棄対策

不法投棄は、依然として行われ、また、投棄者の特定も困難であるが、ごみの不法投棄や不法焼却等の不適正な処分は、地域の環境保全対策上悪質な不正行為です。また、不法投棄の未然防止のため、2003（平成15）年度の廃棄物処理法の改正により、廃棄物の不法投棄をその未遂行為の段階から罰則を適用できるようになっています。

本市では、不法投棄を防止するため以下の対策を検討し実施します。

- ・市民への啓発活動とともに、看板等の設置に努める。
- ・住民、団体などの協力を得て、不法投棄の情報提供及び早期発見に努める。
- ・警察との連携でパトロールを強化し、不法投棄の未然防止を図る。

### ④災害時の廃棄物処理に関する対策

災害時に本市から発生する廃棄物の処理について、以下の内容をふまえて災害廃棄物処理計画を策定します。

#### 1) 応急体制の整備

震災等の大規模災害では、一時的に大量の廃棄物が発生するとともに、処理施設等への被害も想定され、平時の体制ではその処理が困難となることが予想されます。このため、計画的に災害廃棄物の仮置場を設置するとともに、周辺の市町村や県との連携による応急体制の整備を図るものとします。

災害時の廃棄物処理の基本方針を以下に示します。

- ・速やかに処理施設、関連施設の被害状況を把握し処理施設の確保及び応急復旧に努める。
- ・倒壊家屋等のがれきりやごみの発生量を把握し、収集体制を確保する。
- ・ごみの収集及び緊急処理体制を敷いて、市民に対して「ごみ排出」に関する広報を実施する。

#### 2) ごみ処理施設の耐震化

今後、整備を実施するごみ処理施設等では、想定される地震に耐える施設とします。

#### 3) 災害廃棄物の処理

災害等で生じた廃棄物を適正に処理するために必要な人員や車両・設備等は、必要により国、県等と協力して確保を図ります。

### 5-3 生活排水処理基本計画

#### (1) 生活排水処理の現状

##### ①生活排水の処理体系

本市の生活排水処理体系を以下に示します。

生活排水は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、浄化槽によって処理され、処理水が公共用水域に放流されています。浄化槽汚泥は汲取りし尿とともに名護市衛生センターにおいて処理しています。

なお、一部の生活雑排水が未処理のまま公共用水域に放流がされており、下水道、浄化槽による処理を行ったうえで放流する必要があります。

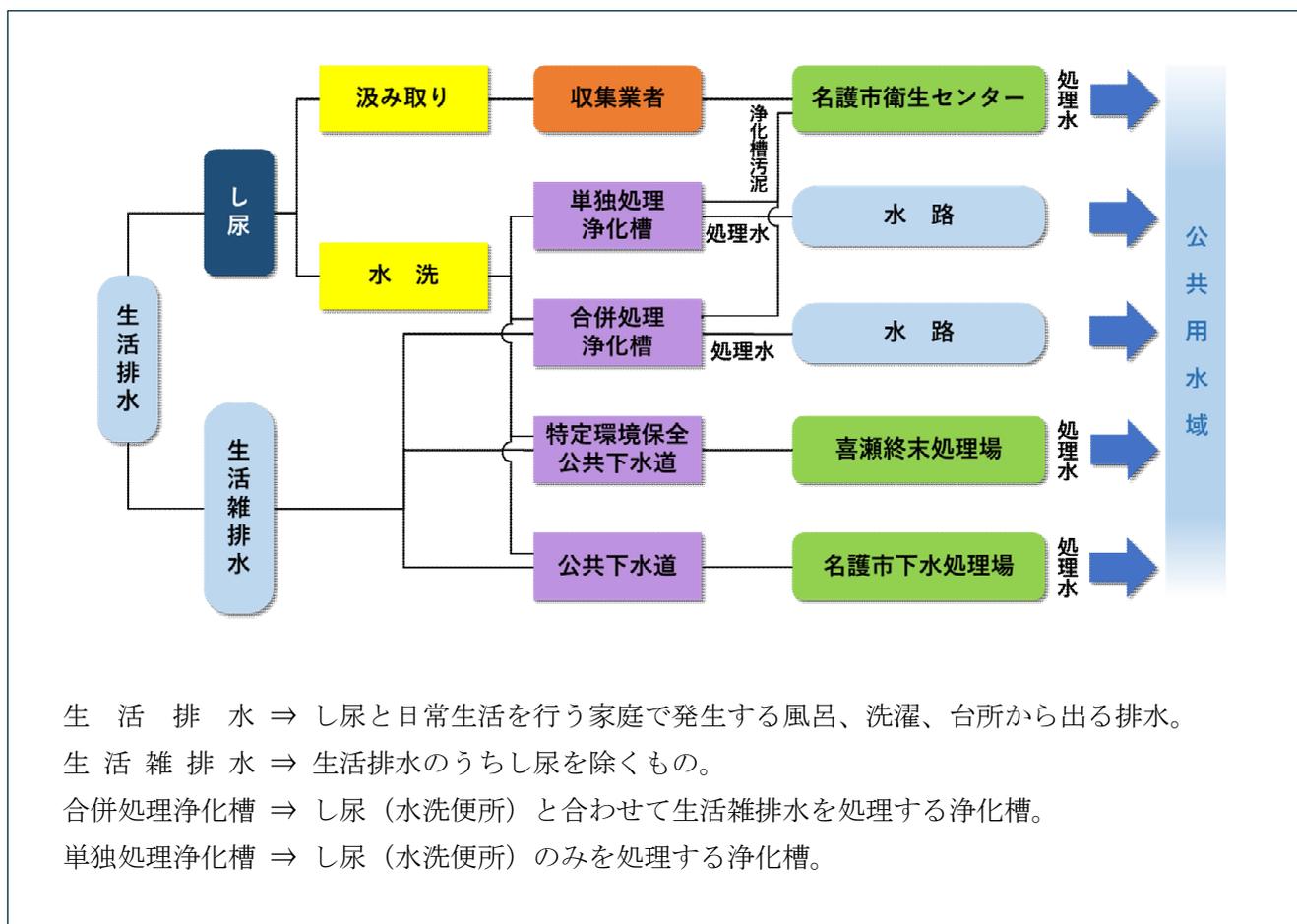


図 5.26 生活排水処理体系

②処理体系別人口

本市の生活排水処理形態別人口と生活排水処理率の推移を以下に示します。

生活排水処理率をみると、2014（平成26）年度から徐々に向上し、2024（令和6）年度では72.9%（2013（平成25）年度から7.3ポイント上昇）となりました。

表 5.31 処理形態別人口の推移

		2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
行政区域内人口	人	61,465	61,494	61,683	61,970	62,146	62,626	62,936	63,214	63,644	63,817	64,040	64,288
生活排水処理人口	人	40,293	38,153	38,701	39,795	41,581	41,407	41,667	44,131	44,484	45,872	45,720	46,867
下水道人口	人	36,555	34,417	34,748	35,567	37,069	36,852	36,824	38,996	39,240	40,242	39,796	40,255
農業集落排水人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浄化槽人口（合併浄化槽）	人	3,738	3,736	3,953	4,228	4,512	4,555	4,843	5,135	5,244	5,630	5,924	6,612
生活排水未処理人口	人	21,172	23,341	22,982	22,175	20,565	21,219	21,269	19,083	19,160	17,945	18,320	17,421
浄化槽人口（単独浄化槽）	人	8,413	8,048	8,048	8,048	8,048	7,682	7,684	7,684	7,318	7,318	7,348	9,166
汲み取り人口		12,759	15,293	14,934	14,127	12,517	13,537	13,585	11,399	11,842	10,627	10,972	8,255
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	65.6%	62.0%	62.7%	64.2%	66.9%	66.1%	66.2%	69.8%	69.9%	71.9%	71.4%	72.9%

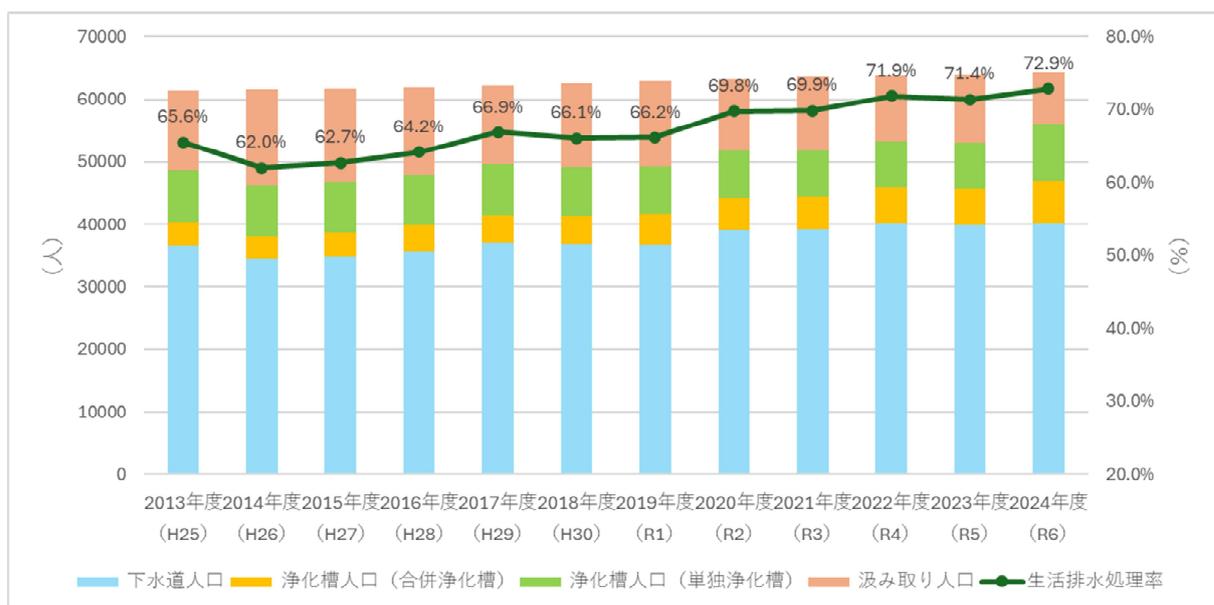


図 5.27 処理形態別人口及び生活排水処理率の推移

### ③収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、廃棄物処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき、許可された一般廃棄物処理業者及び浄化槽法第35条第1項の規定に基づき許可された浄化槽清掃業者によって、収集運搬が行われています。

なお、許可業者は、2025（令和7）年度時点で12社となっています。

表 5.32 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬方法

種類	収集運搬主体	収集回数	収集方法
し尿	許可業者	必要のつど	許可業者
浄化槽汚泥	許可業者	必要のつど	許可業者

#### ④し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

本市のし尿・浄化槽汚泥処理量の推移を以下に示します。

し尿処理量は2018（平成30）年度以降は減少傾向にあり、2024（令和6）年度では4,240kL/年となっています。

一方、浄化槽汚泥量は、2018（平成30）年度以降増加していましたが、2024（令和6）年度は減少に転じ、8,480kL/年となっています。

表 5.33 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

		2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
収集量	kL/年	10,231	10,113	9,696	10,348	10,087	12,405	13,278	13,359	13,456	13,381	13,381	12,719
し尿	kL/年	6,618	4,250	3,610	4,704	4,585	5,169	4,426	4,453	4,485	4,460	4,460	4,240
	L/人日	1.42	0.76	0.66	0.91	1.00	1.05	0.89	1.07	1.04	1.15	1.11	1.41
浄化槽汚泥	kL/年	3,613	5,863	6,086	5,644	5,502	7,236	8,852	8,906	8,971	8,921	8,921	8,480
	L/人日	0.81	1.36	1.39	1.26	1.20	1.62	1.94	1.90	1.96	1.89	1.84	1.47
自家処理量	kL/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

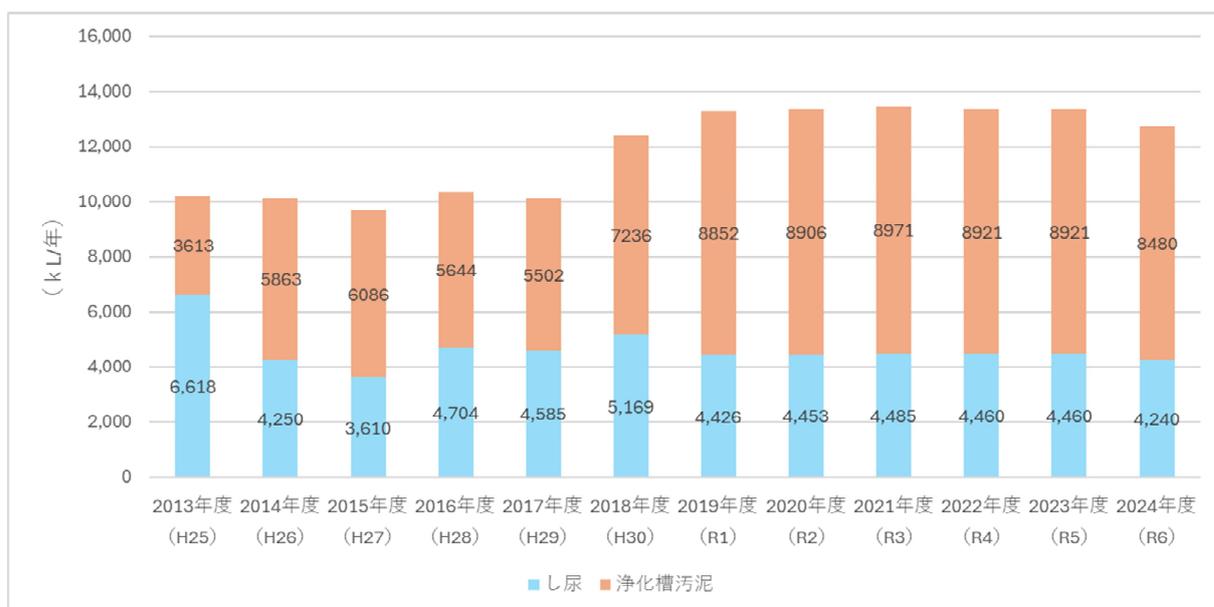


図 5.28 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

## (2) 生活排水処理の基本理念

「第5次名護市総合計画」では、まちづくりの基本方針を7つ定めており、その中に「暮らしやすいまちづくり」という一般廃棄物の処理に関する基本方針があります。

この基本方針を実現するために、施策4「上・下水道の充実」では、適切に生活排水を処理することで、環境に優しく、衛生的なまちづくりを進めることとしています。

生活排水処理基本計画では、総合計画において掲げられている施策を踏まえ、以下に示す基本理念を掲げ、名護市における循環型社会の構築に向けた取り組みを推進するものとします。

### 【生活排水処理の基本理念】

## 生活排水処理率の向上

## (3) 生活排水処理の基本方針

生活排水処理に係る課題の解決及び目標達成の実現を図るため、以下のとおり基本方針を設定します。

### 基本方針1 生活排水処理の推進

現在未処理のまま、公共用水域に放流されている一部の生活雑排水を適正に処理するため、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の整備を推進し、水洗化率の向上を目指します。

合併処理浄化槽の整備については、下水道区域や農業集落排水区域等を除いた区域を浄化槽処理促進区域として指定し、公共浄化槽整備事業を活用することで、合併処理浄化槽の整備の推進と単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進を図ります。また、公共が関与した維持管理を実施することで、単独処理浄化槽人口及びし尿汲み取り人口等を減少させ、生活排水処理率の向上を図るものとします。

### 基本方針2 水質保全に対する市民啓発の推進

水環境の保全・改善に関する広報・啓発活動を積極的に行い、水質保全に対する意識の向上を図ります。

#### (4) 生活排水処理に係る数値目標

計画目標年度（2030（令和12）年度）における生活排水処理率の数値目標は、以下のとおりとします。

なお、本数値の基となる下水道人口や浄化槽人口等の処理形態別人口については、下水道整備に係る沖縄汚水再生ちゅら水プラン2023（令和5年3月）との整合性を踏まえた数値とします。

#### 目標 生活排水処理率を92.2%以上にする。

今後、公共下水道や合併処理浄化槽の普及を中心に生活排水処理を進めるものとし、計画目標年度（2030（令和12）年度）において生活排水処理率を92.2%以上とすることを目標とします。

表 5.34 計画目標年度における生活排水処理率

	単位	2024年度 (R6) 現状	2030年度 (R12) 計画目標年度
行政区域内人口	人	64,288	66,574
生活排水処理人口	人	46,867	61,382
下水道人口	人	40,255	46,868
下水道普及率	%	62.6%	70.4%
農業集落排水人口	人	0	2,034
浄化槽人口（合併浄化槽）	人	6,612	12,480
生活排水未処理人口	人	17,421	5,192
浄化槽人口（単独浄化槽）	人	9,166	2,731
汲み取り人口	人	8,255	2,461
自家処理人口	人	0	0
生活排水処理率	%	72.9%	92.2%

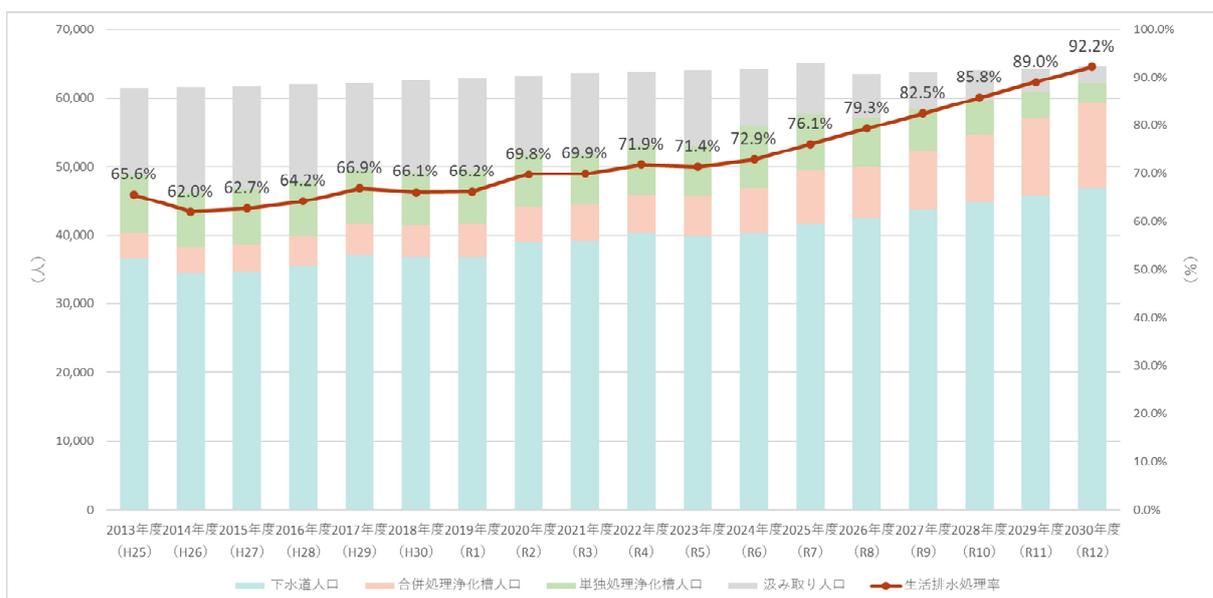


図 5.29 計画目標年度における生活排水処理率

(5) 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、今後も現状と同様に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき許可された一般廃棄物処理業者及び浄化槽法第35条第1項の規定に基づき許可された浄化槽清掃業者によって行うものとします。

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬方法を以下に示します。

表 5.35 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬方法

種類	収集運搬主体	収集回数	収集方法
し尿	許可業者	必要のつど	許可業者
浄化槽汚泥	許可業者	必要のつど	許可業者

## (6) 中間処理計画

本市から発生するし尿及び浄化槽汚泥の処理は、し尿受入施設の供用開始までは引き続き、名護市衛生センターにおいて適正に処理するものとします。

また、本施設は、1973（昭和48）年に竣工し、施設の老朽化に伴い、新たな施設の整備を進めており、2026（令和8）年度から供用開始する予定となっています。し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理体制を確保するため、名護下水処理場に統合して、一括処理することにより効率的な維持管理や行政施設の集約化を行います。

計画目標年度である2030（令和12）年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の中間処理量を以下に示します。

表 5.36 中間処理量の見込み

	単位	2024年度 (R6) 現状	2030年度 (R12) 計画目標年度
収集量	kL/年	12,719	9,428
し尿	kL/年	4,240	1,267
	L/人日	1.41	1.41
浄化槽汚泥	kL/年	8,480	8,161
	L/人日	1.47	1.47
自家処理量	kL/年	0	0

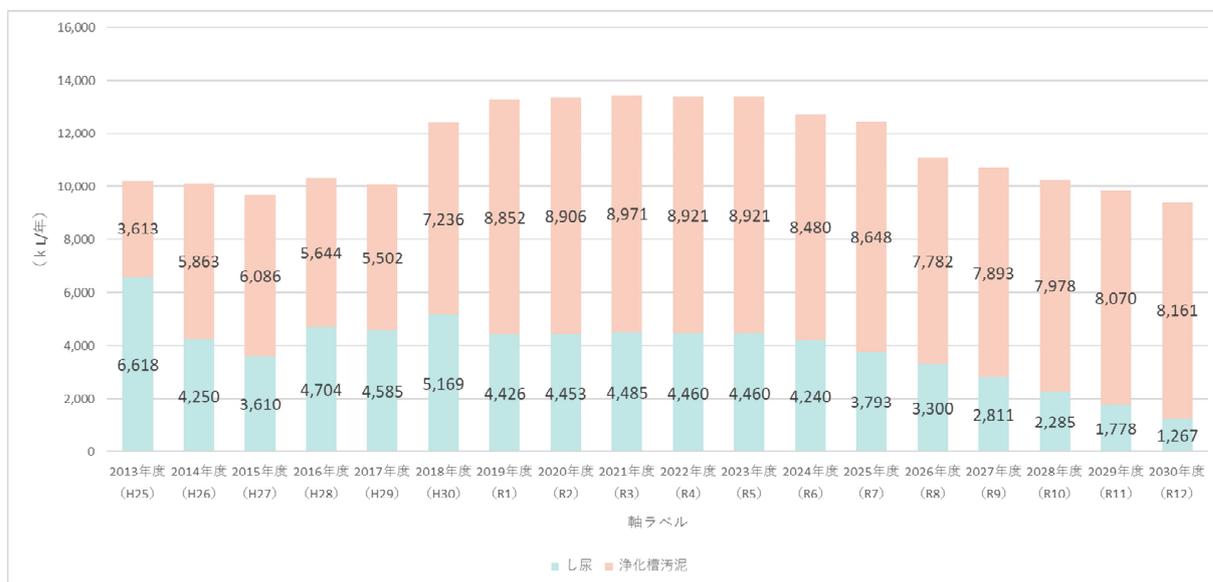


図 5.30 中間処理量の見込み

## (7) 最終処分計画

し渣は、ごみ焼却施設にて焼却処理します。また、汚泥は脱水後、肥料化するものとします。

## (8) 施設整備計画

### ①し尿受入施設の概要

本市には、生活排水処理施設として、名護市衛生センターが整備されています。1973（昭和48）年の竣工から50年以上経過し、施設の老朽化が進んでいる衛生センターに代わり、し尿及び浄化槽汚泥の受入を行うし尿受入施設を現在整備中です。

し尿受入施設は、名護市役所から国道58号を挟んだ正面に位置する下水処理場の敷地内にあります。

### ②既存施設の解体計画

既存施設である名護市衛生センターについては、跡地利用や残存することでの安全性の確保などを含め、解体の時期や方法を検討します。

## (9) その他し尿に関し必要な事項

### ①市民に対する広報・啓発活動

水環境の保全・改善に関する広報・啓発活動を積極的に行い、水質保全に対する市民意識の向上を図ります。

### ②災害時のし尿処理に係る計画

地震、台風及び集中豪雨等の大規模災害時のし尿処理に関しては、仮設トイレ、その他必要資材の確保・備蓄について検討するとともに、適正処理のため、収集運搬ルートの検討や周辺自治体の処理施設との連携体制を構築します。

## 第6章 第2次名護市地球温暖化対策実行計画

(区域施策編)

## 6-1 背景

### (1) 地球温暖化と影響

地球温暖化とは、二酸化炭素等の温室効果ガスが増加することにより、地球の平均気温が上昇する現象です。地球温暖化は、産業活動の活発化にともない進行しており、様々なリスク（海面上昇・高潮、洪水・豪雨、海洋生態系損失、陸上生態系損失、インフラ機能停止、熱中症、食糧不足、水不足）を自然界と人間社会の両方にもたらしています。

2023（令和5）年7月から8月上旬にかけての記録的な高温は、文部科学省及び気象庁の研究で、地球温暖化がなければ発生しない事例であったと報告されています。（令和6年度環境白書より参考）。

本市でも、地球温暖化に関連する様々なリスクの発生により、甚大な影響が生じる可能性があります。

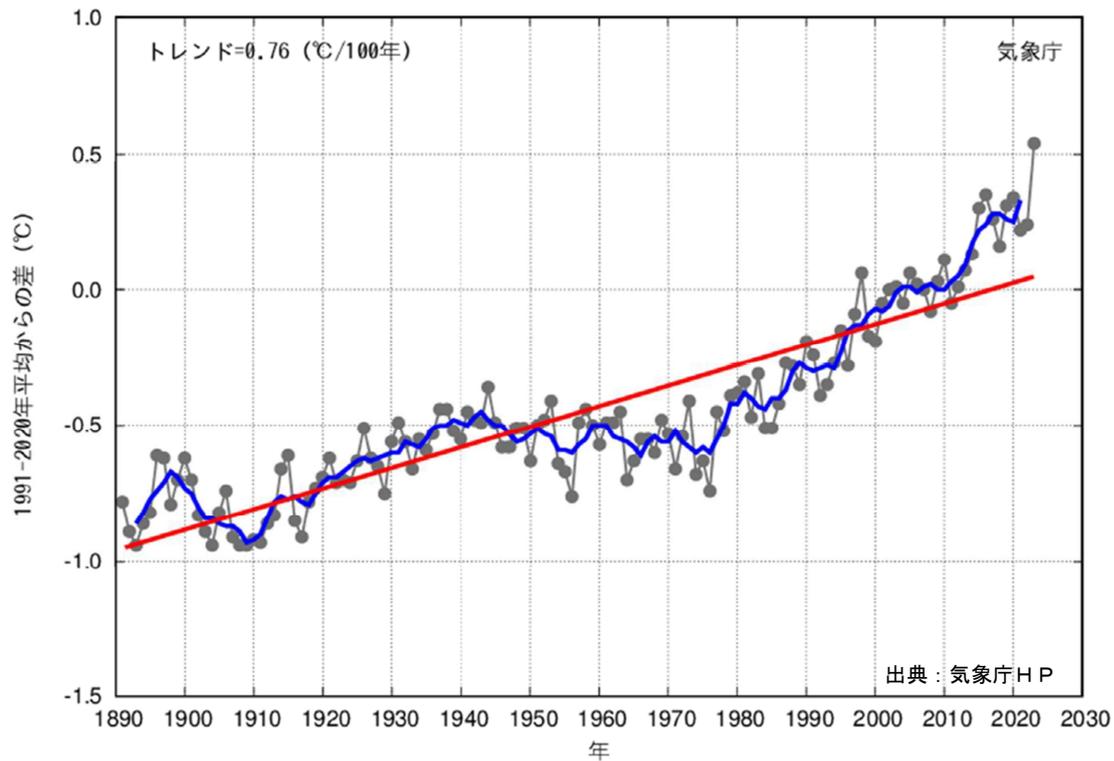


図 6.1 世界の年平均気温偏差



図 6.2 市内で起きたリスク

(2) 地球温暖化防止に関連する動向

①国際社会・国・県の動向

地球温暖化防止に関連する国際社会・国・県の動向を表 6.1 に示します。

表 6.1 国際社会・国・県の動向

国際	SDGs（持続可能な開発目標）	2015（平成27）年に国連持続可能な開発サミットにおいて、国際社会全体で持続可能でよりよい世界を目指すためにSDGs（持続可能な開発目標）が掲げられました。
	パリ協定	2015（平成27）年に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられました。
	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	2018（平成30）年に、パリ協定の「1.5℃目標」に関する特別報告書が発表されました。この報告書では、「パリ協定」で言及されている「1.5℃」について、1.5℃上昇した場合の影響と、1.5℃で温暖化を止めるための対策などがとりまとめられています。世界平均気温については、産業革命前と比べて2017年の時点で約1.0℃上昇したと推定され、現在のペースで気温上昇が続けば、2030年から2052年の間に1.5℃に達する可能性が高いとされています。 2023（令和5）年にIPCCが公表した「第6次評価報告書」において、「地球温暖化が人為的な影響によるものであることには疑う余地がない」と明言され、気候変動に対する緩和策と適応策を加速することが求められています。「緩和策」とは、温室効果ガスの排出を抑制する取組、「適応策」は、将来予測される気候変動の影響による被害の回避・低減を図る取組を指します。
国	地球温暖化対策の推進に関する法律	1999（平成11）年に地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）が施行されました。温対法は、その後複数回の改正を経て、2021（令和3）年に「2050年カーボンニュートラル※」を基本理念とし、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組の推進等が定められました。
	地球温暖化対策計画	地球温暖化対策計画（以下、「国計画」という。）は、2021（令和3）年の温対法改正を受け、同年に閣議決定された国の計画です。この計画で、2030（令和12）年度に温室効果ガス46%削減（2013（平成25）年度比）を目指すこと、さらに50%削減の高みに向けて挑戦を続けることが示されています。
	気候変動適応法	2018（平成30）年に気候変動適応法（以下、「適応法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための仕組みが整備されました。
県	第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画	第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画（以下、「県計画」という。）は、2020（令和2）年度に温対法及び適応法に基づき策定された県の計画です。2030（令和12）年度までの計画期間で、温室効果ガスの排出抑制（緩和策）と気候変動による影響の防止・軽減（適応策）を推進しています。2023（令和5）年に県の中期目標の引き上げ及び目標達成のための施策を追加する等の改定を行っています。  【沖縄県の温室効果ガス削減目標】 ■中期目標（2030年度） ・意欲的目標：基準年度（2013年度）比26%削減 ・挑戦的目標：基準年度（2013年度）比31%削減 ■長期目標（2050年度） ・温室効果ガス実質排出量ゼロを目指す

※カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。

②市の動向

地球温暖化防止に関連する市の動向を表 6.2 に示します。

表 6.2 市の動向

市	第一次名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	2017（平成29）年に策定した市域全体に関する温室効果ガスの排出削減等の取組を進める計画です。	
	名護市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	2017（平成29）年に策定した市の事務事業に関する温室効果ガスの排出削減等の取組を進める計画です。2022（令和4）年に改定を行っています。	
	地球温暖化防止対策に関する協定	2022（令和4）年4月に市と沖縄電力（株）で『地域の脱炭素及び持続可能なまちづくり』に向けた連携協定を締結しています。	



### ③事業者の動向

地球温暖化防止に関連する事業者の動向として、各社の取組事例を紹介します。

#### オリオンビール（株）における取組事例

オリオンビール（株）では、製造に伴い生じる廃棄物の100%再資源化（ゼロエミッション）を達成し続けています。

また、気候変動の緩和・適応に関しては、グループ全体において飲料事業・観光ホテル事業を問わず、低・脱炭素化に資する製品・サービスの提供に努め、製造現場を中心に温室効果ガスの削減に取り組み、脱炭素社会の実現に貢献しています。

#### ポイント

- ・ 2006年以来、ビールの製造等に伴い生じる廃棄物(麦芽粕等)を100%再資源化、たい肥化・飼料化し続けています。
- ・ 電気のCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロとする電気料金メニュー「うちな〜CO<sub>2</sub>フリーメニュー」の契約を締結し、低炭素社会実現に向けた取組を推進しています。



麦芽粕



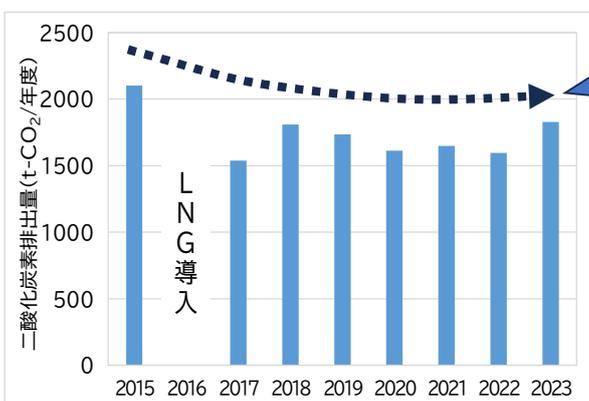
オリオンビール×沖縄電力  
循環型・低炭素社会実現に向けた契約締結

#### (株)伊藤園 名護工場における取組事例

(株)伊藤園 名護工場では、エネルギー設備の導入事業等に交付する補助金（環境省）を活用し、2016年度よりサテライト設備を使ったLNG（液化天然ガス）への燃料転換を図っています。

#### ポイント

- ・ 「重油」からクリーンなエネルギーである「LNG」へ燃料転換し、導入後は、年間平均で約400t-CO<sub>2</sub>を削減できています。
- ・ LNGを活用した災害時の避難者支援計画で行政と連携し、レジリエンスの強化をしています。



LNGへの燃料転換後の二酸化炭素の排出量

導入前：年間約2,100 t-CO<sub>2</sub>  
導入後7年平均：年間約1,700 t-CO<sub>2</sub>



気化器 LNG貯槽  
LNGサテライト施設

## 沖縄電力（株）における取組事例

沖縄電力（株）では、2050年CO<sub>2</sub>排出ネットゼロの実現に向けて「再エネ主力化」、「火力発電のCO<sub>2</sub>排出削減」の二つの方向性を掲げており、以下の取組を含めた様々な施策を通して、お客さまと共に、沖縄県全体での脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいます。

<名護みらい2号館>



<設置するシステムとCO<sub>2</sub>削減効果>

- 太陽光発電設備：80kW
- 太陽光による電気供給：164,753kWh
- CO<sub>2</sub>削減量：129 t (杉の木約 14,659 本分)

### ポイント

#### <かりーるーふ>

本事業は、一般住宅向けと事業者向けにサービスを展開しており、沖電グループ（沖縄新エネ開発（株））が所有する太陽光パネルと蓄電池をお客さまの住宅や施設に設置し、太陽光パネルで発電した電気をお客さまにご購入いただくサービスです。

2024年11月時点、名護市では、事業者向けで3件・計200kWが導入され、これにより年間で約260tのCO<sub>2</sub>排出削減が見込まれます。

## 琉球セメント（株）における取組事例

琉球セメント（株）屋部工場では、循環型社会実現に向け、セメント製造設備の特性を活かして廃棄物を再資源化する「資源リサイクル型工場」の構築に向けて取り組んでいます。

### ポイント

- ・琉球セメントは、100%県産品です。
- ・琉球セメント（株）では、年間約19万tの廃棄物の受け入れ処理・セメント原料化を実施し、沖縄県内の最終処分場の延命化に貢献しています。

琉球セメントは、100%県産品です



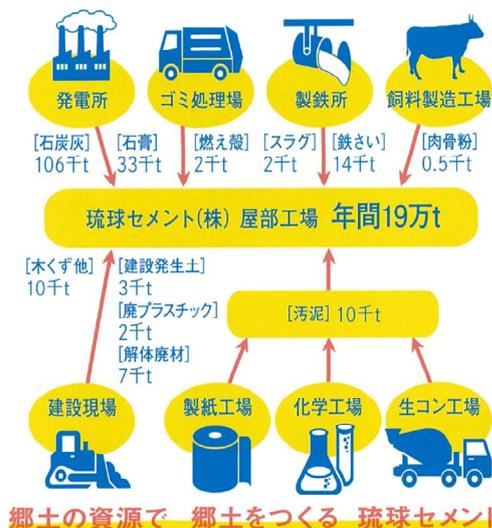
琉球セメントのセメント原料は、主原料の石灰石を県内の自社鉱山から採掘し、その他の原料も県内で調達しています。

県内発電所から排出される石炭灰やごみ処理場等から排出される焼却灰などもセメント原料化することでリサイクルしています。



琉球セメント（株）屋部工場

【各業界から琉球セメントへ廃棄物の流れ】



## 6-2 基本的事項

### (1) 計画の目的

名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「本計画」という。）は、地球温暖化防止と気候変動による影響を軽減し、地域のレジリエンス<sup>\*</sup>を強化することを目的に策定しています。

本計画に基づく取組を、市民、事業者、市が、連携・協働して、実施することで、目的の達成を図ります。

※地域のレジリエンス：災害等に対する強靱性の向上

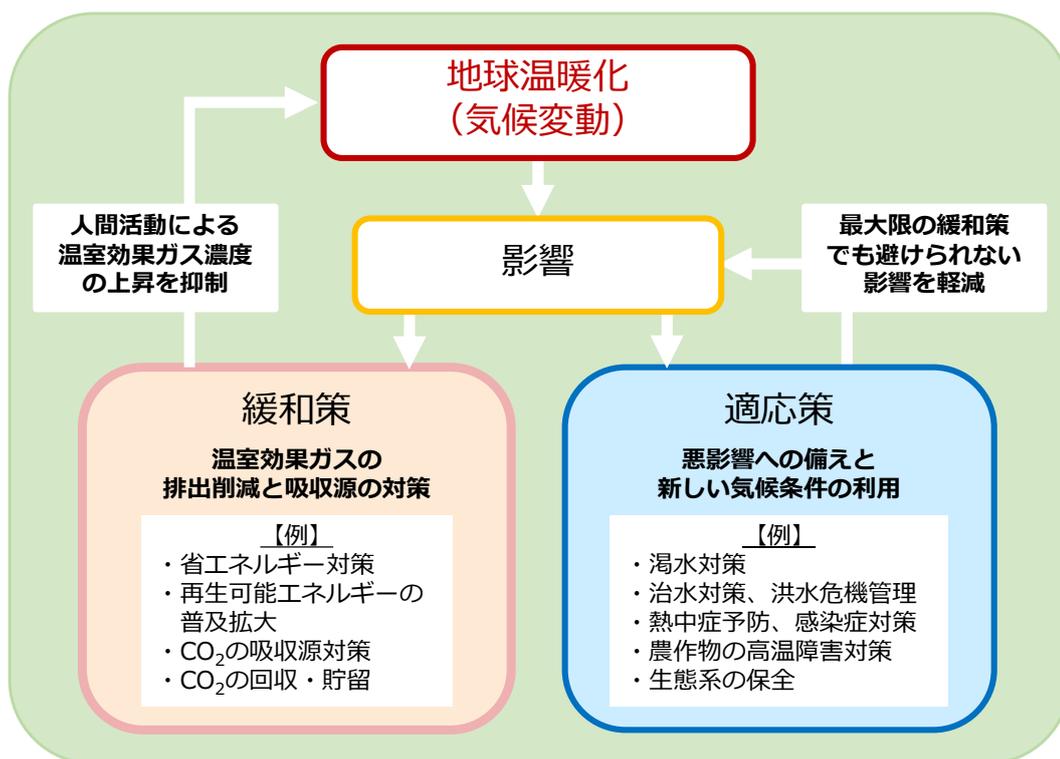


図 6.3 本計画の目的



(2) 計画の位置付け

本計画は、国計画、県計画及び名護市総合計画等と整合を図り、温対法第 21 条に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として策定します。

また、気候変動の影響による被害の回避・低減を図り、安心・安全で持続可能な社会の構築を目的とした適応法第 12 条に基づく適応策も内包することとします。

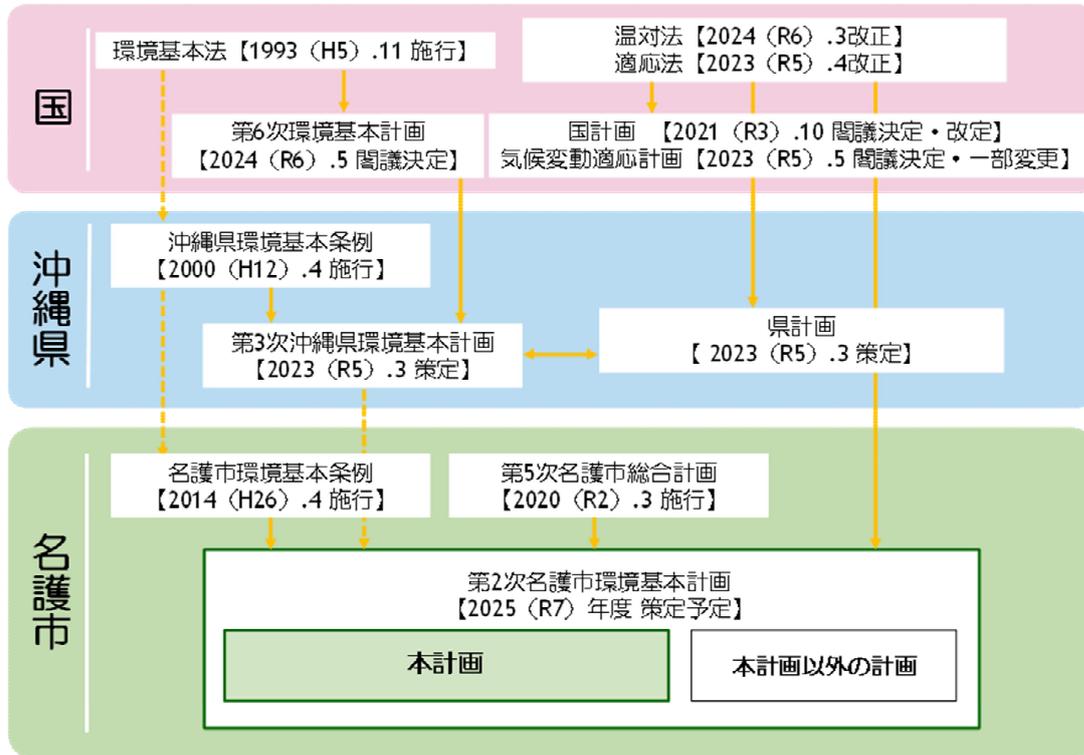


図 6.4 本計画の位置付け

(3) 計画の期間

本計画の期間は、2026（令和 8）年度から 2035（令和 17）年度末までの 10 年間とします。

また、国計画と整合を図るため、基準年度を 2013（平成 25）年度とし、中期目標の年度を 2030（令和 12）年度、長期目標の年度を 2050（令和 32）年度とします。

なお、計画の進捗状況、今後の地球温暖化、社会情勢の変化及び経済の動向を総合的に評価し、必要に応じて見直しを行うものとします。

基準年度	前計画期間	本計画期間			次期計画期間	
	2017・・・2025	2026・・・	2030	・・・2035	2036・・・	2050
2013	→	中期目標 →			長期目標 →	

図 6.5 計画期間のイメージ

#### (4) 計画の対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は、名護市全域とします。

#### (5) 計画の対象とする温室効果ガスの種類

本計画の対象とする温室効果ガスの種類は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（2024（令和6）年4月環境省）」（以下、「マニュアル」という。）に従い、二酸化炭素（以下、「CO<sub>2</sub>」という。）とします。

地球温暖化の要因である温室効果ガスには、複数の種類\*がありますが、県内で排出される温室効果ガスのうち、最も多いのが石油等の化石燃料の燃焼等に伴い排出されるCO<sub>2</sub>です。

\*温室効果ガスの種類には、CO<sub>2</sub>、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）があります。マニュアルにおいて、CO<sub>2</sub>は、すべての地方公共団体が算定するよう推奨されており、CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスは、都道府県・政令市が算定するよう推奨されています。

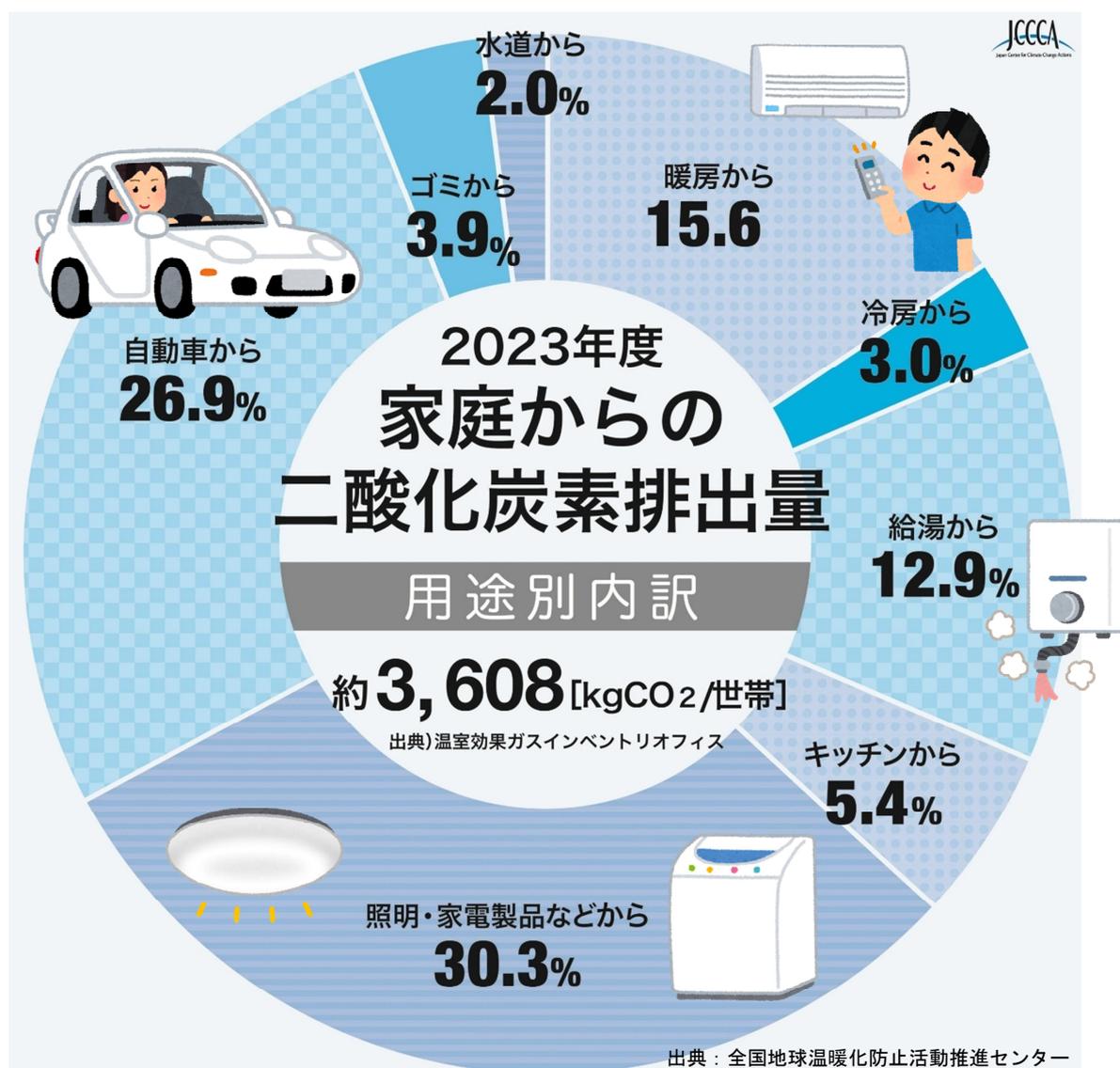


図 6.6 家庭からの二酸化炭素排出量（用途別内訳）

### 6-3 名護市の特性

#### (1) 温室効果ガスの排出状況

##### ①温室効果ガスの部門等

本計画では、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（2024（令和6）年4月 環境省）」（以下、「算定マニュアル」という。）に従い、温室効果ガス排出量の推計を行いました。温室効果ガスの推計部門は、「産業部門」、「業務その他部門」、「家庭部門」及び「運輸部門」の4部門ならびに「廃棄物分野」の1分野になります。

#### 温室効果ガス排出量の部門等について

温室効果ガス排出量は、排出源の特徴に応じて、4部門、1分野で集計しました。この区分は、算定マニュアルの区分と同じものです。各部門の詳細は、以下のとおりです。

-  産業部門：製造業、農業などの1次産業、2次産業が使用するエネルギーに伴う排出
-  業務その他部門：商店、病院などの3次産業が使用するエネルギーに伴う排出
-  家庭部門：各家庭が使用するエネルギーに伴う排出
-  運輸部門：自家用車やバス、鉄道、貨物などが使用するエネルギーに伴う排出
-  廃棄物分野：産業廃棄物以外の廃棄物を燃やす際の排出

##### ②温室効果ガスの排出量推計結果

温室効果ガス排出量の推計結果を図6.7に示します。2013（平成25）年～2019（令和元）年まで各年の増減があるものの、排出量は、微増傾向であることが明らかになりました。2020（令和2）年～2022（令和4）年にかけては、排出量が急激に減少していますが、これは、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い社会活動が一部制限されていたことが要因として考えられます。

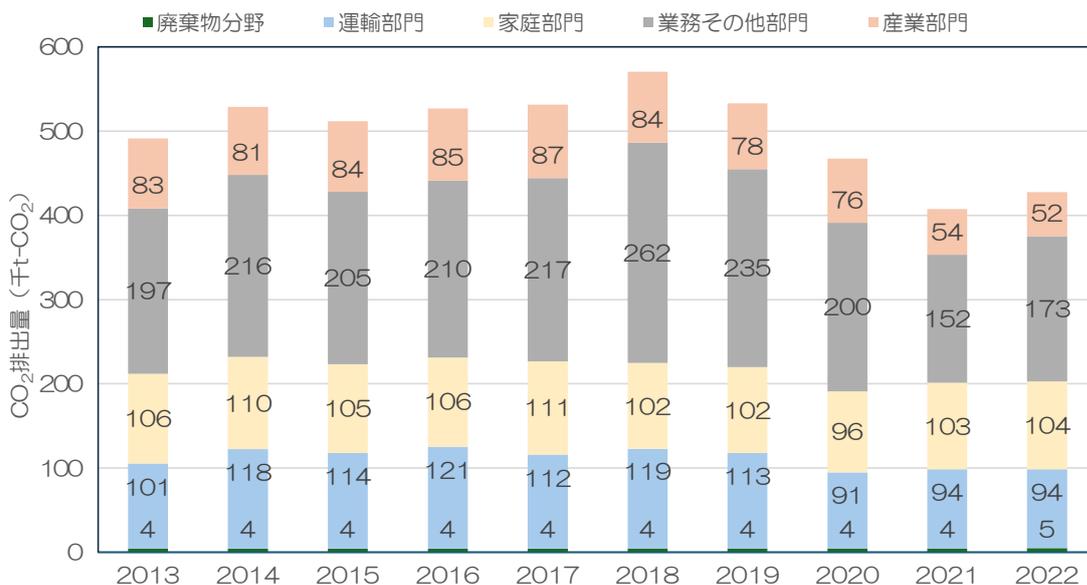


図6.7 部門ごとの温室効果ガス排出量の変遷

新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けた 2020（令和 2）年以降の数値を除き、2019（令和元）年までのデータから得られた特徴を以下に示します。

1) 産業部門

2017（平成 29）年をピークにその後は、減少傾向に転じています。名護市の特徴として、エネルギー使用量の多い鉄鋼業、化学工業等の重工業が少ないため、他部門と比較して温室効果ガスの排出量は、少なくなっています。

2) 業務その他部門

増減を繰り返していますが、基本的には、増加傾向が見られます。

3) 家庭部門

増減を繰り返していますが、概ね横ばいとなっています。名護市の人口や世帯数は、増加し続けていますが、家電の消費電力の改善や家屋の断熱性の改善等が増加分を打ち消していると考えられます。

4) 運輸部門

増減を繰り返していますが、概ね横ばいとなっています。自動車の保有台数は、増え続けていますが、燃費の改善等が増加分を打ち消していると考えられます。

5) 廃棄物分野

僅かな増減が見られますが、基本的には、横ばいとなっています。

表 6.3 各部門の CO<sub>2</sub> 排出量の整理結果

排出量(千 t-CO <sub>2</sub> )		2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	
								排出量	構成割合
部門等									
産業部門	農林水産業	11.4	12.8	14.7	14.0	10.9	8.9	9.1	1.7%
	建設業・鉱業	6.4	8.0	8.4	7.6	8.2	5.8	5.4	1.0%
	製造業	65.4	59.9	60.6	63.9	68.2	69.5	63.4	11.9%
	合計	83.2	80.7	83.7	85.5	87.3	84.2	77.9	14.6%
業務その他部門		196.8	216.2	204.7	209.7	217.4	262.0	235.4	44.2%
家庭部門		106.5	109.5	105.5	106.2	111.0	101.8	102.1	19.2%
運輸部門	旅客	64.6	82.0	76.8	86.4	76.6	82.7	78.8	14.8%
	貨物	36.4	36.5	37.2	35.0	35.2	35.9	34.4	6.4%
	合計	101.0	118.5	113.9	121.5	111.8	118.5	113.2	21.2%
廃棄物分野		4.1	3.9	3.9	3.8	4.0	4.3	4.4	0.8%
合計		491.6	528.8	511.7	526.6	531.5	570.9	532.9	100%

## (2) 温室効果ガスの吸収状況

### ①森林による吸収量

森林による吸収量は、算定マニュアルに示される森林全体の炭素蓄積変化を推計する手法により計算しました。計算には、吸収量算出年度である 2023（令和 5）年度と比較をする年度である 2018（平成 30）年度の森林炭素蓄積量を用いました。具体的な計算式は、以下のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{吸収量} &= \text{【森林炭素蓄積量】} \div \text{【比較年度間の年数】} \times \text{【炭素から CO}_2 \text{ への換算係数】} \\ &= \text{【747.969}^{\ast 1} - \text{747.192}^{\ast 2} \text{】} \div \text{【5】} \times \text{【44/12】} \\ &= \text{【0.777】} \div \text{【5】} \times \text{【44/12】} \\ &= 0.569 \end{aligned}$$

※1：2023（令和 5）年度の森林炭素蓄積量（千 t-C）

※2：2018（平成 30）年度の森林炭素蓄積量（千 t-C）

その結果、森林による吸収量は、0.569 千 t-CO<sub>2</sub>/年となりました。

### ②海草・海藻による吸収量

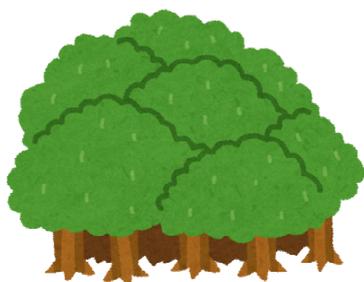
海草・海藻による吸収量は、「海草・海藻藻場の CO<sub>2</sub> 貯留量算定ガイドブック（国立研究開発法人水産研究・教育機構 2023（令和 5）年 11 月）」に示される手法により計算しました。計算には、環境省の藻場調査における海草・海藻藻場の面積を用いました。具体的な計算式は、以下のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{吸収量} &= \text{【藻場タイプ吸収係数} \times \text{藻場タイプ面積】} \\ &= \text{【アマモ場吸収係数}^{\ast 1} \times \text{アマモ場面積】} + \text{【海藻藻場吸収係数}^{\ast 2} \times \text{海藻藻場面積】} \\ &= \text{【3.06} \times \text{375.5】} + \text{【0.42} \times \text{12】} \\ &= 1,154.07 \end{aligned}$$

※1：南西諸島の藻場タイプ-亜熱帯中型の吸収係数（t-CO<sub>2</sub>/ha/年）

※2：南西諸島の藻場タイプ-亜熱帯性ホンダワラの吸収係数（t-CO<sub>2</sub>/ha/年）

その結果、海草・海藻による吸収量は、1.154 千 t-CO<sub>2</sub>/年となりました。



### (3) 再生可能エネルギーの導入状況

資源エネルギー庁が公表している再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の情報公表用ウェブサイトによると、市内の再生可能エネルギーの導入状況は図 6.8 のとおりです。

再生可能エネルギーの種類は、全て太陽光発電であり、設備容量が 10kW 以上の太陽光発電設備は、2018（平成 30）年まで毎年導入件数が増加していたものの、2019（令和元）年以降、横ばいに近い件数で推移しています。

一方、設備容量が 10kW 未満の太陽光発電設備は、年々導入件数が増加しているのが特徴で、その大部分は、家屋の屋根に発電パネルを設置した家庭用であると考えられます。

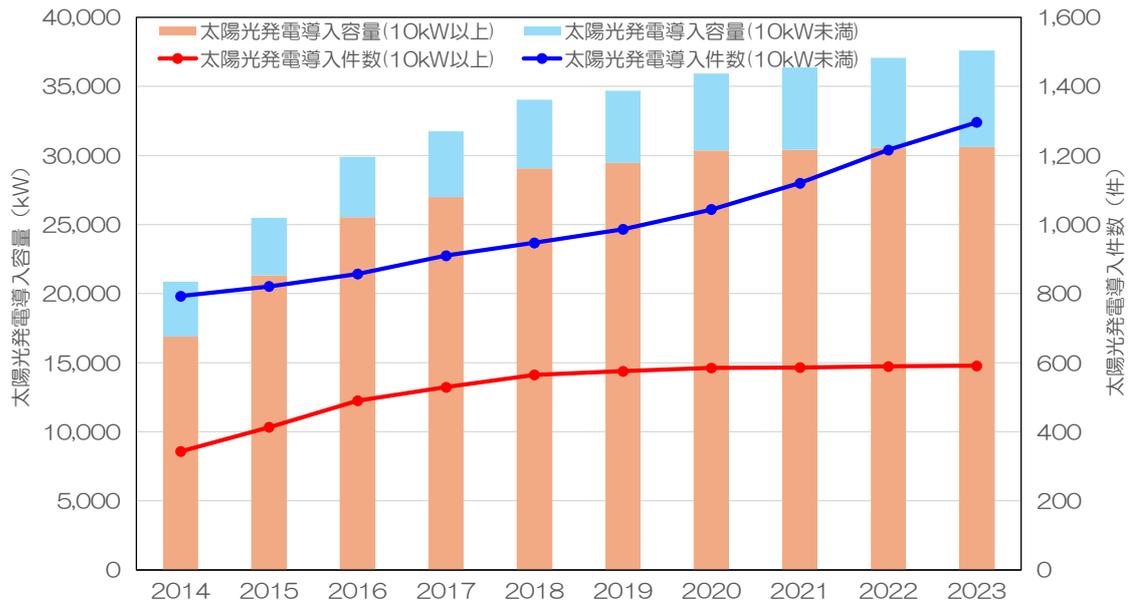


図 6.8 市内における再生可能エネルギー導入状況

### (4) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

環境省が公表している自治体再エネ情報カルテにより、市内の再生可能エネルギー導入ポテンシャルを確認し、精査した上で、現実的に導入可能な再生可能エネルギーのポテンシャルを明らかにしました。

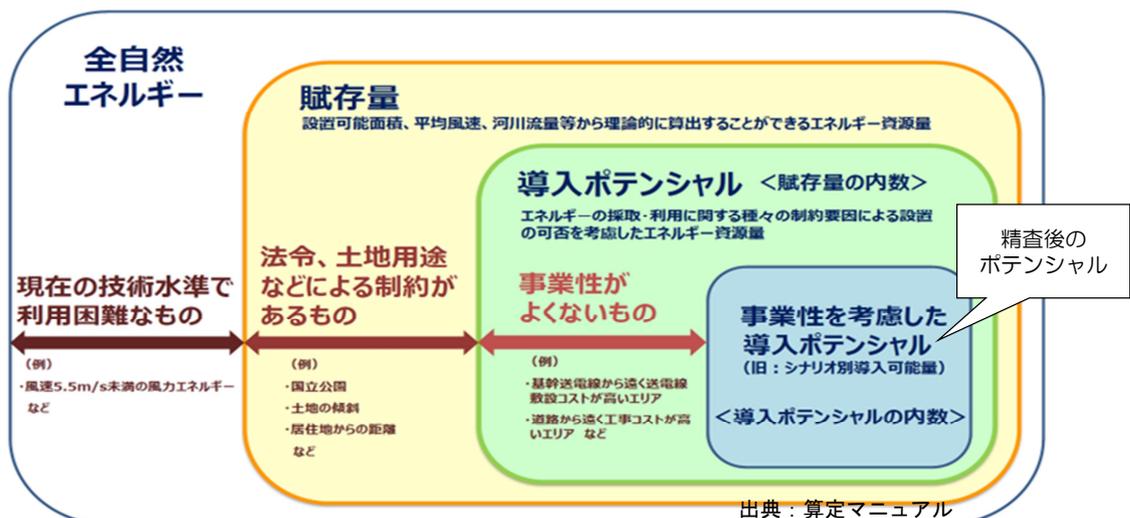


図 6.9 再生可能エネルギー導入ポテンシャルの精査の考え方

具体的には、表 6.4 に示すとおりで、太陽光発電、太陽熱、地中熱、木質バイオマスを再生可能エネルギー導入ポテンシャルとし、その中でも、太陽光発電を優先し、更に、太陽光発電の中でも、電力の自家消費がしやすく、設備の導入コストも比較的安い建物系を優先しました。

なお、これらの再生可能エネルギー導入ポテンシャルを全て導入した場合の CO<sub>2</sub> 削減量推計値と新型コロナウイルス感染症の流行前（経済活動が停滞する以前）の 2019（令和元）年における市内の CO<sub>2</sub> 排出量推計値を比較した場合、CO<sub>2</sub> 削減量推計値の方が高くなる結果となりました。

表 6.4 市内における再生可能エネルギー導入ポテンシャル

再生可能エネルギー	精査後の導入ポテンシャル (下段は、発電量)	CO <sub>2</sub> 削減量推計値 <sup>※1</sup> (千t-CO <sub>2</sub> /年)	太陽光発電設備		
			設置密度 <sup>※2</sup> (MW/ha)	設置面積の目安 <sup>※3</sup> (ha)	
太陽光発電（建物系）	181.297MW 224,164.451MWh/年	181.57	1.670	108.6	
太陽光発電（土地系）	最終処分場	2.222MW 2,757.897MWh/年	1.110	2	
	農地	耕地	262.624MW 285,692.082MWh/年	0.400	656.6
		遊休地	18.898MW 23,453.107MWh/年	0.400	47.2
	ため池	2.132MW 2,643.680MWh/年	1.110	1.9	
	駐車場	6.900MW 8,556.000MWh/年	0.400	17.3	
太陽光発電合計	474.073MW 547,267.217MWh/年	443.29	—	—	
太陽熱	615,303.635GJ/年	30.46	—	—	
地中熱	1,472,657.082GJ/年	72.90	—	—	
木質バイオマス	93,649.650GJ/年	4.64	—	—	
発熱量合計	2,181,610.367GJ/年	107.99	—	—	
CO <sub>2</sub> 削減量推定値合計		551.27	—	—	
2019年のCO <sub>2</sub> 排出量推計値		532.91	—	—	

※1：電力の排出係数は、2019（令和元）年の消費電力の排出係数 0.81 kg-CO<sub>2</sub>/kWh を使用しています。熱は、LNG を用いて熱を発生させた場合と比較して CO<sub>2</sub> 削減量推計値を算出しました。

※2：太陽光発電設備設置密度は、環境省公表資料（「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」に係る利用解説書 ver. 3.0（令和6年3月）」より引用した数値を用いました。

※3：太陽光発電設備設置面積の目安は、以下の計算式により算出しました。

$$\text{【太陽光発電設備設置面積】} = \text{【精査後の導入ポテンシャル】} \div \text{【太陽光発電設備設置密度】}$$

## 6-4 温室効果ガス排出量の削減目標

### (1) 将来推計

#### ①将来推計ケースの設定

温室効果ガスの削減目標を達成するには、将来、どの程度の温室効果ガスが排出されるか、推計を行った上で必要な削減量を決める必要があります。将来推計ケースについては、以下の4ケースについて設定し、将来推計年を2030（令和12）年、推計基準年を新型コロナウイルス感染症の流行前である2019（令和元）年としました。

なお、2020（令和2）年～2022（令和4）年は、新型コロナウイルス感染症流行の影響を受け、経済活動が停滞し、温室効果ガスの排出量に大きな影響を与えたため、将来推計の基準から除外しました。

#### ・BAUケース（Business As Usual：現状趨勢ケース）

現状のまま特に対策を行わず、製造業出荷額や世帯数等の活動量のみが変化した場合のケースです。

#### ・国目標ケース

BAUケースに対し、国の主導で行う施策の効果を反映させ、それでも残る電力使用量に対して、電力排出量係数を国の目標である0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWhに想定したケースです。

#### ・県目標ケース

BAUケースに対し、国の主導で行う施策の効果を反映させ、それでも残る電力使用量に対して、電力排出量係数を県の目標である0.573kg-CO<sub>2</sub>/kWhに想定したケースです。

#### ・市目標ケース

県の目標ケースに対し、さらに各主体が本計画の施策を行った場合のケースです。

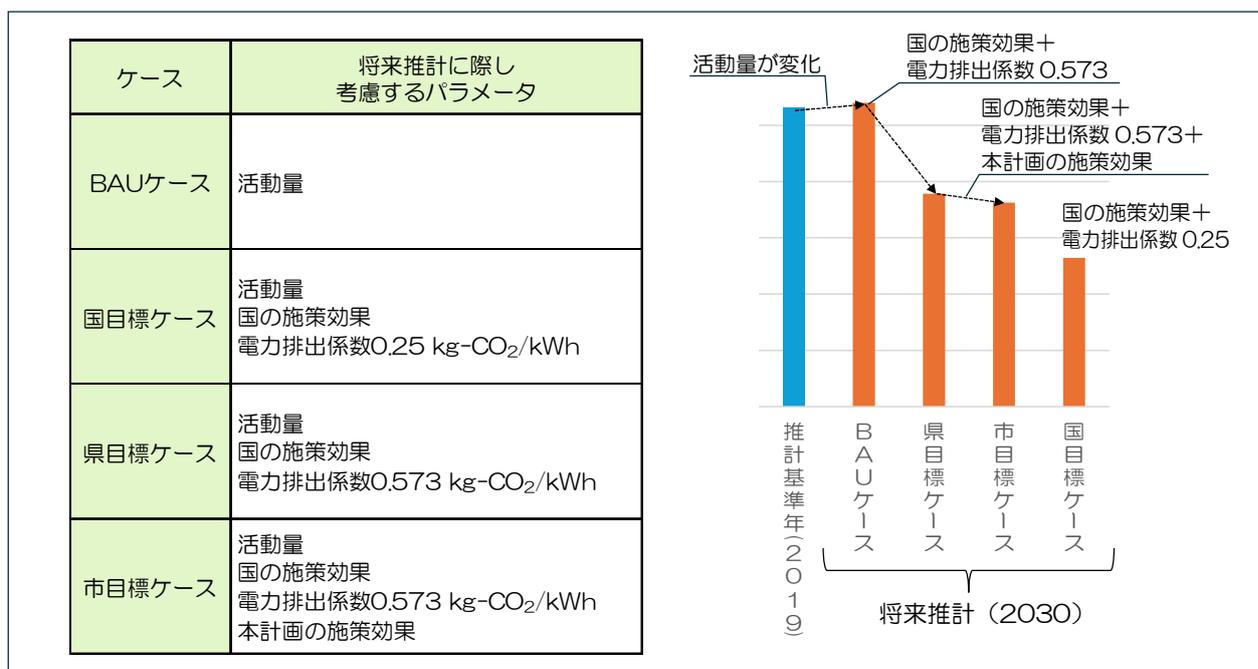


図 6.10 温室効果ガス排出量の将来推計方法

②温室効果ガス排出量の将来推計結果

推計結果は、図 6.11 に示すとおりです。

削減量基準年である 2013（平成 25）年に対し、将来推計年である 2030（令和 12）年の推計結果は、BAU ケースで排出量の増加が予想される一方で、県目標ケースで 23%の排出量削減、国目標ケースで 45%の排出量削減が見込まれる結果となりました。

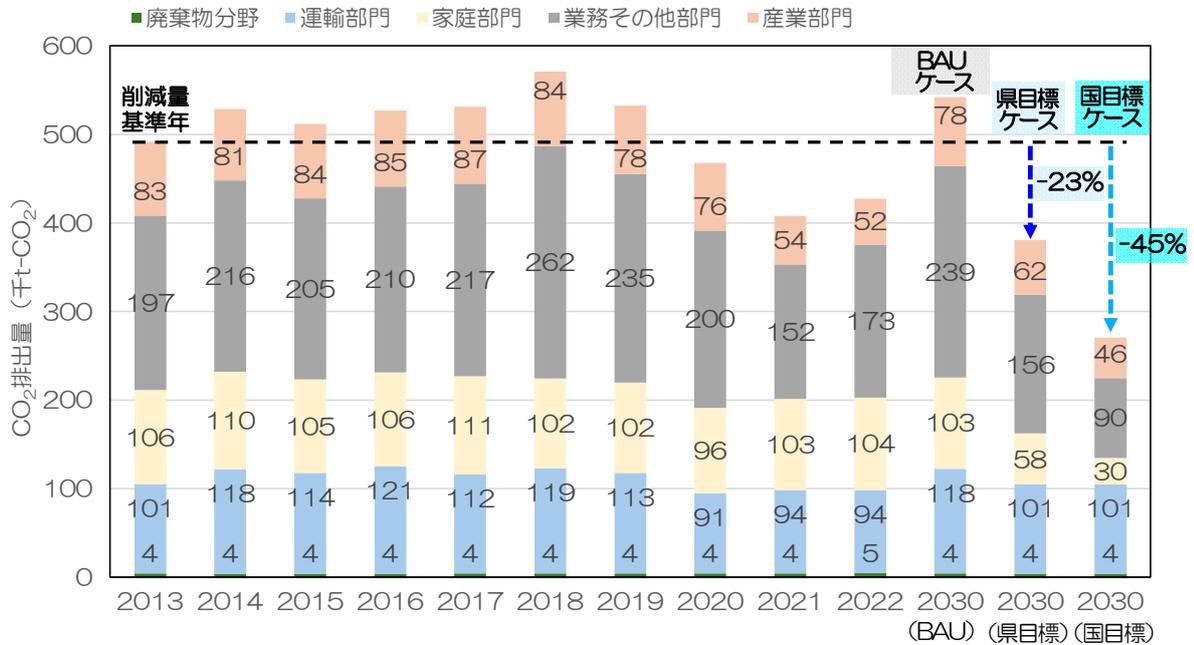


図 6.11 温室効果ガス排出量将来推計結果

市目標ケースについては、図 6.12 に示すとおりです。県目標ケースに本計画の施策効果が反映される形を想定しています。県目標ケース及び国目標ケースで削減が見込まれる要因については、次頁に整理しました。

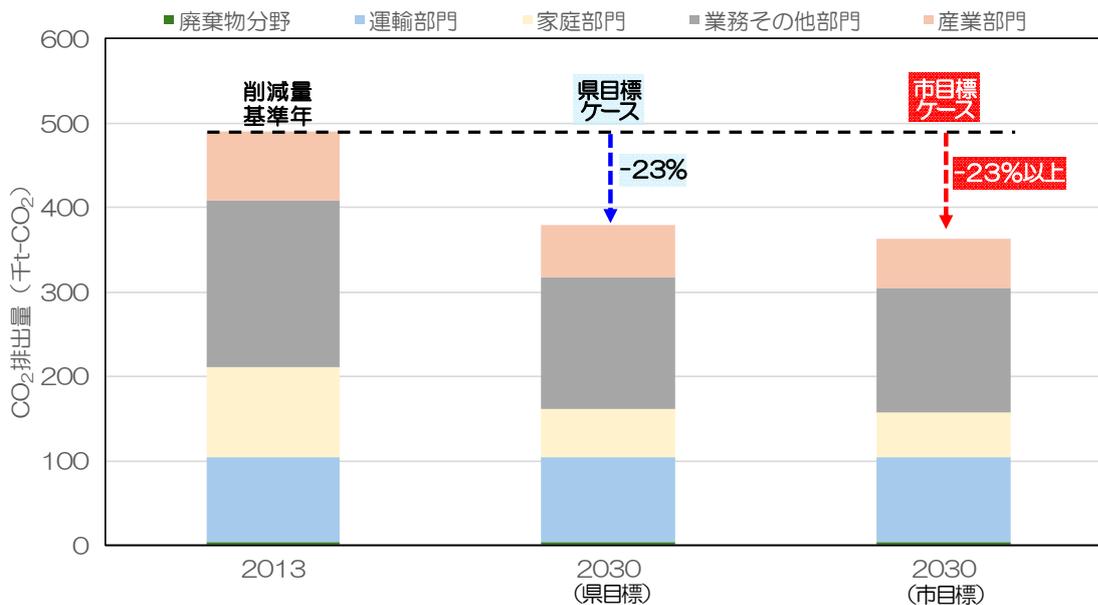


図 6.12 市目標ケースの温室効果ガス排出量将来推計結果

図 6.13 に示すエネルギー種別毎の温室効果ガス排出量将来推計結果では、2030（令和 12）年の県目標ケースにおいて、電力損失<sup>※</sup>に伴う温室効果ガス排出量が大幅に減少していることが分かります。これは、電力の排出係数が 2019（令和元）年は、0.81kg-CO<sub>2</sub>/kWh であることにに対し、2030（令和 12）年の電力の排出係数は、0.573kg-CO<sub>2</sub>/kWh を目指すことを県が明言しているためです（県計画の算定条件より）。

なお、国は、2030（令和 12）年の電力排出係数として 0.25 kg-CO<sub>2</sub>/kWh を目標値として設定していますが、県では、新たな大型風力発電機の設置が難しいことや、原子力発電所がないことから、CO<sub>2</sub>を排出しない発電所を増やすことが他県よりも難しく、電力排出係数の目標値を国と同一に設定することは、難しい状況にあります。

※電力損失：供給事業者が電力を生み出す過程やエネルギーロスに関する CO<sub>2</sub> 排出量を需要者（使用者）が排出したものとすること。

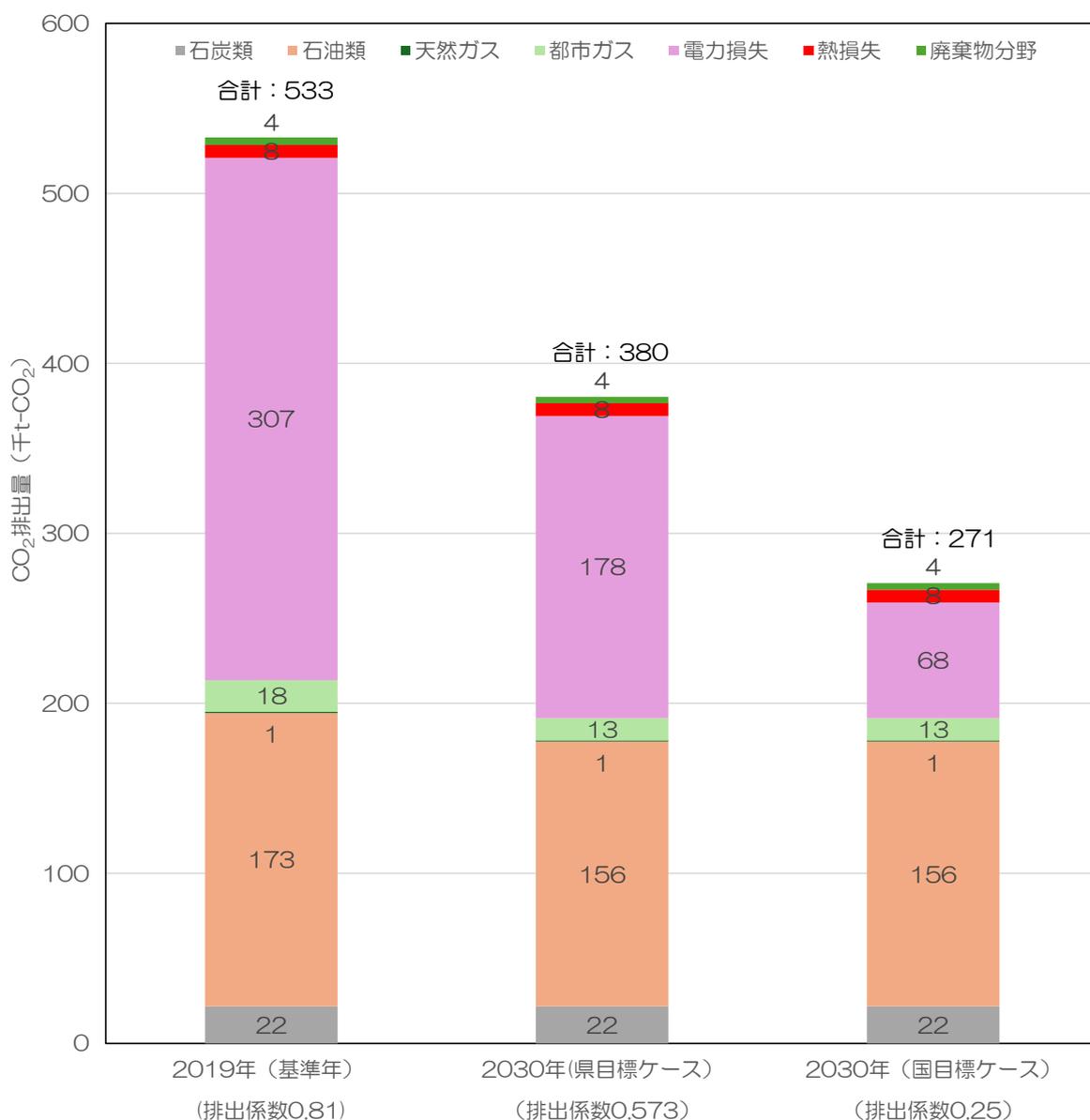


図 6.13 エネルギー種別毎の温室効果ガス排出量将来推計結果

(2) 削減目標

国、県の目標及びこれまでの推計結果をふまえ、市の温室効果ガス排出量の削減目標を示します。

<国>

2030年度に温室効果ガス46%削減（2013年度比）、さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける。（国計画（2021（令和3）年10月22日閣議決定）より）

2050年度に温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指す。（2020（令和2）年10月政府宣言より）

<県>

- ・中期目標（2030年度：意欲的目標）：基準年度（2013年度）比26%削減
- ・中期目標（2030年度：挑戦的目標）：基準年度（2013年度）比31%削減
- ・長期目標（2050年度）：温室効果ガス実質排出量ゼロを目指す。

（県計画（2023（令和5）年3月）より）

<市>

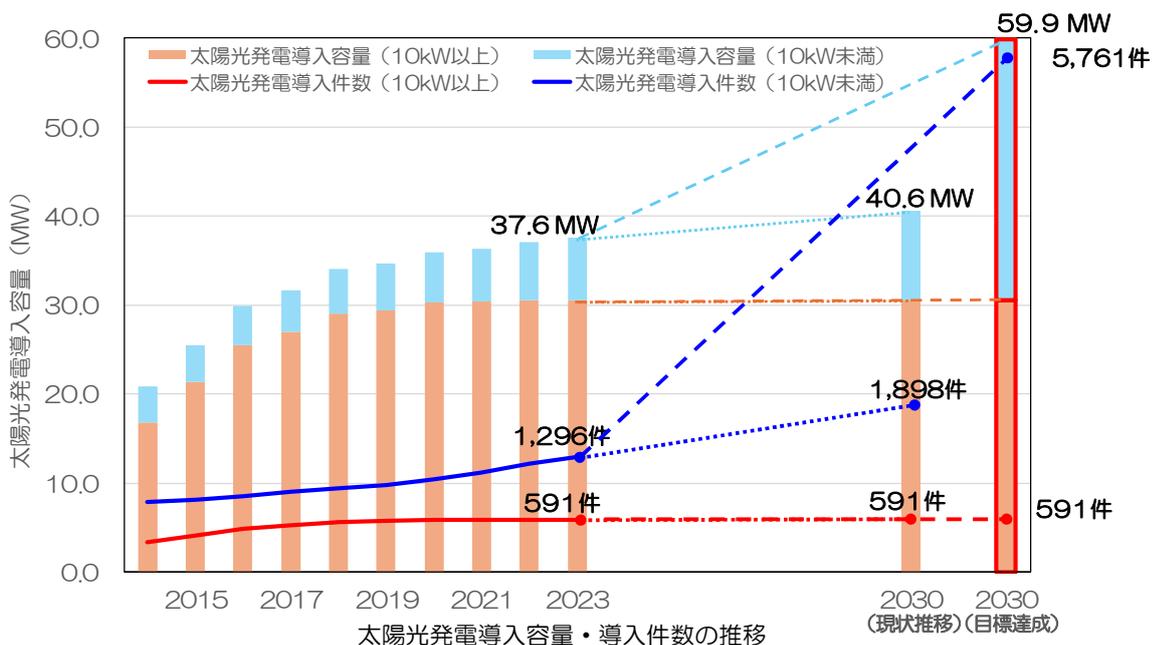
2030年度の温室効果ガス排出量を

基準年度（2013年度）比**26%**以上削減する。

2050年度の温室効果ガス実質排出量を**ゼロ**にする。

目標達成に必要な再生可能エネルギーの導入容量・想定件数

目標達成に必要な再生可能エネルギーを全て住宅用太陽光発電（5kW相当）で賄う場合、目標年度である2030（令和12）年の導入容量・件数の目安は、以下のグラフに示すとおりです。現状のまま導入が推移すると、新規導入容量3.0MW・新規件数602件となりますが、目標達成のためには、新規導入容量22.3MW・新規件数4,465件が必要です。



6-5 削減目標の達成に向けた施策

(1) 将来ビジョン

上位計画、名護市環境基本条例及び地域の課題を図 6.14 に、これらと国の目指す 2050 年カーボンニュートラルを踏まえた将来ビジョンを図 6.15 に示します。

名護市環境基本条例	
基本方針	具体的施策
循環型社会の構築	廃棄物の減量及び資源化の促進
地球環境の保全	地球温暖化対策の推進
環境教育及び環境保全・創造活動による環境意識の向上	環境教育及び環境学習の推進

地域の課題	
<b>生活環境・自然環境：</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間平均気温が継続的に上昇している。</li> <li>自然環境の保全を要する。</li> </ul>	<b>環境意識：</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民ニーズとして「環境情報の提供等・意識啓発」</li> <li>事業者ニーズとして「専門知識の不足」</li> </ul>
<b>社会・人口：</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口は微増傾向であるが、世帯当たり人数は、減少傾向である。</li> <li>高齢者割合は、増える予測である。</li> </ul>	<b>運輸：</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車保有台数は、継続的に増加傾向である。</li> <li>交通手段の多くが自動車に依存する。</li> <li>運輸のCO<sub>2</sub>排出量は、市域全体の2割と大きい。</li> </ul>
<b>市の基幹産業事業者：</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス業等を含む部門のCO<sub>2</sub>排出量は、市域全体の4割と最も大きい。</li> <li>関連事業の市内従事者数は、約9割と多く、このような人々の活動の仕方がCO<sub>2</sub>排出量を大きく左右する。</li> </ul>	

図 6.14 上位計画、名護市環境基本条例及び地域の課題



図 6.15 将来ビジョン

(2) 脱炭素シナリオ

将来ビジョンを実現するために、必要な技術・施策・事業・行動変容等を明らかにした脱炭素シナリオを図 6.16 に示します。

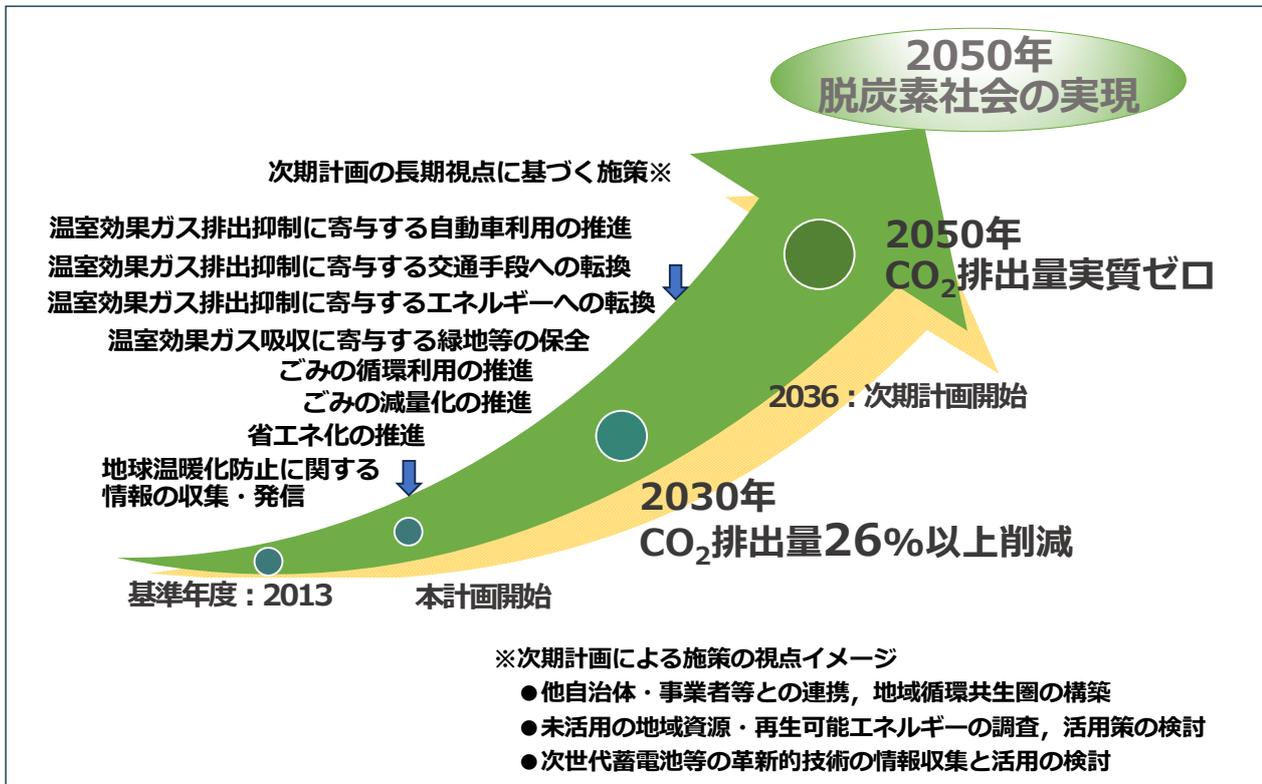


図 6.16 脱炭素社会の実現に向けたシナリオ

(3) 基本方針

脱炭素シナリオに基づき、本計画期間に係る対策について、表 6.5 のとおり 5 つの「基本方針」を定め、関連する SDGs も示します。

表 6.5 基本方針

基本方針	関連する SDGs
<基本方針Ⅰ> 省エネ化の推進	7 再生可能エネルギー, 11 持続可能な都市とコミュニティ, 13 気候変動に具体的な対策を
<基本方針Ⅱ> 循環型社会の構築	11 持続可能な都市とコミュニティ, 12 持続可能な消費と生産, 13 気候変動に具体的な対策を
<基本方針Ⅲ> 温室効果ガスの排出抑制	7 再生可能エネルギー, 9 産業・資源効率, 11 持続可能な都市とコミュニティ, 13 気候変動に具体的な対策を
<基本方針Ⅳ> 温室効果ガスの吸収源保全	11 持続可能な都市とコミュニティ, 13 気候変動に具体的な対策を, 15 陸域生態系保護
<基本方針Ⅴ> 地球温暖化防止に関する情報の収集・発信	4 質の高い教育をみんなに, 7 再生可能エネルギー, 9 産業・資源効率, 11 持続可能な都市とコミュニティ, 12 持続可能な消費と生産, 7 再生可能エネルギー, 17 パートナーシップを世界に

(4) 基本施策

基本方針を踏まえた基本施策は、表 6.6 のとおりです。基本施策には、市民、事業者、市が一体となって取り組む必要があるため、各主体の取組を表 6.7 以降に示します。各主体が基本施策に基づく取組を実践することで、SDGs の達成にも寄与します。

表 6.6 基本方針及び基本施策等

基本方針	基本施策	取組
＜基本方針Ⅰ＞ 省エネ化の推進	[基本施策 1] 家庭や職場での省エネ化 	◆取組① 省エネ行動の推進
		◆取組② 施設の省エネ化の推進・促進
＜基本方針Ⅱ＞ 循環型社会の構築	[基本施策 1] ごみの減量化の推進 	◆取組① ごみの減量及び発生抑制の推進・促進
	[基本施策 2] ごみの循環利用の推進 	◆取組① ごみの循環利用の推進・促進
＜基本方針Ⅲ＞ 温室効果ガスの排出抑制	[基本施策 1] 温室効果ガス排出抑制に寄与するエネルギーへの転換 	◆取組① 使用エネルギーの見直し
	[基本施策 2] 温室効果ガス排出抑制に寄与する交通手段への転換 	◆取組② 太陽光発電設備等の導入推進・促進
		◆取組① バス・タクシーの利用推進・促進
	[基本施策 3] 温室効果ガス排出抑制に寄与する自動車（次世代自動車）利用の推進 	◆取組② 自転車利用の推進・促進
		◆取組① エコドライブの推進・促進
	◆取組② 次世代自動車利用の推進・促進	
＜基本方針Ⅳ＞ 温室効果ガスの吸収源保全	[基本施策 1] 温室効果ガス吸収に寄与する緑地等の保全 	◆取組① 緑地等の育成・管理
＜基本方針Ⅴ＞ 地球温暖化防止に関する情報の収集・発信	[基本施策 1] 地球温暖化防止に関する情報の収集・発信 	◆取組① 情報の収集・発信

表 6.7 家庭や職場での省エネ化（1）

基本方針Ⅰ 省エネ化の推進	
〔基本施策1〕 家庭や職場での省エネ化	
◆取組① 省エネ行動の推進	
日常生活において、「だれでも」「いつでも」「どこでも」積極的な省エネ行動を実践することで、地球温暖化防止に取り組みます。	
市民	家庭での節電、節水、クールビズ・ウォームビズの着用、省エネ家電の利用、グリーンカーテン及び断熱カーテンの設置、宅配ボックスの活用等を実行する。
事業者	職場での節電、節水、クールビズ・ウォームビズの着用、省エネ家電の利用、グリーンカーテン及び断熱カーテンの設置、宅配ボックスの活用等を実行する。
市	職場での節電、節水、クールビズ・ウォームビズの着用、省エネ家電の利用、グリーンカーテン及び断熱カーテンの設置等を実行する。

### 省エネ製品買換えナビ「しんきゅうさん」

「省エネ製品買換えナビゲーション『しんきゅうさん』」（環境省提供）では、WEBで簡単に省エネ製品に買換えた場合の地球温暖化対策効果と電気代のおトクになる電気代を調べることが出来ます。最新の省エネ性の優れた製品を使用すると、消費電力量が大幅に削減されます。省エネ製品に買換えて地球にやさしい家庭を作りましょう！

**冷蔵庫**  
電気代の節約効果は最大！

2012年	13,020円～14,570円
2022年	8,463円

10年前と比べると  
約35%～42%削減  
4,557円～6,107円  
おトク

**かんたん比較**

項目	2011年	2022年
年間消費電力量 (kWh)	666	429
年間電気代 (円)	26,790	20,650
年間CO <sub>2</sub> 排出量 (kg)	370	285
年間CO <sub>2</sub> 削減量 (kg)	-	85
年間CO <sub>2</sub> 削減率 (%)	-	9.6

### うちエコ診断WEBサービス

WEBサービス「うちエコ診断」（環境省提供）で簡単にあなたに合ったエコ対策を提案しています。



沖縄県在住の  
平均(光熱費)との比較

ガス、車燃料が平均より多いですが、**電気が平均より少ないです。年間で317,000円の光熱費が支払われています。**

うちエコ診断WEB 結果イメージ

表 6.7 家庭や職場での省エネ化（2）

基本方針Ⅰ 省エネ化の推進	
〔基本施策1〕 家庭や職場での省エネ化	
◆取組② 施設の省エネ化の推進・促進 住宅・建物を省エネ化（断熱化や高効率機器等の導入）し、施設や建築物においてエネルギーマネジメントシステム（FEMS、BEMS、HEMS）の導入に取り組みます。また、可能であれば ZEH・ZEB 化も検討することで、地球温暖化防止に取り組みます。	
市民	住宅を新築・改築・購入する際は、省エネ住宅や HEMS の導入を検討し、可能であれば ZEH 化も検討する。また、住宅を賃借する際も、省エネ化、HEMS 導入済、ZEH 化された物件を検討する。
事業者	建築物を新築・改築・購入する際は、省エネ化や FEMS、BEMS の導入を検討し、可能であれば ZEB 化も検討する。また、建築物を賃借する際も、省エネ化、FEMS、BEMS 導入済、ZEB 化された物件を検討する。
市	建築物を新築・改築・購入する際は、最低限、省エネ化や FEMS、BEMS の導入を検討し、積極的に ZEB 化も検討する。また、建築物を賃借する際も、省エネ化、FEMS、BEMS 導入済、ZEB 化された物件を積極的に検討する。

## ZEH（ゼッチ）・ZEB（ゼブ）とは？

ZEHとはNet Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEBとは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称です。建物の断熱性能を高めて、高効率な設備を導入することによって消費するエネルギーを少なくすることで「省エネ」を実現するとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーを創り出す「創エネ」によって、エネルギー収支が正味ゼロになることを目指した住宅等をいいます。

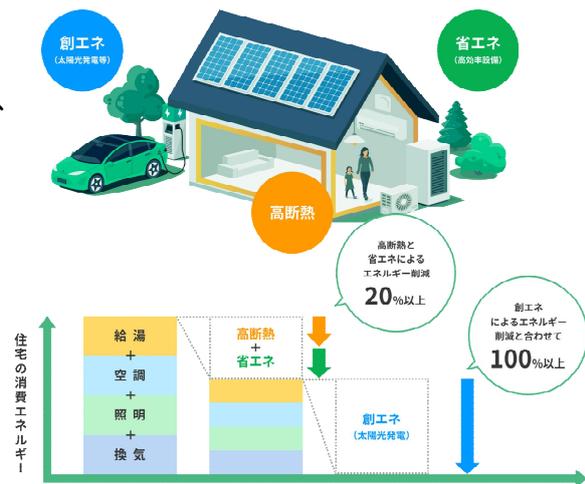


表 6.8 ごみの減量化の推進

基本方針Ⅱ 循環型社会の構築	
[基本施策1] ごみの減量化の推進	
◆取組① ごみの減量及び発生抑制の推進・促進 ごみの減量及び発生抑制により、ごみの焼却量を削減することで、地球温暖化防止に取り組みます。	
市民	商品の購入、使用、消費、廃棄の各段階において、ごみの減量及び発生抑制につながる選択をする。また、その選択をすることで、生産者のごみ減量及び発生抑制に寄与した商品の開発・販売を促す。
事業者	商品の購入、使用、消費、廃棄の各段階において、ごみの減量及び発生抑制につながる選択をする。また、その選択をすることで、生産者のごみ減量及び発生抑制に寄与した商品の開発・販売を促す。
市	商品の購入、使用、消費、廃棄の各段階において、ごみの減量及び発生抑制につながる選択をする。また、その選択をすることで、生産者のごみ減量及び発生抑制に寄与した商品の開発・販売を促し、生ごみ処理機及び処理容器補助金の交付を実施することで、市民の生ごみ減量を促す。

### 生ごみ処理機及び処理容器補助制度

市では、家庭用生ごみ処理機及び処理容器を購入した市民の方に助成を行っています。

種類	補助率	限度額
生ごみ処理機	本体価格の1/3	20,000円
生ごみ処理容器	本体価格の1/2	3,000円

※申請方法等、詳細は市HPでご確認ください。



表 6.9 ごみの循環利用の推進

基本方針Ⅱ 循環型社会の構築	
〔基本施策2〕 ごみの循環利用の推進	
◆取組① ごみの循環利用の推進・促進 ごみの循環リサイクル活動等、資源の循環利用を推進・促進し、環境負荷の軽減につながる選択をすることで、地球温暖化防止に取り組みます。	
市民	商品の購入、使用、消費、廃棄の各段階において、ごみの循環利用につながる選択をする。また、その選択をすることで、ごみの循環利用に寄与した商品の開発・販売を生産者に促す。
事業者	商品の購入、使用、消費、廃棄の各段階において、ごみの循環利用につながる選択をする。また、その選択をすることで、ごみの循環利用に寄与した商品の開発・販売を生産者に促す。
市	商品の購入、使用、消費、廃棄の各段階において、ごみの循環利用につながる選択をする。また、その選択をすることで、ごみの循環利用に寄与した商品の開発・販売を生産者に促す。

### ごみを減らすキーワード4つのR（4R）

4Rとは、4つの言葉の英語の頭文字（R）をとった、ごみを減らすためのキーワードです。一人ひとりが継続的に行動することが大切です。

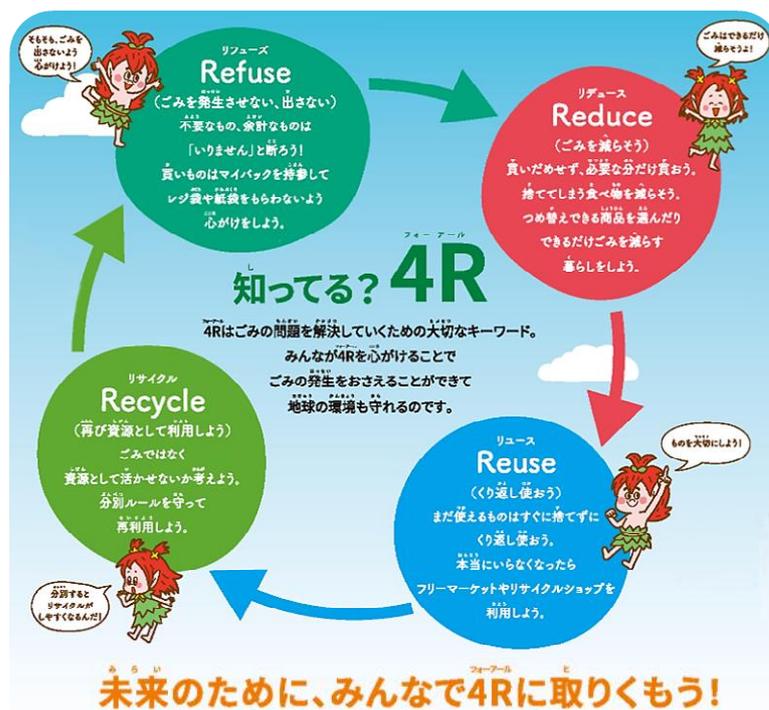


表 6.10 温室効果ガス排出抑制に寄与するエネルギーへの転換（1）

基本方針Ⅲ 温室効果ガスの排出抑制	
[基本施策1] 温室効果ガス排出抑制に寄与するエネルギーへの転換	
◆取組① 使用エネルギーの見直し 使用しているエネルギー（電気等）を温室効果ガス排出量が多いものから少ないものへの見直しを検討することで、地球温暖化防止に取り組みます。	
市民	家庭で使用するエネルギー（電気等）を温室効果ガス排出抑制に寄与するエネルギーに切り替えることを検討する。
事業者	職場で使用するエネルギー（電気等）を温室効果ガス排出抑制に寄与するエネルギーに切り替えることを検討する。
市	職場で使用するエネルギー（電気等）を温室効果ガス排出抑制に寄与するエネルギーに切り替えることを検討する。

### 沖縄電力（株）の「うちな～CO<sub>2</sub>フリーメニュー」

法人のお客さまを対象に沖縄電力（株）のバイオマス発電所や、県内の太陽光等に由来する非化石証書を用いてお客さまの使用電力の全部または一部のCO<sub>2</sub>排出量をゼロとする「うちな～CO<sub>2</sub>フリーメニュー」を提供しています。

市内では、2023年度実績として55件の契約があり、CO<sub>2</sub>排出量の削減効果は推計値で4,080tとなりました。



※1 FIT電気を含まず(※2参照)

※2 この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客さまを含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。

※供給する電気は、他のお客さまと同様にLNGや石炭等を用いた電源も含まれます。

表 6.10 温室効果ガス排出抑制に寄与するエネルギーへの転換（2）

基本方針Ⅲ 温室効果ガスの排出抑制	
〔基本施策1〕 温室効果ガス排出抑制に寄与するエネルギーへの転換	
◆取組② 太陽光発電設備等の導入推進・促進 住宅・建築物に太陽光発電設備等を導入し、温室効果ガス排出を抑制することで、地球温暖化防止に取り組みます。	
市民	住宅に太陽光発電設備等を導入することを検討する。また、住宅を賃借する際は、太陽光発電設備等が導入された物件を検討することで、太陽光発電設備等の導入を貸主に促す。
事業者	所有建築物に太陽光発電設備等を導入することを検討する。また、建築物を賃借する際は、太陽光発電設備等が導入された物件を検討することで、太陽光発電設備等の導入を貸主に促す。
市	公共施設（学校、庁舎、公園施設等）に太陽光発電設備等を導入する。また、住宅用太陽光発電システム補助金の交付を実施することで、住宅用太陽光発電システムの設置を市民に促す。

### 市の公共施設への太陽光発電システム設置

市と沖縄電力（株）は、2022年、エネルギーや環境、次世代教育などの分野で連携を図る包括連携協定を締結しています。

締結後の取組として、市庁舎と市内の小中学校3校を含む12施設に、太陽光発電設備と蓄電池を無償で設置し、発電・蓄電した電気を施設で使用する計画が進められています。



名護小学校の太陽光発電設備

### 市の太陽光発電システム設置補助金

市では、予算の範囲内において、住宅用太陽光発電システムを設置した市民の方に設置費の一部を補助しています。



補助対象	補助金額
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住宅の屋根への設置に適した低圧配電線と逆潮流有り連携するシステムであること。</li> <li>2. 未使用品であること。</li> <li>3. 電力会社と太陽光電力受給契約を締結し、且つ、締結した太陽光電力受給契約確認書の中で受給最大電力が10kW未満であることが確認できるシステムであること。</li> <li>4. リース契約によるシステムではないこと。</li> </ol>	設置された住宅用太陽光発電システムの受給量最大電力1万円をかけた金額 （ただし、小数点以下1桁未満は、切り捨てるものとする。）

※申請方法等、詳細は市HPでご確認ください。

表 6.11 温室効果ガス排出抑制に寄与する交通手段への転換

基本方針Ⅲ 温室効果ガスの排出抑制	
〔基本施策2〕 温室効果ガス排出抑制に寄与する交通手段への転換	
◆取組① バス・タクシーの利用推進・促進 自動車利用からバスやタクシー等の公共交通機関利用に切り替え、温室効果ガス排出を抑制することで、地球温暖化防止に取り組みます。	
市民	移動する際は、乗り合いでバス・タクシーを利用する。利用する際は、温室効果ガス排出抑制に寄与した車両を検討することで、温室効果ガス排出抑制に寄与した車両の導入を運送業者に促す。
事業者	移動する際は、乗り合いでバス・タクシーを利用することを従業員に促す。従業員は、利用する際に、温室効果ガス排出抑制に寄与した車両を検討することで、温室効果ガス排出抑制に寄与した車両の導入を運送業者に促す。
市	移動する際は、乗り合いでバス・タクシーを利用することを職員に促す。職員は、利用する際に、温室効果ガス排出抑制に寄与した車両を検討することで、温室効果ガス排出抑制に寄与した車両の導入を運送業者に促す。
◆取組② 自転車の利用推進・促進 自動車利用から健康にも良い自転車利用に切り替え、温室効果ガス排出を抑制することで、地球温暖化防止に取り組みます。	
市民	自転車を移動手段として利用する。
事業者	自転車を移動手段として利用することを従業員に促す。
市	自転車を移動手段として利用することを職員に促す。

### 市のEVコミュニティバス「なご丸」

名護市街地周辺コミュニティバス「なご丸」は、2023年より運行開始しています。移動の足にぜひご利用ください。循環線は、一律、大人200円です。学生は、半額の割引運賃です。コミュニティバスは、EVバスを活用し、CO<sub>2</sub>排出量を低減した移動手段です。



#### <運行するEVバス車両について>

- ✓ EV Motors Japan社が提供するEVコミュニティバスを導入
- ✓ 大容量バッテリーと世界最高クラスの低消費電力システムを搭載し、1回の充電で230kmの長距離走行が可能

F8 series-4-Mini Bus		シングルドア
寸法 (mm)	全長	6,990
	全幅	2,105
	全高	3,100
座席数 (人)	12(座席)+16(立席) +1(運転席)	
乗車定員 (人) ※立席込み	29名	
バッテリー容量 (kWh)	114	

表 6.12 温室効果ガス排出抑制に寄与する自動車（次世代自動車）利用の推進

基本方針Ⅲ 温室効果ガスの排出抑制	
〔基本施策3〕 温室効果ガス排出抑制に寄与する自動車（次世代自動車）利用の推進	
◆取組① エコドライブの推進・促進 エコドライブを推進・促進し、温室効果ガス排出を抑制することで、地球温暖化防止に取り組みます。	
市民	燃費の10%程度の改善が見込まれる「エコドライブ10」を実行する。
事業者	燃費の10%程度の改善が見込まれる「エコドライブ10」の実行を従業員に促す。
市	燃費の10%程度の改善が見込まれる「エコドライブ10」の実行を職員に促す。
◆取組② 次世代自動車利用の推進・促進 次世代自動車の導入を推進・促進し、温室効果ガス排出を抑制することで、地球温暖化防止に取り組みます。	
市民	車両を購入する際は、EV車等次世代自動車を検討する。また、レンタカーを利用する際も、EV車等次世代自動車を検討することで、温室効果ガス排出抑制に寄与した自動車の導入を運送業者に促す。
事業者	車両を購入する際は、EV車等次世代自動車を検討する。また、レンタカーを利用する際も、EV車等次世代自動車を検討することで、温室効果ガス排出抑制に寄与した自動車の導入を運送業者に促す。
市	車両を購入する際は、EV車等次世代自動車を検討する。また、レンタカーを利用する際も、EV車等次世代自動車を検討することで、温室効果ガス排出抑制に寄与した自動車の導入を運送業者に促す。

## エコドライブ10で燃費改善

ふんわりアクセルやアイドリングストップ、加減速の少ない運転など、ムダな燃料消費を抑制する、誰にでもできる環境にやさしい運転のことで、エコドライブを行うことで、燃費が概ね10%程度改善すると見込まれています。

### エコドライブ10

- ① 自分の燃費を把握しよう
- ② ふんわりアクセル「eスタート」
- ③ 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ④ 減速時は、早めにアクセルを離そう
- ⑤ エアコンの使用は、適切に
- ⑥ ムダなアイドリングは、やめよう
- ⑦ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑧ タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑨ 不要な荷物は、おろそう
- ⑩ 走行の妨げとなる駐車は、やめよう

無駄なアイドリングをやめて



アイドリング  
10分間  
130cc程度  
燃料消費  
(エアコンOFFの場合)

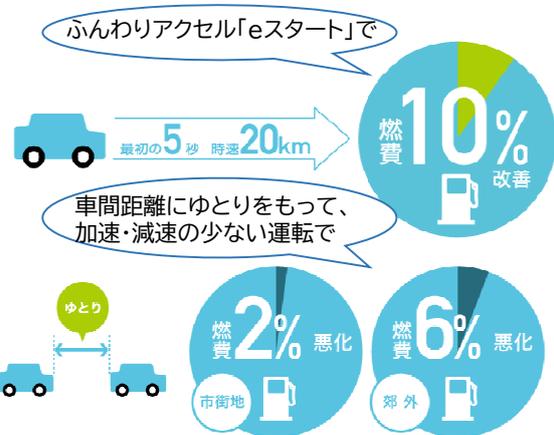


表 6.13 温室効果ガス吸収に寄与する緑地等の保全

基本方針Ⅳ 温室効果ガスの吸収源保全	
〔基本施策1〕 温室効果ガス吸収に寄与する緑地等の保全	
◆取組① 緑地等の育成・管理 温室効果ガスを吸収する緑地等を保全することで、地球温暖化防止に取り組みます。	
市民	所有地の緑地等を育成・管理する。また、市内の緑地等を管理するボランティアに参加する。
事業者	所有地の緑地等を育成・管理する。また、市内の緑地等を管理するボランティアに参加する。
市	市有地の緑地等を育成・管理する。また、市内の緑地等を管理するボランティアを募集する。

### 市有林の管理

市では、市有林の管理及び造林を実施しており、樹木の育苗にも取り組んでいます。若木は、古木よりも多くのCO<sub>2</sub>を吸収する作用があるため、古木を伐採し若木に植え替えることで森林の更新を図り、市有林の温室効果ガス吸収量を維持しています。



市の苗圃場で育成されている若木



市有林育成（施肥）の様子





温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、削減見込み量を基本方針・基本施策・取組内容ごとに示した「取組の指標」は表 6.15 のとおりです。削減見込み量については、「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠（環境省）」等の資料に基づき計算しました。

また、本計画における削減目標は、「2030 年度の温室効果ガス排出量を基準年度（2013 年度）比 26%以上削減する」としています。

削減目標を達成するためには、2030 年度の温室効果ガス排出量（BAU）を、基準年度（2013 年度）の排出量の 74%（26%削減後の値）以下にすることが求められ、必要な削減量を求める式は下記のとおりです。

#### 【削減量算出式】

$$\begin{aligned} \text{必要な削減量} &= \text{【2030 年度の温室効果ガス排出量（BAU）】} \\ &\quad - \text{【基準年度（2013 年度）排出量の 74%】} \\ &= \text{【542】} - \text{【491.6} \times 0.74\text{】} \\ &= \text{【542】} - \text{【363.784】} \\ &= 178.216 < 178.5 \end{aligned}$$

上記から、削減見込み量の 178.5 千 t-CO<sub>2</sub> は、本市の削減目標に必要な削減量である 178.216 千 t-CO<sub>2</sub> を上回る結果となりました。

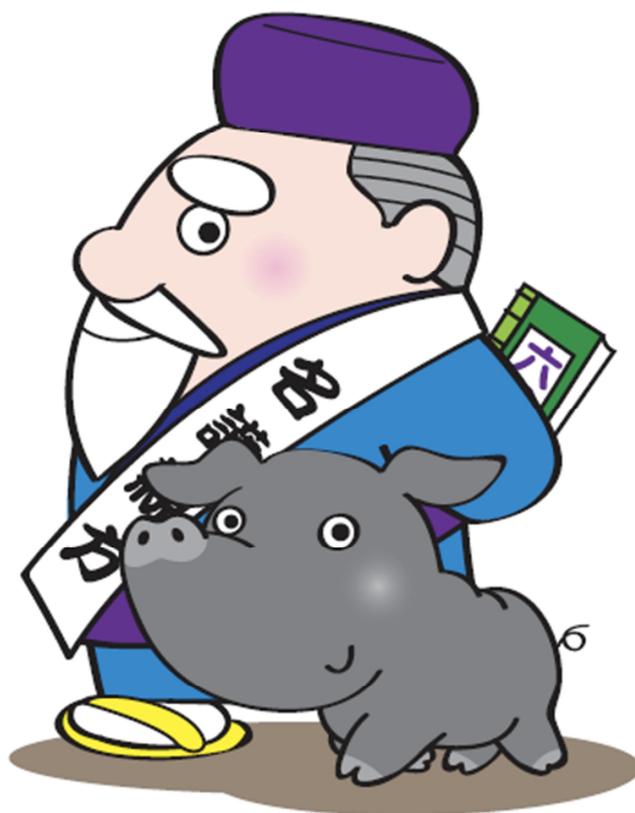


表 6.15 取組の指標

基本方針		基本施策	取組内容	目標値 (2030年)	指標	削減 見込み量 (千t-CO <sub>2</sub> )
I	省エネ化の 推進	家庭や職場 での省エネ 化	省エネ行動の推 進(節水)	—	市民1人当たり水道使 用量	51.0
			施設の省エネ化 の推進・促進	FEMS:24% HEMS:85.6% BEMS:48%	公共施設におけるエネ ルギー使用量	
II	循環型社会 の構築	ごみの減量 化の推進	ごみの減量及び 発生抑制の推 進・促進	一般廃棄物の排 出量抑制実施 率:100%	生ごみ処理機及び処理 容器補助金交付件数 市民1人当たり一般廃 棄物排出量	0.0*
			ごみの循環 利用の推進	ごみの循環利用 の推進・促進	—	1人1日当たりのごみ 排出量に占める資源化 量の割合
III	温室効果ガ スの排出抑 制	温室効果ガ ス排出抑制 に寄与する エネルギー への転換	・使用エネルギ ーの見直し ・太陽光発電設 備等の導入推 進・促進	再生可能エネル ギー比率:18%	住宅用太陽光発電シ ステム設置補助金交付件 数 再生可能エネルギー導 入実績	75.6
			温室効果ガ ス排出抑制 に寄与する 交通手段へ の転換	バス・タクシーの 利用推進・促進 自転車の利用推 進・促進	— 通勤目的の自転 車比率:20%	EVコミュニティバス利 用者数 市民1人当たり車両保 有台数
		温室効果ガ ス排出抑制 に寄与する 自動車(次 世代自動 車)利用の 推進	エコドライブの 推進・促進	エコドライブの 実施率:80%	エコドライブ講習会参 加人数	37.8
			次世代自動車利 用の推進・促進	新車販売台数に 占める次世代自 動車の割合: 70%	公用車の次世代自動車 への切り替え状況 低公害車の保有台数	
IV	温室効果ガ スの吸収源 保全	温室効果ガ ス吸収に寄 与する緑地 等の保全	緑地等の育成・管 理	緑地面積の維持	森林面積	1.7
				海草藻場等の面 積の維持	海草藻場等面積	
V	地球温暖化 防止に関す る情報の収 集・発信	地球温暖化 防止に関す る情報の収 集・発信	情報の収集・発信	省エネ情報提供 の実施率:80%	環境教育・普及啓発イベ ント参加人数	6.7
削減見込み量(千t-CO <sub>2</sub> )						178.5

※人口増加に伴い排出量の増加が見込まれるが、市民1人当たりの排出量を削減することで増加を抑える。

## 6-6 気候変動への適応策

地球温暖化に伴う気候変動は、自然環境、健康を含む社会生活等、幅広い分野に影響を与えます。適応法に基づいた「気候変動適応計画」では、7分野（「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」）について、気候変動による影響とその適応策を評価しています。

適応策は、温室効果ガスの排出を抑制する取組である緩和策を実施したとしても回避できない影響に対して、自然や社会のあり方の調整や被害の防止・軽減、その便益機会の活用等によって、その影響を軽減する取組です。また、適応策の実施により、地域レジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）強化に繋がります。

気候変動適応計画や県計画及び市の現状を踏まえた適応策は、表 6.16 のとおりです。適応法第5条及び第6条に基づき、市民、事業者は、これらの適応策に協力するよう努めなければなりません。

表 6.16 適応策

分野	適応策
自然災害 	気候変動による豪雨等の浸水被害を防止するため、雨水排水の円滑な流下を図る整備に取り組みます。
	気候変動による豪雨等の土砂災害を防止するため、造林、除伐等の森林整備に取り組みます。
健康 	気候変動による様々な感染症類の季節性や発生リスクの変化が生じる可能性があるため、これらの動向や科学的知見を収集し、情報の発信に努めます。
	気候変動による暑熱対策として、クーリングシェルターの創出に努めます。
水環境・水資源 	気候変動による渇水に備え、雨水、再生水の利用を促進するとともに、節水意識の啓発に取り組みます。
農林水産 	気候変動による災害発生にも対応する強化型対候性施設の導入、施設内高温対策の整備を促進します。
	気候変動による豪雨等の耕土流出を防止するため、農地の勾配修正、沈砂池や浸透池の整備を促進します。
自然生態系 	気候変動による定着確率の高まりが懸念されている外来生物の情報の収集発信に努めます。
産業・経済活動 	気候変動による災害発生時においても、外国人を含む旅行者が安心して旅行できるよう、災害情報の多言語発信に努めます。
市民・都市生活 	気候変動による災害発生時においても、自立的な電源となり得る再生可能エネルギーの導入を推進・促進します。
	気候変動による気温上昇がヒートアイランド現象に上乗せされるため、その抑制効果がある公園・道路等の緑化を推進するとともに、民有地の緑化も促進します。